

学 位 論 文

市民を中心としたまちづくり体制の
自律化プロセスに関する研究

Institutional Process Design for
Citizen-centered Community Development

2006 年 2 月

田 口 太 郎

学 位 論 文

市民を中心としたまちづくり体制の
自律化プロセスに関する研究

Institutional Process Design for
Citizen-centered Community Development

2006 年 2 月

早稲田大学院理工学研究科
建設工学専攻 都市計画研究

田 口 太 郎

論文目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 研究課題の整理 | 1 |
| 1-1 研究の背景と目的 | 3 |
| (1) 「まちづくり」の趨勢 | |
| (2) 「協働」によるまちづくりの台頭 | |
| (3) 「市民参加」「協働」のまちづくりから「市民主導」のまちづくりへ | |
| (4) 自治体財政の悪化と市町村合併の進展 | |
| (5) 人口減少時代の到来 | |
| (6) 研究のスタンスと目的 | |
| (7) 研究の意義 | |
| 1-2 用語の定義 | 8 |
| 1-3 研究課題の整理 | 10 |
| (1) 市民による「まちづくり」の系譜 | |
| (2) まちづくり課題の総合化 | |
| (3) まちづくりにおける主体連携の変化 | |
| (4) まちづくり課題と初動セクターの所在 | |
| (5) まちづくりの動機と課題の性質 | |
| (6) まちづくり体制の自律化 | |
| (7) まちづくり体制の自律化プロセス | |
| 1-4 研究の方法 | 20 |
| (1) 論文の構成と方法 | |
| (2) まちづくり事例のレビュー | |
| (3) 研究対象の位置づけ | |
| 1-5 既往の研究と本研究の位置づけ | 27 |
| (1) 「まちづくりの体制」と「まちづくりのプロセス」の視点 | |
| (2) まちづくりの体制に関する研究 | |
| (3) まちづくりのプロセスに関する研究の系譜 | |
| (4) 本研究の位置づけ | |

| | |
|--|----|
| 第2章 市民セクター単独によるまちづくりのプロセス | 43 |
| 2-1 はじめに | 45 |
| (1) 本章の背景と目的 | |
| (2) 調査分析の枠組みと方法 | |
| 2-2 荒木町におけるマンション紛争の実態 | 48 |
| (1) 荒木町12番地の来歴 | |
| (2) 荒木町12番地の独自性を規定する固有条件 | |
| (3) 荒木町12番地におけるマンション紛争の折衝経緯の把握 | |
| (4) 折衝経緯の段階の分析 | |
| 2-3 荒木町12番地における折衝の論拠 | 56 |
| (1) 地形条件 | |
| (2) 私道の共同管理 | |
| (3) 折衝役の存在 | |
| 2-4 折衝プロセスと論拠・条件の対応 | 61 |
| (1) 紛争時に於ける荒木町12番地の対応 | |
| (2) まとめ | |
| 2-5 本章のまとめ | 63 |
| (1) 折衝経緯 | |
| (2) 折衝論拠 | |
| (3) 各プロセスにおける論拠 | |
| (4) 荒木町におけるまちづくり体制の変遷プロセス | |
| (5) 荒木町におけるまちづくりプロセスの成果と課題 | |
| (6) 今後の展望 | |
| | |
| 第3章 市民セクターによる初動から他のセクターとの連携により発展した まちづくりのプロセス | 71 |
| 3-1 はじめに | 73 |
| (1) 本章の背景と目的 | |
| (2) 調査分析の枠組みと方法 | |
| 3-2 伊座利地区の固有条件 | 75 |
| (1) 対象地の概要 | |

| | |
|---|-----|
| (2) 伊座利の固有条件 | |
| (3) 伊座利地区が有していた課題 | |
| 3-3 集落内外の主体の連携の形成経緯 | 79 |
| (1) 集落内外の各主体の連携の形成経緯 | |
| (2) 連携における各主体の役割 | |
| (3) 主体が役割を果たす背景となった固有条件 | |
| (4) 連携形成の発展プロセス | |
| 3-4 集落内外連携発展による成果と課題 | 89 |
| (1) 連携発展による成果と課題 | |
| (2) 活動負担の偏向と各主体の意識 | |
| (3) 小括 | |
| 3-5 本章のまとめ | 95 |
| (1) まちづくり体制の発展プロセスと集落内外連携が果たした役割と課題 | |
| (2) 集落内外連携の今後の方向性 | |
| | |
| 第4章 行政セクターによる初動から市民セクター主導となったまちづくり のプロセス | 101 |
| 4-1 はじめに | 103 |
| (1) 本章の目的 | |
| (2) 調査分析の枠組みと方法 | |
| 4-2 研究所の活動と市民組織の誕生 | 105 |
| (1) 小田原市の概要 | |
| (2) 研究所の概要 | |
| (3) 研究所の研究活動 | |
| (4) 研究所からの誕生した市民組織の概要 | |
| 4-3 研究所からの活動の独立プロセスの把握 | 111 |
| (1) 研究所関係者の属性と研究所参画理由 | |
| (2) 研究所での活動 | |
| (3) 活動の独立プロセスの把握 | |
| (4) 活動の独立プロセスにおける研究会の効果 | |
| 4-4 研究所非関係者の参画経緯の把握 | 116 |

| | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 研究所設立以前の活動 | |
| (2) 研究所の活動の認知 | |
| (3) 市民組織への参画者の参画経緯と理由 | |
| 4-5 市民組織の誕生と非関係者との連携 | 119 |
| (1) 研究所の公開研究会への参加 | |
| (2) 研究所からの誕生後の研究所関係者と非関係者の関係 | |
| (3) 研究所関係者、非関係者の連携による組織形成 | |
| 4-6 まちづくり市民組織の独立プロセスと各関係主体の役割 | 122 |
| (1) まちづくり活動主体の独立プロセスと研究所の役割 | |
| (2) まちづくり体制の変遷プロセス | |
| (3) 市民セクター主導のまちづくりの起点としての研究所の成果と課題 | |
| (4) 今後の展望 | |
| | |
| 第5章 市民を中心としたまちづくり体制の自律化プロセス | 129 |
| 5-1 本章の目的 | 131 |
| 5-2 各章の論旨の展開と研究方法 | 131 |
| 5-3 事例にみる自律化プロセスの進展要因 | 133 |
| (1) 第一段階から第二段階へ | |
| (2) 第二段階から第三段階へ | |
| (3) 第三段階から第四段階へ | |
| (4) 段階変遷の共通性 | |
| 5-4 まちづくり体制の自律化プロセス | 136 |
| 5-5 自律化プロセスの変遷メカニズム | 138 |
| (1) 初動段階から活動拡大段階へ | |
| (2) 活動拡大段階から連携段階へ | |
| (3) 連携段階から連携拡大期へ | |
| 5-6 まちづくりプロセスの独自性を規定する地域の固有条件 | 141 |
| (1) 自然条件 | |
| (2) 生活条件 | |
| (3) 社会資本 | |

| | |
|------------------------------|-----|
| 終章 研究の総括 | 147 |
| 終-1 プロセスの各段階における各主体間の関係 | 149 |
| (1) 初動期／課題の発生と取り組み主体の登場 | |
| (2) 活動拡大期／取り組みの多角化と新たな主体との連携 | |
| (3) 連携期／連携を通じた活動の広がり | |
| (4) 連携拡充期／複数の主体の連携による補完体制の確立 | |
| (5) 様々な主体による多角的公共サービスの提供 | |
| 終-2 プロセスの実現に向けた提案 | 154 |
| (1) 行政の役割 | |
| (2) 専門家の役割 | |
| (3) 成熟した主体の役割 | |
| 終-3 各章の要約 | 157 |
| | |
| 参考文献・図表・研究業績一覧 | 163 |
| | |
| 謝辞 | 179 |

第1章 研究課題の整理

1-1 研究の背景と目的

(1) 「まちづくり」の趨勢

我が国におけるまちづくりは、1960年代に、生活の質の改善を訴える市民運動から始まり、その始動から40年あまりを経て現代のまちづくりに至ったと言える。また、その運動分野は、高度経済成長期に無計画に広がった工業地域やその工場からの排水や排煙など住生活を脅かす環境悪化など、いわゆる「公害」に対する反対運動から始まり、続いてまちなみ保存や福祉のまちづくりへと続いていった。

今日では、市民参加のまちづくりが全国へと広がり、「まちづくり」という用語自体も一般的に定着してきたといえる。その一方で、その語感の良さなどからさまざまな場面で使われるようになり、市民による草の根レベルの活動から、いわゆる大型の公共事業や再開発、迷惑施設にいたるまで、さまざまな「まちづくり」が使われるようになった。

行政における「参加のまちづくり」は革新自治体による直接市民参加のキーワードとして使われはじめ、今ではあらゆる計画やスローガン、選挙公約に欠かせない用語となった。しかし一方で、市民参加が前提となりつつある現在の行政によるまちづくり施策策定の場面ではアライバイづくり的な市民参加の懸念が広がる（注1-1）など、市民参加自体も過渡期にきていると言える。また、一般にも、「市民参加から市民主導へ」と言われるなど、行政への市民の「参加」からより積極的な「市民主導」のまちづくりへの行政の「支援」へと社会は移り変わっていると見える。つまり、今日までの行政による「ガバメント」の体制から市民を中心とした多様な主体による「ガバナンス」（注1-2）の時代が到来している。

(2) 「協働」によるまちづくりの台頭

我が国の地域社会は元来「結」や「講」といった相互扶助の制度を基盤とした農村型社会の特質を有してきた（注1-3）が、高度経済成長期、バブル経済期を経て、市民の価値観は多様化し、生活の圏域も広がった。これまでの集落や大字規模の地縁に基づいた相互扶助による地域社会の運営は限界に来ていると言える。一方で、行政による公共サービスの提供にも同様の理由から限界が来ている。そこで今後は、時代に沿った生活圏域の中で、市民を中心とした自律した地域社会の体制を形成していく必要がある。そのためには、地域社会にお

(2) 伊座利の固有条件

伊座利地区は、急峻な山地と太平洋に囲まれ地形的に孤立し、小規模ながら単独で漁業協同組合を構成し、学校を集落内に有している。基幹産業は漁業であり大型定置網、採貝採藻、刺し網を主要漁法としている。1955年に道路整備がされるまでの交通手段は、海上交通と馬と人足による陸上交通のみであった。また、大型定置網漁は、漁船の機械化が進むまで、多人数の共同作業により行われていたことや、1973年の漁港整備までは浜漁港であったことから、船の揚げ下ろしや魚の運搬などは地区住民総出の共同作業で漁が行われていた。漁業協同組合は地区の全住民で構成され、直接漁をしない組合員にも漁の余剰分配が行われてきた。さらに、地区に永住しない学校の教職員や留学生の家族やIターン者、Uターン者などの地区への新規転入者にも採貝権を認めているなど、新規住民を積極的に受け入れている。学校では、地区住民の協力により地域学習が積極的に実施され、住民向けの公開講座の開催や地区の祭り、運動会への参加等、地区住民の生活と接点が多い。

学校教員、転入者へのインタビュー調査から、地区住民が学校を大切に思い、協力を惜しまない、転入者に対しても他の住民と同じように受け入れてくれるなどの特徴が挙げられ、新しい連携に積極であることが伺える。

以上より対象地の固有条件として次のことが挙げられた。

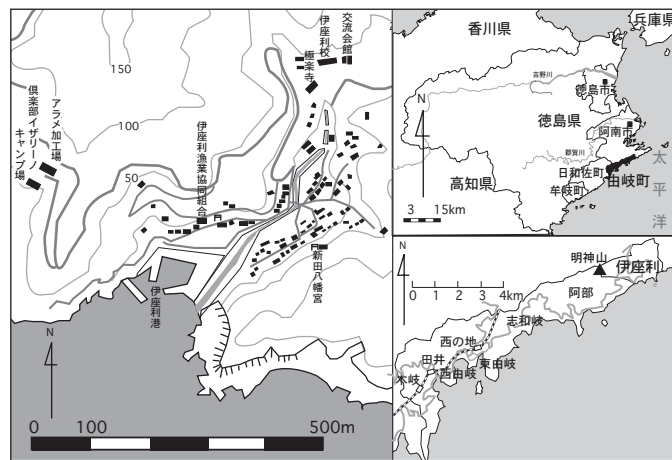


図 3-1 伊座利地区の位置

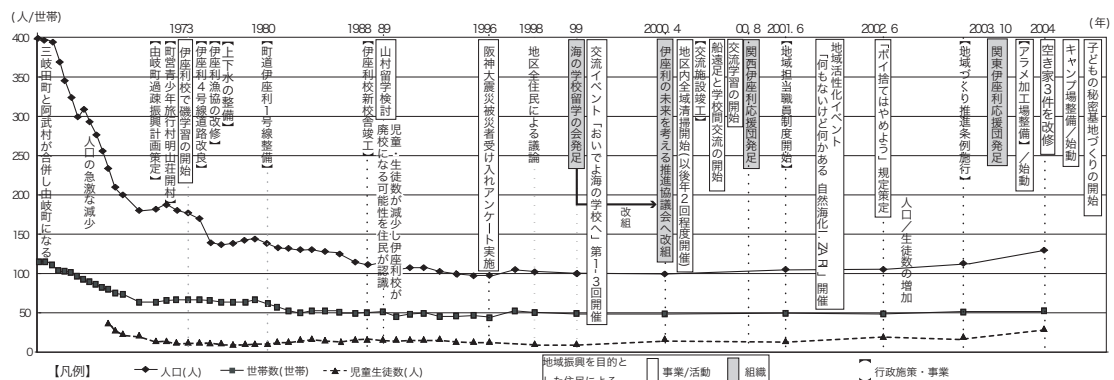


図 3-2 伊座利地区におけるまちづくりの沿革

いてまちづくりを率先して主導する市民セクターのなかに活動主体を形成し、関係する複数の主体間の連携を通じて「新しい公共」（注 1-4）を形成していく必要がある。

（3）「市民参加」「協働」のまちづくりから「市民主導」のまちづくりへ

2000年の地方自治法改正に伴い、市民と行政のパートナーシップ（注 1-5）の重要度がさらに高まり、これからのまちづくりを進めていく上では欠かせない事項となった。

建築・都市計画分野におけるパートナーシップについては、当初は「協議型まちづくり」と呼ばれ、主に行政と民間による開発行為などの経済活動を促進するためのパートナーシップであった。具体的には、1988年の再開発地区計画制度の創設から行政と民間企業のパートナーシップの形成が制度上も用意されるなど、積極的な都市開発の手法としてパートナーシップは位置づけられていた。このように「パートナーシップ」という用語は当初は、新規の都市開発の場面で産官共同による事業におけるいわゆる「民活」といった民間企業とのパートナーシップのもとに進められた都市開発の用語として用いられていた。

しかし、1992年の都市計画法改正に伴い全国の自治体に市町村都市計画マスタープランが導入され、その策定にあたり「住民の意見を反映させる措置」が強調されたことにより、市民参加のまちづくりが全国へと広がったためと考えられる。これは「まちづくり」における市民の参加が法制度上に位置づけられ、「市民参加のまちづくり」が全国的に展開するきっかけとなった。この流れを経て、我が国のまちづくりは市民と行政や専門家などのパートナーシップによって進められる事が一般的になってきたと言える。その後、NPO法の施行もあり、ますますパートナーシップの重要性は高まっていると言え、新しい担い手によるまちづくりへの関心はいつそう高まっている。

しかし、このような新しい担い手となりうる主体が十分に育っていない地域では従来の公共サービスに変わる新たなサービスの提供が続けられる、今後、地域住民の生活の中に様々な支障が生まれてくると思われる。こういった地域では新しい公共サービスの担い手となる主体を生み出し、行政や他の主体との連携のもとで地域総体としてのまちづくりを進めていく必要がある。

(4) 自治体財政の悪化と市町村合併の進展

バブル経済の崩壊以降の我が国の国家・地方財政自体の悪化にともなう財政改革により今日まで地方財政を支えてきた地方交付税が大幅に減少するなどの要因から、地方自治体の財政は近年になり、特に財政が逼迫してきた（注 1-6）。さらには市民の価値観の多様化により、基礎自治体をはじめとした公共セクターによる市民へのきめ細やかな公共サービスは難しくなるなど、これまでのような行政による画一的な公共サービスの提供の継続には多くの不安材料がある（注 1-7）。

この流れの中、合併特例法による、いわゆる「平成の大合併」は 3,000 を超えていた我が国の基本的な自治圏域である基礎自治体の数を大幅に減少（注 1-8）させた。これにより、今日までの公共サービスの中心をなしてきた基礎自治体の管轄面積は大幅に広がった。我が国における大規模な基礎自治体の合併政策は明治維新以降、「明治の大合併」「昭和の大合併」以降 3 度目となるが、今回の合併でも多くのメリットとデメリット（注 1-9）が挙げられている。

以上から今後の基礎自治体による自治は広域的であり、効率的なサービスの方向に向かうと予想され得る。こうした一方では、財政のスリム化を目指した自治体による公共サービスの効率化が進むなかで、NPOをはじめとした市民側の新しいセクターによる公共サービスの提供が始まり、その可能性も高く評価されている。

(5) 人口減少時代の到来

我が国は 2004 年をピークとして人口減少時代に突入した、と言われている（注 1-10）。我が国における人口減少は初めての経験となり、今日まで様々な仕組みの前提となっていた、基本的な人材の確保が必ずしも可能ではなくなる、ということが予想される。また、人口減少の一方で医療技術の発展などから、高齢者数も当面の間は増え続け、高齢化率は上昇を続ける。こういった、世界を見渡しても例を見ない極端な人口減少、世代偏重の社会における公共施策は新しい局面を迎えざるを得ない。また、就労人口の減少は税収を減少させ、財政の悪化をもたらし、その影響は公共サービスの低下、効率化となって現れると考えられ、その補完措置を早急に検討する必要がある。一方で、2007 年問題など「団塊の世代」と呼ばれるベビーブーマーの大量退職に伴う労働者不足が社会的に問題視される一方、まちづくりの立場では、新しい担い手の層としての団塊の世代に期待する部分は大きい。

(6) 研究のスタンスと目的

1) 研究のスタンス

本研究では、「まちづくり」を『市民による生活向上を目指した地域での自主的な社会的活動の集合』としてとらえ、「まちづくりは市民を中心とした自律的な体制で進められるべきである」という前提のもと、まちづくり体制の自律化プロセスをデザインすることを目指すものである。そのため、市街地再開発事業などの「まちづくり事業」については本研究で扱う「まちづくり」の対象外として研究を進める。

また、本研究では「まちづくり体制の自律化プロセス」を『特定の圏域において、複数の主体間での認知・補完により、市民主導の地域運営体が形成される過程』と定義する。

2) 研究の目的

本研究は、まちづくりの事例調査を体制とプロセスに着目して分析を行い、まちづくり体制の自律化プロセスの変遷メカニズムが明らかにしたうえで、プロセスの各段階における、各主体の役割の変遷を示すことを目的とする。

以下、本研究の細目的を挙げる。

1. 「市民セクター単独によるまちづくりのプロセス」として、都心部における住民単独による開発コントロールを実現している事例のプロセスから、市民セクターにより初動し、市民セクター内での連携を通して発展したまちづくりのプロセスにおける各関係主体の役割とそれを規定した地域の固有条件との関係について示す。

2. 「市民セクターによる初動から他のセクターとの連携により発展したまちづくりのプロセス」として、市民セクターにより初動し、行政をはじめとした地域内外の主体の連携により発展したまちづくりのプロセスにおける関係主体の役割と、その背景にある固有条件との関係を示す。

3. 「行政セクターによる初動から市民セクター主導となったまちづくりのプロセス」として行政内部の市民参加型研究組織を起点としたまちづくりプロセスにおける関係主体の役割を示し、その条件となる固有条件との関係を示す。

4. 以上から、発意者単独の行動から様々な主体との連携を通じてまちづくり体制が自律化するプロセスと、その変遷メカニズムを示すと共に、プロセスにおける地域の固有条件の影響を示し、各段階における関係主体の果たすべき役割を示す。

(7) 研究の意義

これからの人口減少がすすむ成熟化社会においては、地域に住まう人々個人個人がそれぞれの価値観のもとに良好な暮らしを営み、責任ある社会参加のもとで自らの地域を運営していく必要がある。しかし一方で市民は必ずしもまちづくり体制を自律化させるノウハウを持ち合わせているわけではない。これからは、市民まちづくりに対して行政や専門家など、計画主体は必要な支援を必要な段階で行い、プロセス全体をデザインしていく必要がある。

一方で、市民社会の成熟化により様々な目的を持った市民組織が誕生し、成熟しつつある。これからは地域に複数存在する様々な目的を持った市民組織の緩やかな連携を促し、地域全体としてまちづくりを進めていく体制を構築していく必要がある。

本研究は、まちづくりを市民活動の集積としてとらえ、まちづくりの体制に着目することで単一のまちづくり組織の発展プロセスから複数組織の連携や役割分担からなる体制に着目し、その自律化プロセスを示した上で、プロセスの中の各場面での各主体の役割を示すことにより、市民まちづくりの成熟プロセスのデザインを目指すものである。これにより、成熟した市民まちづくりとそれを支援する行政、専門家といった体制が形成され、市民を中心としたまちづくり体制の自律化が実現すると考えられる。

1-2 用語の定義

1) まちづくり体制の「自律」

本研究では「まちづくり体制の自律」を「特定の圏域において、複数の主体間での認知・補完により、市民主導の地域運営体が形成されている状態」と定義して研究を進める。ここでいう「自律」とは他者との対等な関係の元に適切な協力関係を保ちながら、それぞれの集団がそれぞれの存在目的を達成し、総体として公共的役割を果たしていくことである。吉阪隆正が提唱した「不連続統一体」は個々人の不連続性の元に総体としての統一性の概念を示したが、本研究でいう「自律」とは個々の「集団」あるいは「個人」がそれぞれの不連続性／独立性を確保しながら総体として「まちづくり」という公共的な目的の元に相互にネットワークを形成している状態を言う。

2) まちづくりの「主体」

本研究では、まちづくりに参画する組織や個人でまちづくりに参画するにあたり、単一の意志を持った個人／集団として研究を進める。

3) まちづくりの「体制」

本研究では、まちづくりに関係する複数の主体の関係の状態をまちづくりの「体制」として研究を進める。

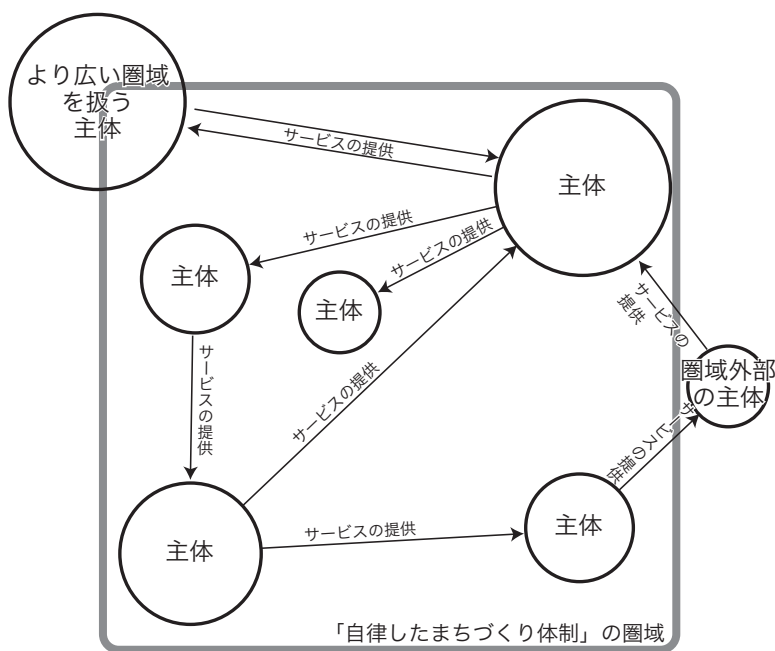


図 1-1 「自律」したまちづくりの体制と圏域

4) セクター

本研究では、市民、行政、企業、NPOなど同一の性格を有する領域をセクター（注1-11）として研究を進める。具体的には市民セクター：市民個人や市民グループ、行政セクター：自治体や公的機関、専門家セクター：まちづくりの専門性を有した個人／集団、企業セクター：営利を目的とした活動を行う集団などが想定される。

「主体」と「セクター」の関係を図1-2に示す。

5) 連携によるまちづくり

「連携」が形成されている状態とは、複数の主体が一定の関係のもとで、連動して活動を進めている状態のことである。本研究で取り扱う「連携によるまちづくり」とは、「複数の『主体』がそれぞれを認識し、積極的に情報交換を行いながら、あるいは実際に協働して活動するにより進めるまちづくり活動」とする。

6) 固有条件

本研究では、地域の独自性を規定する条件を「固有条件」とする。具体的には、「対象とする地域の地域社会を取り巻く固有性を規定する環境の諸条件」を総じて「固有条件」として示す。

7) 圏域

本研究では、「まちづくりの活動がその対象としている地域の広がり」をそれぞれのまちづくりの「圏域」として研究を進める。そのため、本研究で取り上げる事例毎にその圏域は変化するものとして研究を進める。

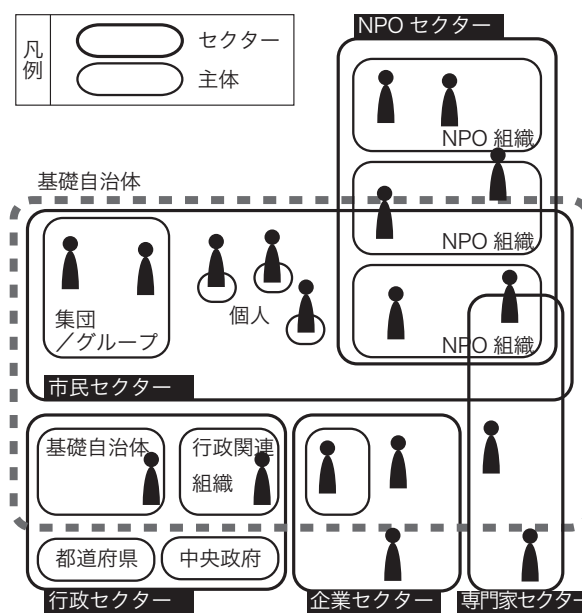


図1-2 「セクター」と「主体」の関係

1-3 研究課題の整理

(1) 市民による「まちづくり」の系譜

我が国における今日までの一連のまちづくりの成熟プロセスを、佐藤（2004）は対象とする課題から3つの世代に整理している。具体的には、第一世代は70年代から80年代の中盤にかけてのまちづくりの勃興期、第二世代は80年代以降の特定のテーマを持った一点突破型のまちづくり、第三世代は近年起こりつつある様々なテーマを包括した多様な課題を対象とした「地域運営」である、としている。このことから分かるように、当初のまちづくりは、特定の問題や課題を持ち、その解決に向けた市民運動であったのに対して、経験蓄積を経た今日では、特定の地域課題への対応行動として初動したのも、その成熟過程のなかでより総合的な地域課題に対応した持続的な対応行動へと推移し、この中でまちづくりに参画する主体が様々な連携を形成し、活動が展開されていると考えられる。

また、後藤（2005）は「新・内発的まちづくりの段階」として、まちづくりの主体とその移り変わりの視点から、「新しい公共の誕生」「社会資源の発見」「社会資本の形成」「社会システムの創発」と続く一連の取り組み、としており、これは、まちづくりを俯瞰した場合の状況の推移を示しているといえる。

以上から、まちづくりの成熟のプロセスには1. 課題の多様化／総合化、2. まちづくりの内発化、という2つの視点からの見方があることが分かる。

(2) まちづくり課題の総合化

饗庭（2003）はまちづくりの状況を「まちづくりの課題の状況」と「主体の状況」の2軸による整理から、「Ⅰ．課題は自治体の手で解決可能であり、市民サイドに多くの主体が存在する」「Ⅱ．課題は自治体の手で解決可能であり、市民サイドに主体が存在しない」「Ⅲ．課題は自治体のみでの解決が難しく、市民サイドに主体が存在しない」「Ⅳ．課題は自治体のみでの解決が難しく市民サイドに主体が存在する」の4つの類型に整理している。そのため、まちづくりを初動するセクターがまちづくり活動を展開する目的もこの整理から4つの領域に位置づけることが可能であり、そのプロセスを経るにつれ、対象とする課題が一つの領域から全体を包括する総合的なものへと推移するものと考えられる。

このことから、まちづくりの課題により解決主体となるセクターが異なり、まちづくりの

プロセスを通じて、個別課題に対応した解決行動から、総合的なまちづくり活動へと展開していくことが伺える。また、この発展プロセスも、それぞれの地域の生活風土や歴史的文脈から形成される地域固有の条件によりそれぞれ異なってくる。

(3) まちづくりにおける主体連携の変化

まちづくりにおける主体の連携は、一般に「参加のまちづくり」や「パートナーシップ」などと呼ばれ、様々な連携の形が提唱されてきた。中でももっとも早い段階から言われている「参加のまちづくり」は1970年代に登場した革新自治体にける直接参加である。その後のまちづくりの進展と共に様々な形での様々な主体間の連携が図られてきた。今日では「参加」の枠組みを超え、市民と行政が対等の関係のもとで「パートナーシップ」を組み、それぞれの役割分担を果たして育児期にさしかかっている。また、連携の対象となる主体は地域の内部にとどまらず、地域間を移動する人間をも主体として位置づけられ（注1-12）、連携の対象は拡大している。

(4) まちづくり課題と初動セクターの所在

饗庭によるまちづくりの状況の整理を参考に、市民によるまちづくりの状況を「まちづくり課題の状況」と「まちづくりの初動セクターの所在」から整理する。その結果、1. 市民セクター以外のセクターが初動し、市民セクターを中心としたまちづくり体制へと移行したまちづくり、2. 市民セクターが初動し、他のセクターとの連携によりまちづくり体制が自律化したまちづくり、3. 市民セクター以外のセクターが初動し、市民不参加により進められるまちづくり、4. 市民セクターが初動し、他のセクターとの連携を図ることなく独自に進められるまちづくり、に分類された。なお、本論文で扱う「まちづくり体制の自律」は市民セクターを中心とした体制、と位置づけているため、「3. 市民以外のセクターが初動し、市民不参加により進められるまちづくり」は研究の対象としない。また、各分類における課題を以下に示す。

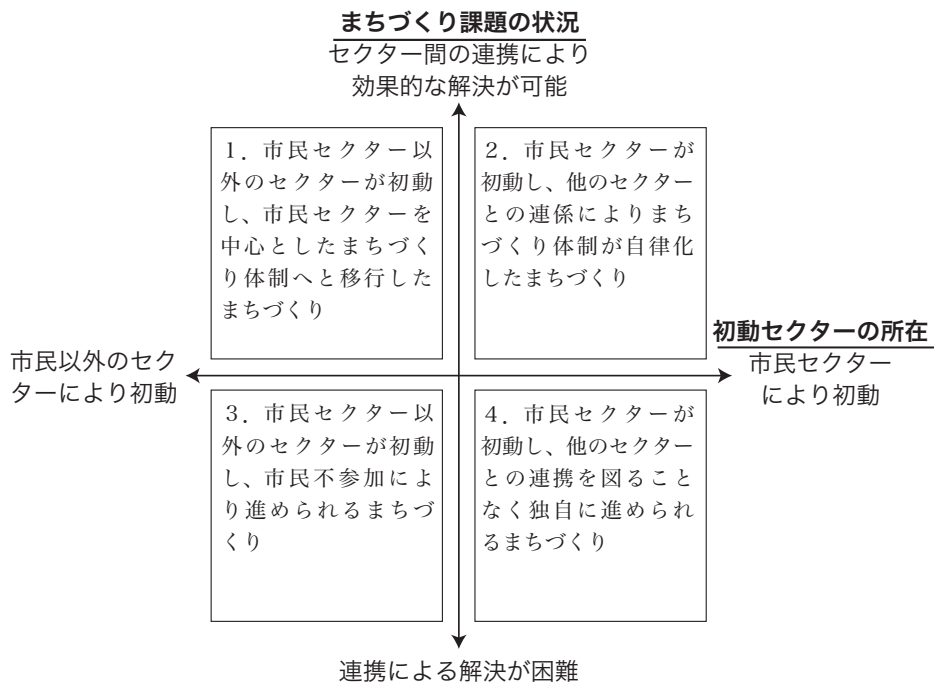


図 1-3 まちづくりの状況と初動セクター

1) 「市民セクター以外のセクターが初動し、市民セクターを中心としたまちづくり体制へと移行したまちづくり」の課題

市民以外のセクターが初動の場合、行政セクターによる初動であることが多い。行財政の悪化や、市町村合併に伴い地域内分権が進む中、住民自治の受け皿となる市民セクターの主体を育成する必要から行政セクターにより計画的に初動されるケースがある。また、過疎化などへの対策も行政による初動があってはじめて住民にも対策を講じる手段が提示されることもある。

2) 「市民セクターが初動し、他のセクターとの連携によりまちづくり体制が自律化したまちづくり」の課題

市民セクターにより初動したまちづくりは、市民個人の自発的問題意識や、アイデアに端を発しており、そのアイデアを事業として成立し、具体のまちづくりへと活かしていく事になる。また、対象とする課題が公共的な事項であれば行政セクターや他の主体の支援を仰ぐ論拠としても成り立つため、複数の主体連携を形成しやすい。

3) 「市民セクターが初動し、他のセクターとの連携を図ることなく独自に進められるまちづくり」の課題

再開発やマンション建設など法的な規制をクリアしているにも関わらず住環境の悪化をもたらすなど、公的セクターでは対応できない課題に関しては行政セクター以外の主体が連携し、対応する必要がある。この場合、その被害を最も顕著に受ける市民セクターが初動し、他のセクターが支援するという体制が築かれやすい。

(5) まちづくりの動機と課題の性質

まちづくりは生活を営む上での様々な課題の解決や欲求の充足を目指す動機で初動する、といえる。そのため、まちづくりの取り組みが対象とする課題も、生活行為を続ける上で必要不可欠なものから、生活の質や生き甲斐の向上を目指したもののレベルまで様々であると言える。また、同様に課題の性質により取り組む主体や方法もそれぞれであるといえる。

マズローの欲求段階説を参考にまちづくりの動機を整理する。

1) Physiological Needs 居住条件維持のための課題解決

地域で生活を営むことができなくなる状況における課題解決にむけた活動などが挙げられる。具体的には、環境汚染をもたらす工業誘致に対する反対運動を皮切りに始まった住環境悪化阻止を目指した反対運動がその初期事例といえる。現在ではこの課題は公害などの健康被害をもたらす動きへの反対運動から、ビル風被害に対する反対運動や日照権の要求や景観権など、要求内容も拡大してきている。これらの課題は、地域において徐々に深刻化してくることで共有される課題とは異なり、外部からの開発圧力など地域に新たな条件が加わることで発生する課題への対応となる。そのため、これらの課題では具体的な加害者や被害者が特定され、この被害者同士はその解決に向けて必然的に連携を図らざるを得ず、連携が図れない場合は解決が難しい問題でもある。

2) Safety-Security Needs 不安解消を目指した課題解決

地域での生活を営む上で、後に起こりうる災害や危機的状況の予測から、その不安材料を取り除くことを目的とした活動などが挙げられる。地域において旧来から続いてきた生活文化、習慣が社会の変化に対応しきれずに、徐々に深刻化する課題であるといえる。具体的には、木造密集地域における防災まちづくり運動などから始まったものがある。今日では福祉など身体的弱者への対応から防災・防犯を目的とした、安全マップづくりへとその対象は拡大している。

3) Belongingness-love Needs 地域社会の再生を目指したまちづくり

価値観の多様化により、地域社会が衰退し、「隣に住む人の顔も分からない」といった状況を打開することを目指した活動などが挙げられる。具体的には子どものまちづくりや新興住宅地での市民祭りなどが挙げられ、今日では地縁コミュニティのみならずテーマコミュニティの発展によって、様々な活動目的を持った活動組織が誕生している。

また、同様に高度経済成長期以降の人口移動により、過疎化が進んだ農山漁村における、人口の回復や地域の再活性化、集落の維持管理を目指したむらおこし・まちおこしなどの活動もこの段階から発するまちづくりといえる。

4) Esteem Needs 将来ビジョンづくりを契機としたまちづくり

市民自らの社会参加を表明することを目指した活動などが挙げられる。具体的には地域の将来ビジョンづくりや提案など将来構想の策定プロセスへの参加である。総合計画や都市計画マスタープラン、H O P E 計画といった地域の将来構想の策定といったイメージづくりへの参画と、その実現に向けた活動である。具体的には近年になって着目される、まちづくりN P O や中間セクターなどが挙げられる。

5) Self-Actualization Needs 地域の発展を目指したまちづくり

地域での活動を通じて、地域のさらなる発展を目指す活動などが挙げられる。課題の解決に向けた行動よりも、むしろ地域資源を発展昇華させる活動である。具体的には近年になって、見られるようになったコミュニティ・ビジネスをはじめとした地域資源を活用した経済活動などが挙げられる。これらの活動は地域の中でも創造意欲のある市民が中心となって、地域内外を対象とした活動を展開している。

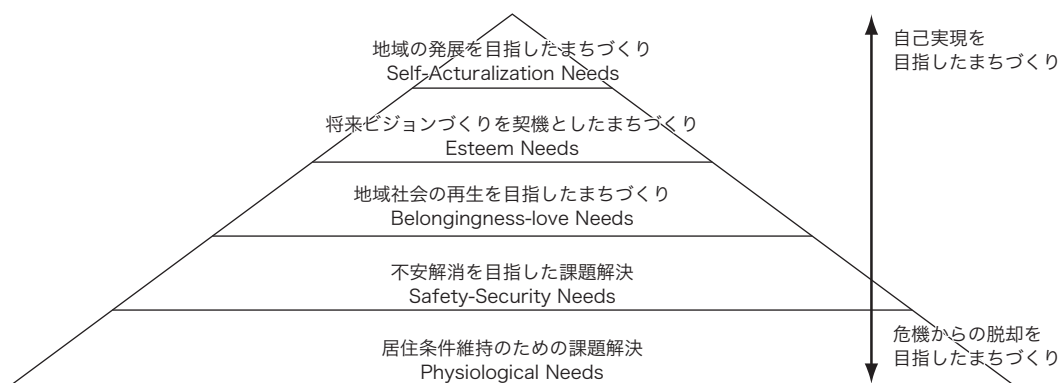


図 1-4 まちづくりの動機の5段階

(6) まちづくり体制の自律化

1) 既往の「自律的まちづくり」の概念

まちづくりの場面では「自律」の他にも、「自立」や「自率」など様々な意味合いを持って用いられている。一般的に「自立」については経済的自立性をはじめとした、独立の概念が意識されており、「自律」については「self control」としての概念が含まれているといえる。

本研究ではまちづくりの「体制」に着目し、「まちづくり体制の自律」としているが、今日までの既往研究において「自律的まちづくり」については志村（2003）が「住民が行政や専門家と協働しながら主体的に活動して、地区レベルの範囲でまちづくり協定やまちづくり憲章といったルールをつくりながら、都市基盤と建物の一体的改善を行うまちづくりのこと」と定義している。小島ら（2002）は「自律的まちづくり提案活動」を「プログラム運営上、全体協議会での成果目標など一定のフレームが示され、かつ逐次、情報提供支援を受けているものの、目標に至る活動・提案内容を市民が自主的に決定している活動」としている。また、野澤らは「独自の地域のアイデンティティを確立することが自立性を高め、自らカバーできる領域（自率域）を増やし、地域の自律的な動きをもたらしていく」（注 1-13）としている。

一方で、条例では、兵庫県が制定している「まちづくり基本条例」における「まちづくりの推進における基本的施策」として「地域の住民による自発的かつ自律的なまちづくりの促進等」（注 1-14）としているが、「自律的なまちづくり」については定義がなされていないのが実状である。

2) 「まちづくり体制の自律化プロセス」の概念

以上のように、まちづくり分野における「自律」の概念は確立されておらず、様々な意味をもって使われている。本研究における「まちづくり体制の自律化プロセス」の概念はまちづくりを担う主体が複数集まることによって形成される「体制」に着目し、「特定の圏域において、まちづくりに参画する複数の主体同士が連携をすることにより、市民主導の地域運営体が形成されている状態」が維持される体制が形成されることにより、総体的に発展していくまちづくり、として自律的なまちづくり体制が形成されるプロセスに着目して研究を進める。

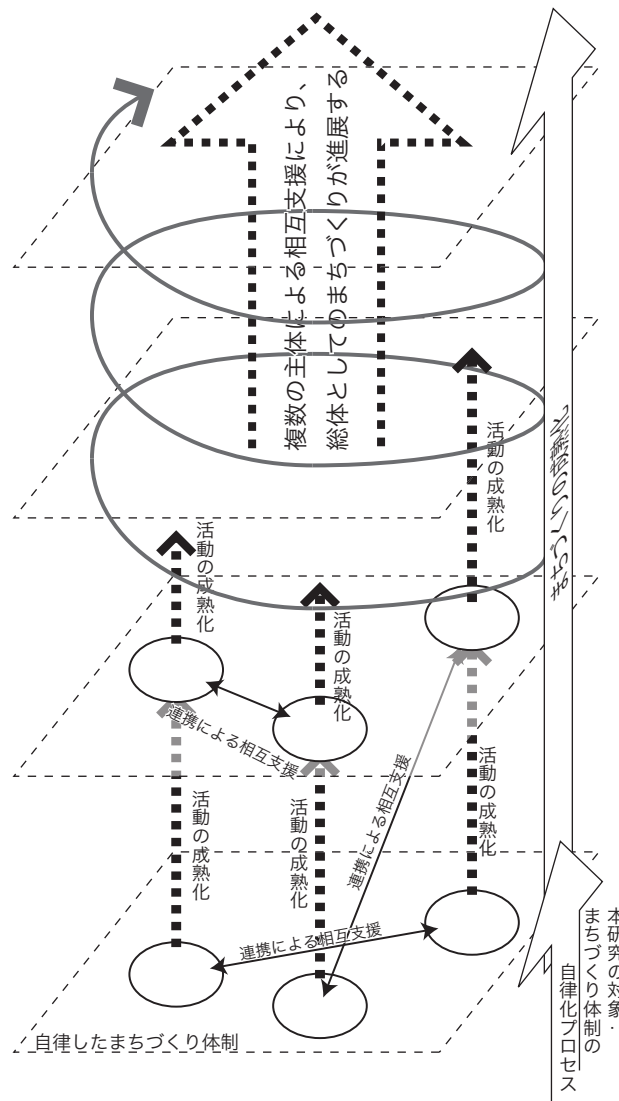


図 1-5 自律的まちづくりの概念

(7) まちづくり体制の自律化プロセス

以上の整理からまちづくり体制の自律化プロセスの仮説を示す。

本研究では既往の研究蓄積や事例から、まちづくり体制の自律化プロセスは1. 発意者単独により課題が発見され、自発的に行動が開始される段階、2. 発意者およびその周辺により構成される初動グループでの活動に新たな賛同者の参画が参画し、組織化する段階、3. 独自の活動目的を持った複数の主体が連携することにより、総合的なまちづくり活動が初動する段階、4. 複数の活動主体による連携が形成され、総合的な自律性が確保される段階、の4段階で読み解くことができると仮定して、研究を進める。

また、その各段階に参画する各種の性格や専門性を帯びた複数の主体がそれぞれの役割を的確に果たすことにより、自律性の高いまちづくり体制が構築され、持続的なまちづくりが可能となる。

一方、まちづくりのプロセスには確固とした一般解があるのではなく、それぞれの地域の歴史的な文脈やコミュニティの状況、地域を取り巻く社会環境などに規定され、上記の段階を経ると言えるものの、具体的な状況についてはそれぞれの事例により異なる、と考えられる。

本研究ではこの枠組みのもと、研究を進める。

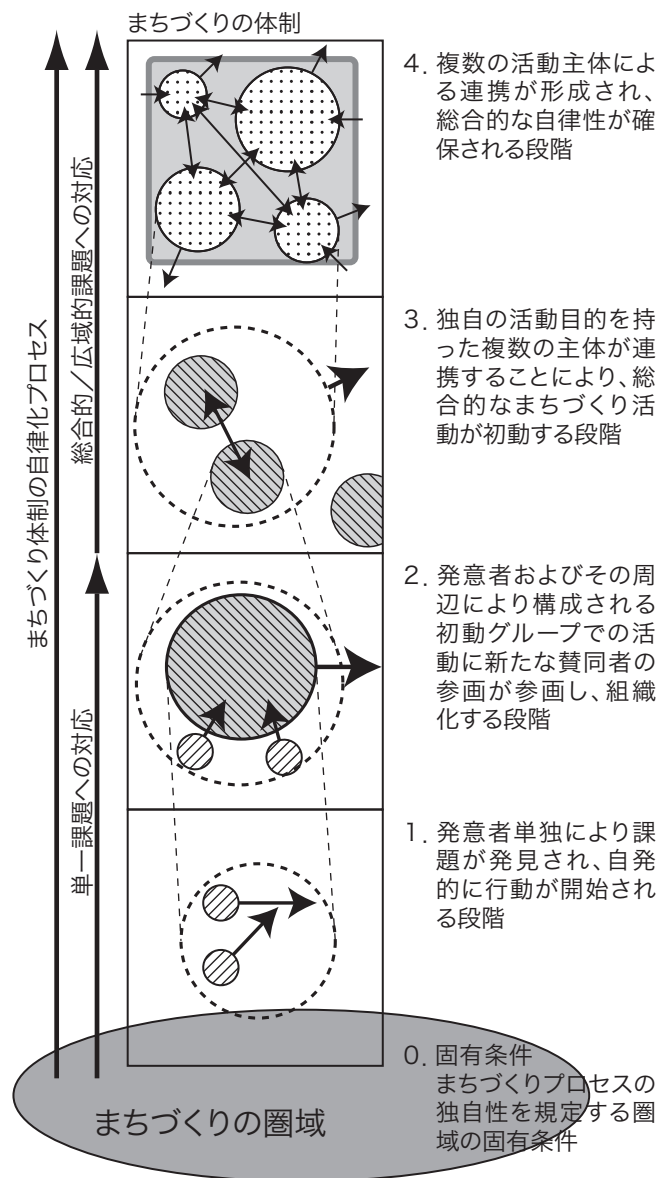


図 1-6 まちづくり体制の自律化プロセス

1-4 研究の方法

(1) 論文の構成と方法

本論文は、「まちづくりは市民を中心とした自律的な体制で進められるべきである」という前提のもと、まちづくり体制の自律化プロセスをデザインすることを目指すものである。具体的には、「自律的なまちづくり体制」を「特定の圏域において、複数の主体による認知・支援の関係が成立することにより、圏域総体として、行政依存から脱却した地域運営が進展する状態」と定義し、事例調査を通じて分析を行い、その変遷メカニズムが明らかにすることを目的とする。研究のフローを図 1-7 に示す。

まず、第 1 章「研究課題の整理」では、本研究の背景、目的、用語の定義を述べる。また、既往研究および、全国的なまちづくり事例のレビューをもとに、「まちづくり体制の自律化」を定義するとともに、本研究で取り扱う事例の位置づけを示す。また、既往の研究のレビュー、および本研究の位置づけを示す。

第 2 章「市民セクター単独によるまちづくりのプロセス」では、行政など他のセクターとの連携や支援を受けにくい地域課題として、都心部における開発コントロール、を事例として取り上げ、市民が地域の固有条件をどのように活かし、市民同士の連携を通じて外部からの開発圧力に対抗したのかを示す。本章では、過去 40 年に渡り外部からの開発圧力に対して、市民単独で折衝を行い問題解決をしてきた新宿区荒木町 12 番地を対象として、市民と開発業者との折衝の経緯を当事者へのインタビューなどの詳細な調査・分析を通じて把握し、折衝に係わった市民がどのような論拠をもとに開発業者との折衝を行ったのかをインタビュー調査により把握することで、市民セクター単独によるまちづくり体制の自律化プロセスにおける各主体の役割を示す。

第 3 章「市民セクターによる初動から他のセクターとの連携により発展したまちづくりのプロセス」では、市民セクターにより初動され、その後、地域内外の様々な主体との連携を形成しながら発展したまちづくりのプロセスを取り上げ、まちづくりが発展する過程において関係する各主体が果たした役割の変遷を固有条件との考察を含めて示す。本章では、徳島県海部郡由岐町伊座利地区を対象として取り上げ、集落全員へのアンケート調査、主要な役

割を果たした住民および行政職員へのインタビューなどの詳細な調査・分析を通じて、過疎化への危機感から行政や地域外部の主体との連携を進めながら人口増加という具体的な成果をあげている事例において、住民の発意により初動したまちづくりが、行政をはじめとした地域内外の主体を巻き込みながら発展したまちづくり体制の自律化プロセスにおいて、各主体が果たした役割とその成果と課題を示す。

第4章「行政セクターによる初動から市民セクター主導となったまちづくりのプロセス」では、比較的広域な圏域を持つ地域においてまちづくりを担う市民を行政内部の市民参加型の研究会において組織化し、行政から独立して独自に活動を進めるに至るプロセスを示す。本章では神奈川県小田原市における自治体シンクタンクである小田原市政策総合研究所および、そこから誕生した市民組織「特定非営利活動法人小田原まちづくり応援団」と「小田原やんべえ倶楽部」を対象として取り上げ、その当事者へのインタビューなどの詳細な調査・分析を通じて、行政セクター内の研究組織から市民組織が設立する経緯の中で、関係した各主体の関係がどのように移り変わっていったのかを示し、また市民組織として設立する過程で、研究所に直接関係していない市民を巻き込みながら設立することが出来た背景を固有条件との考察を含めて示すことで、行政セクターが初動し、市民セクター主導となったまちづくりの自律化プロセスにおける各主体の役割を示す。

第5章「市民を中心としたまちづくり体制の自律化プロセス」では、第2章、第3章、第4章の結果を概観し、これを踏まえて、まちづくり体制の自律化プロセスを整理し、プロセスの各段階で取り込まれる課題の特徴、体制を構成する各主体の関係を示すと共に、それを規定する地域の固有条件を整理し、自律化プロセスの変遷メカニズムを示す。

終章では、まちづくり体制の自律化プロセスにおける連携のあり方と各関係主体の役割についての提案を行い、最後に本論文の要約を示す。

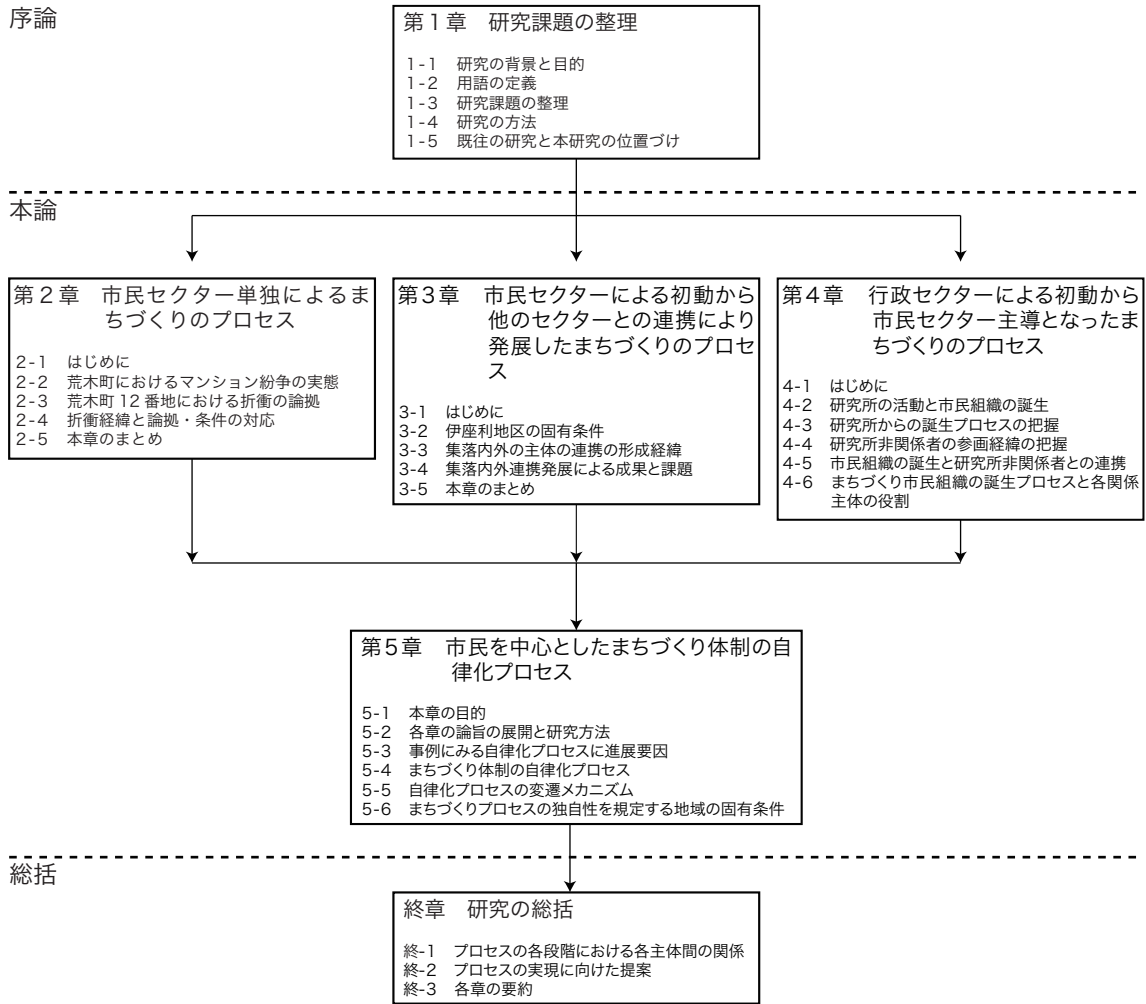


図 1-7 研究のフロー

(2) まちづくり事例のレビュー

1-3 (4) (5) においてまちづくりの状況と初動セクターの所在、まちづくりの動機と課題の性質について整理した。本節では、我が国におけるまちづくりの事例を整理した上で、まちづくりが初動し、成熟するプロセスのたどる経路から本研究で取り扱う、事例の位置づけを示す。

まず、まちづくりの動機の段階を「居住条件維持のための課題解決」から「地域の発展を目指したまちづくり」までの5段階を緩やかに「危機脱却活動」「地域再編活動」「地域創造活動」の3つの段階に整理し、またその活動の対象とする範囲を「大規模圏域での活動」および「小規模圏域での活動」の2つに分けてまちづくりの事例を整理する。

1) 「大規模圏域」での「危機脱却活動」

この分類に位置づけられるまちづくりは、高度成長期における工業化の進展などによる環境悪化に対しての市民による反対運動が挙げられる。1960年代に始まった三島・沼津・清水町のコンビナート誘致反対運動や、神戸真野地区の公害反対運動などがその初期の事例として位置づけられる。これらの活動は、当初の環境悪化反対運動から始まり、「環境まちづくり」へと発展し、今日ではゴミゼロ運動や環境市民祭りといった、活動へと発展している。

これらの課題は、実際に地域に生活する中での環境悪化意識から生まれるもので、市民により初動し、やがて行政を巻き込んだ「環境行政」へと発展していった。

2) 「大規模圏域」での「地域再生活動」

この分類に位置づけられるまちづくりは、高度経済成長前後の都市部への人口流入を契機に新たに開発された新興住宅地など、地域の核となる地域社会が存在しなかった地域において、市民の親睦を深め、地域の愛着を育むことを目的とした市民祭りなどが挙げられる。具体的には多摩ニュータウンなどの新興住宅地でのまちづくり活動が挙げられる。これらの活動は多様化した市民の中で、特にまちづくりに関心の高い人材を中心としたテーマコミュニティを核として展開されている。

3) 「大規模圏域」での「地域創造活動」

この分類に位置づけられるまちづくりは、行政による都市計画マスタープランや総合計画への市民参加、あるいは市民大学などのOB／OGが中心となった活動など、課題の解決を目的とした活動というよりもむしろ事後実現の一環として、自主的に市民が参画することに

より発展している活動であるといえる。当初は革新自治体による直接市民参加や、オンブズマン制度による市民の行政への参加に始まり、今日では観光ボランティアをはじめとした、市民ボランティアに支えられた地域運営が挙げられる。

4) 「小規模圏域」での「危機脱却活動」

この分類に位置づけられるまちづくりは、特定の地域におけるマンション反対運動が挙げられる。特にバブル経済期に都心部において多くの高層マンションの開発が進み、周辺住民との紛争へと発展した。具体的には谷中のマンション紛争などが挙げられる。特定地域における高層マンション計画などは、用途地域上は許可されている計画であるため、行政などの公的セクターの介入は難しく、市民自らが合意の上で規制をすることが重要である。そのため、これらの活動はマンション紛争を契機に地区住民の合意の下での地区計画や建築協定を締結するなどの予防策が必要となるが、実際には財産制限に繋がるなど、合意形成が図りにくく、実際に規制がかけられた例は少ない。しかし、近年になって、千代田区六番町のダウンゾーニング型地区計画など、住民自らが地域の将来像を描き、規制をかける活動も芽生えている。

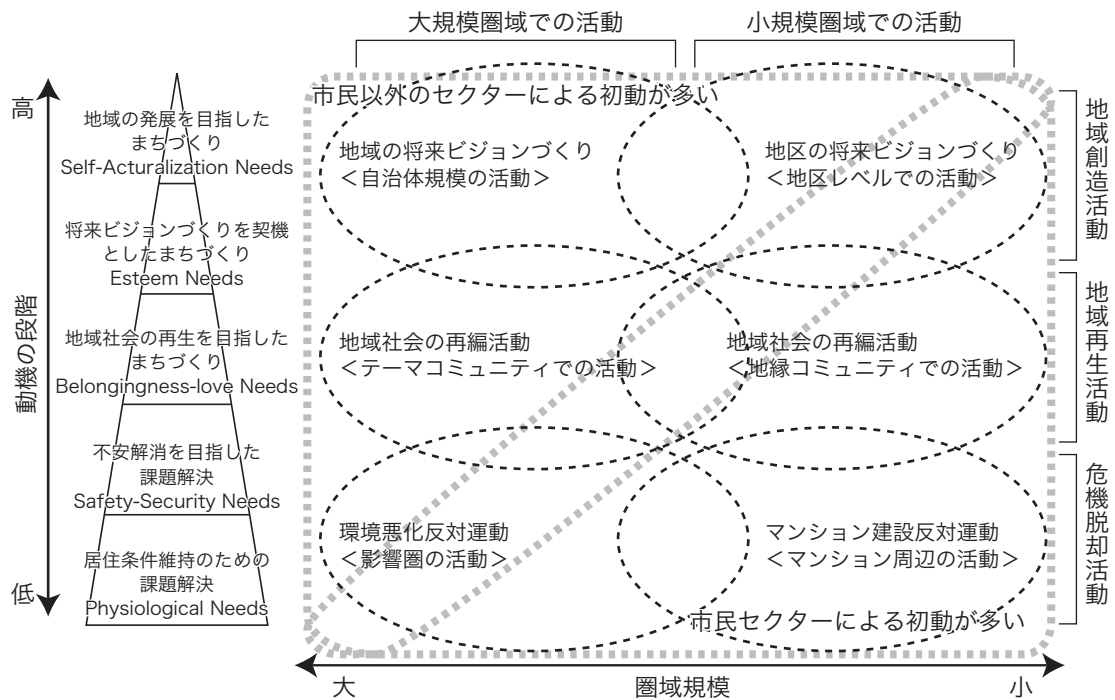


図 1-8 まちづくりの圏域規模と動機の段階

5) 「小規模圏域」での「地域再生活動」

この分類に位置づけられるまちづくりは、都市部における中心市街地の活性化や、地方の伝統的な地域における町並み保存運動、農山漁村におけるまちおこし、むらおこしなど様々な取り組みがあると言える。

都市部における中心市街地問題はモータリゼーションの発展などにより郊外型大型商店が発達した結果、旧来からまちの中心を形成していた中心市街地が衰退し、空洞化したことに起因している、とされている。この課題は全国的にも深刻な影響を与えており、中心市街地活性化法など国をあげた対策が取られており、先進事例としては、滋賀県長浜市の「黒壁」など、経済的にも成功している例が多く挙げられる一方で、TMOの破綻など、失敗事例も多く挙げられている。町並み保存運動は、公害反対運動同様に1960年の鎌倉でのトラスト運動に始まり京都や妻籠など、伝統的な地域での町並み保存運動が積極的に展開された。

農山漁村におけるまちおこし、むらおこしの活動は団塊の世代の大都市への集団就職などを皮切りに過疎化が進んだ地域において集落の維持が困難になる危機感から、それぞれの町がそれぞれの取り組みを進めた。先進的には熊本県小国町の悠木の里づくりや、水俣市で発祥した「地元学」など、それまでの東京を中心としたくらしの価値観を見直し、地域独自の価値基準に基づいたまちづくりを展開した。

6) 「小規模圏域」での「地域創造活動」

この分類に位置づけられるまちづくりは、地区の将来計画などの策定を契機に具体的な活動展開まで発展した活動が挙げられる。都市部においては、空き店舗を活用したコミュニティ・ビジネスやチャレンジショップなどが挙げられ、近年は多くの自治体で取り組まれている活動となりつつある。

一方で、農山漁村においても同様に、地域再生活動の延長でコミュニティ・ビジネスなどの形で新しい展開をみせている。具体的には浜松市「夢未来くんま」など農村でのコミュニティビジネスが挙げられる。

7) 市民セクターによる初動と市民セクター以外による初動

また、初動するセクターに着目すると図1-8に示すように、小規模圏域における危機脱却活動を頂点とした領域は市民生活により密接しており、市民セクターによる初動である場合が多いのに対し、大規模圏域における生活向上活動を頂点とした領域はより政策型であり、行政をはじめとした市民以外のセクターによる初動であることが多い。しかし、市民以外のセクターによる初動であっても市民セクター主導の体制へと移行していく必要がある。

(3) 研究対象の位置づけ

1) 「市民セクター単独によるまちづくりのプロセス」として新宿区荒木町において住民によるマンション開発業者との折衝を通じた地域の開発コントロールによるまちづくりプロセス。

マンション建設による居住環境悪化を防ぐために市民セクターが初動し、行政との連携を図ることなく、市民独自で開発業者との折衝をおこない、課題解決を図った事例を取り上げて研究を進める。このような案件に対しては行政セクター以外のセクターにより課題解決を図る必要がある。図 1-8 における「小規模圏域」における「危機脱却活動」に位置づけられる。

2) 「市民セクターによる初動から他のセクターとの連携により発展したまちづくりのプロセス」として徳島県由岐町伊座利地区の地域内外連携によるまちづくりプロセス。

市民が危機感を共有し、活動を始めた場合は持続性を保つためにも行政その他の支援が必要となる。本研究では市民が危機感を抱き活動を開始した後に行政その他の支援により活動がさらに効率化された一連のまちづくりプロセスを対象として取り上げた。図 1-8 における「小規模圏域」における「地域再生活動」に位置づけられる。

3) 「行政セクターによる初動から市民セクター主導となったまちづくりのプロセス」として神奈川県小田原市政策総合研究所とそこから誕生した「小田原やんべえ倶楽部」「特定非営利活動法人小田原まちづくり応援団」を中心としたまちづくりプロセス。

まちづくりの機運が市民の間で広がっていない地域においては、行政が初動し、まちづくりのプロセスの中で市民へと主体性を移していく必要がある。本研究では行政内部に設置された市民参加型の研究組織から、市民組織が誕生し独自の活動を展開していく一連のまちづくりを対象として取り上げた。図 1-8 における「大規模圏域」における「地域創造活動」に位置づけられる。

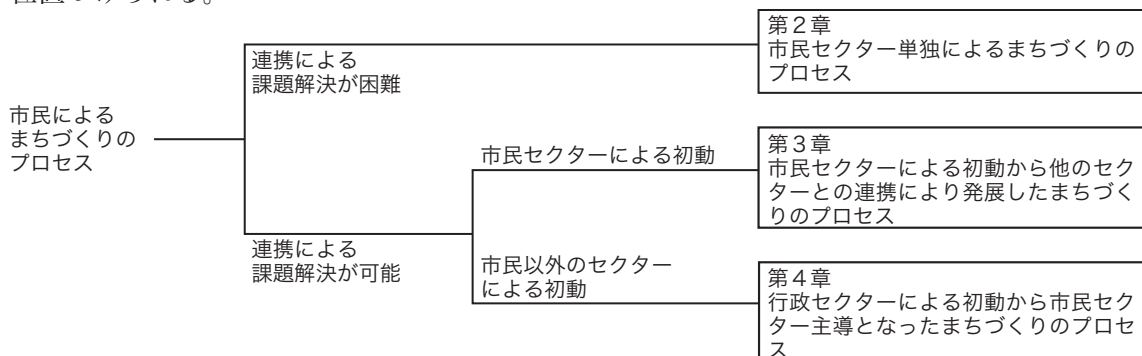


図 1-9 研究対象の位置づけ

1-5 既往の研究と本研究の位置づけ

(1) 「まちづくりの体制」と「まちづくりのプロセス」の視点

まちづくりの場面では、様々な主体がそれぞれの性質や役割に応じて情報交換や具体的な共同作業を通じて進められている。また、その連携の形は一定ではなく、状況に応じて常に変化を繰り返していると言える。そのため、本論文ではまちづくりを、プロセスの各場面での連携の形で見るまちづくり体制と、時系列でみるまちづくりプロセスの2つの視点から既往の研究を整理し、本研究の位置づけを示す。

(2) まちづくりの体制に関する研究

まちづくりの体制についての既往の研究には、旧来から我が国の地域社会が有していた自治の体制に関する研究と、計画的にデザインされたまちづくりの体制に関するものがある。まず、旧来の地域社会が有していた自治の体制については、住民により地域運営がなされていた伝統的な集落社会における自治の仕組みに関するものがある。一方、近年の「参加のまちづくり」をはじめとした、計画されたまちづくりの体制については、行政により積極的な働きかけによる市民の参加の度合いの低いものから、行政によるまちづくり施策への市民参加に関するもの、まちづくりにおける複数の主体の連携に関するもの、さらには市民が主導するまちづくり活動の支援策に関するもの、の研究蓄積がなされている。

1) 伝統的集落社会における自治の仕組みに関する研究

伝統的集落社会における自治の仕組みに関する研究は「村落共同体」や「地域社会」による「集落管理」「空間管理」「環境管理」として位置づけられ、特に集落空間の維持管理を過疎化社会に於いてどのように進めていくのかに着目した研究が2000年前後から多く報告されている。岡村らは集落の自治組織である村落共同体に着目し、まちづくりにおける地域自治組織の有用性を示している。また、齋藤らや山崎らは管理主体である耕作住民が減少している中山間地域や都市近郊農村での空間管理に着目し、農村での空間管理の実態とその支援策について報告している。

古川らは農山村や漁村特有のコミュニティに着目し、これらのコミュニティによる生活支援としての相互扶助が高齢社会における単身居住に役立っていることを明らかにしている。また、加藤は集落の共同性を社会・空間構造から明らかにし、環境管理の方向性を具体的に示している。

既往研究の一覧

- a-1-1. 岡村勝司, 内山卓太郎, 遠藤暢彦, 「村落共同体『野沢組』の道路整備に関する研究」、日本建築学会計画系論文集、第472号、p.133、1995年6月
- a-1-2. 小松啓吾, 土肥真人, 「山梨県武川村における伝統的ネットワークの社会的・空間的特性に関する研究」、日本都市計画学会学術研究論文集、第32回、p.391、1997年
- a-1-3. 村上佳代, 後藤春彦, 角田理恵, 「離島の生活環境計画と振興方策のあり方に関する研究」、日本建築学会計画系論文集、第513号、p.175、1998年11月
- a-1-4. 岸邦宏, 南正昭, 佐藤馨一, 「海岸部集落における道路システムの機能と整備課題に関する研究」、日本都市計画学会学術研究論文集、第33回、p.121、1998年
- a-1-5. 加藤仁美, 「集落における共同性の社会・空間構造と環境管理」、日本建築学会計画系論文集、第518号、p.173、1999年4月
- a-1-6. 齋藤雪彦, 中村攻, 木下勇, 筒井義富, 椎野亜紀夫, 「中山間地農村における生産、居住空間の空間管理作業に関する研究」、日本建築学会計画系論文集、第527号、p.155、2000年1月
- a-1-7. 齋藤雪彦, 吉田友彦, 高梨正彦, 椎野亜紀夫, 「都市近郊農村地域における集落域の空間管理の粗放化に関する基礎的研究」、日本建築学会計画系論文集、第566号、p.39、2003年4月
- a-1-8. 古川恵子, 友清貴和, 「高齢・過疎地域における高齢者の生活を支えるつきあいの広がりに関する研究」、日本建築学会計画系論文集、第568号、p.77、2003年6月
- a-1-9. 山崎義人, 後藤春彦, 「長野市の山間部の集落における共同の維持管理の差違とその要因に関する研究」、日本建築学会計画系論文集、第572号、p.83、2003年10月
- a-1-10. 杉本容子, 鳴海邦碩, 「大都市内古集落を核とした市街地およびコミュニティの変容に関する研究」、日本都市計画学会都市計画論文集、No.38-3、p.121、2003年
- a-1-11. 全銀景, 齋藤雪彦, 筒井義富, 千賀裕太郎, 「中山間地域の果樹作集落及び水田作集落における生産空間の空間管理作業時間に関する分析」、日本建築学会計画系論文集、第592号、p.101、2005年6月
- a-1-12. 齋藤雪彦, 全銀景, 「都市近郊農村地域における集落域の空間管理の粗放化と土地利用規制の課題」、日本建築学会計画系論文集、第594号、p.53、2005年8月

2) 行政によるまちづくり施策への市民参加に関する研究

行政によるまちづくり施策への市民参加に関する研究は、1972年に雑誌「都市計画」の特集記事「都市計画における市民参加論と住民意識論」での報告に始まり、実際に行政施策への参加が始まった1970年代後半から多く報告されている。特に初期の研究課題としては行政と市民との対話の仕方やツールに関するものから始まり、続いて様々な市民参加の場面でのワークショップツール、参加による効果や参加を促す方法に関して多く報告されている。

行政と市民の対話の方法やツールについては、森田らにより市民参加における「フォーラム」「オラーケル」というコミュニケーション・ツールの実効性の評価を通じて「学生を参加させるに際してオラーケルよりもフォーラムを導入したほうが良い」という結論を導いている。中村は「改善型まちづくり」における複数の事例を共通の時間軸を設定した上で比較分析をし、さらにはその局面における「ガリバー地図」の役割について論じている。

まちづくりの活動主体については森野らがまちづくり活動の主体による成果の違いに着目し「行政が全面にでるより、NPO・市民有志などの民間の知恵と力に頼った方が異色の企画が出る可能性が高く、限られた経費でより効率的に参加者を求める事業を行うことが期待できる。しかし、マスコミに取り上げられるには、行政やNPOなどの世間的に通りの良い看板を持った主体の方が有利であった。また、活動の継続を期待するのであれば、確固とした活動基盤を有しているNPOを実施主体とした方がその可能性が高い」としている。

既往研究の一覧

- a-2-1. 日本都市計画学会、特集「都市計画における市民参加論と住民意識論」、都市計画、第72号、p.17、1972年
- a-2-2. 森田恒幸、丹羽富士雄、「市民参加のためのコミュニケーションシステムの評価に関する研究」、日本都市計画学会学術研究論文集、第12回、p.247、1977年
- a-2-3. 中村昌広、「東京都区部における行政発意による改善型まちづくりの計画形成過程」、日本都市計画学会学術研究論文集、第21回、p.313、1986年
- a-2-4. 中村昌広、「まちづくりへの参加の新しい局面とその道具としての『ガリバー地図』」、日本都市計画学会学術研究論文集、第24回、p.511、1989年
- a-2-5. 梶浦恒男、金印會、「インブループメント型まちづくりへの住民参加方式についての研究」、日本都市計画学会学術研究論文集、第28回、p.805、1993年
- a-2-6. 森野美徳、西岡誠治、「住民参加のまちづくりの効果的な展開に関する考察」、日本都市計画学会学術研究論文集、第34回、1999、pp.301-306
- a-2-7. 横山芳春、池田孝之、「参加型まちづくりにおける行政の実践と課題」、日本建築学会計画系論文集、第534号、p.189、2000年8月
- a-2-8. 横山芳春、池田孝之、川上高弘、「参加型まちづくり手法におけるワークショップの効果と行政の対応について」、日本建築学会計画系論文集、第543号、p.223、2001年5月
- a-2-9. 杉崎和久、小泉秀樹、大方潤一郎、「市民参加による計画策定におけるアウトリーチ活動の効果に関する考察」、日本都市計画学会学術研究論文集、第38回、pp.835-841、2003年

3) 単一のまちづくり事業での複数主体の連携に関する研究

まちづくりの場面の複数の主体あるいはセクターの連携に関する研究は、単一のまちづくり事業における主体間連携を扱ったものと、まちづくり全般における主体間連携に関するものが報告されている。

具体的な事業における主体間連携については、延藤らが団地更新の計画づくりにおけるコラボレーションについて報告しており、反対運動ではない、創造活動としてのコラボレーションを行い、団地住民の願う価値を反映する計画づくりを成立させた状況から、団地の空間計画力と主従生活力というポテンシャルの存在とそれをふまえて住民の創造的イメージをふくらませるアドボケイト・プランナーの役割を示している。また、これらの事例から団地の建替えにおけるパートナーシップ、という新しいパラダイムを生み出した、としている。

また、藤本らは複数の事業におけるパートナーシップに対する考察から、専門家が行政により派遣されるかに注目し、住民が専門家を利用する形態については住民がまだ不慣れである、という結論を導いている。また、行政内部のパートナーシップの重要性についても論じている。

既往研究の一覧

- a-3-1. 藤本信義, 三橋伸夫, 「行政・住民・専門家の協同による山村地域の振興方策に関する研究」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 35 回、p.115、2000 年
- a-3-2. 福田由美子, 延藤安弘, 「住民主体の計画づくりにお 806183133545 けるコラボレーションの考察」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 28 回、p.55、1993 年
- a-3-3. 山田朋来, 延藤安弘, 「コラボレーションによる団地更新計画に関する考察」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 28 回、p.61、1993 年

4) まちづくりにおける地域内の複数の主体の連携に関する研究

まちづくり全般における主体間連携については、参加のまちづくりが成熟し行政と市民が対等な立場で連携するようになった 1990 年代後半からの「パートナーシップ」と呼ばれる連携についての報告がある。三橋らは農村地域の集落において、集落と行政とのパートナーシップを維持する上でソフト事業に重点を置くことが重要であることを示している。山根らは行政と特定非営利活動法人とのパートナーシップに着目し、NPO の組織としての発展と行政とのパートナーシップの構築過程とには密接な関係があることが示している。岡らは行政と市民のパートナーシップを形成する際に市民の自主性や満足度を決定づける要因として「事業の行政内における計画・実施段階」「目標設定と内容」「主体の 8 つの役割における役割分担」を挙げている。また、山島らは初動期における行政や専門家の役割について論じており、

行政による資金的な支援の重要であることと、専門家の支援に対する報酬の不足などを明らかにした。

既往研究の一覧

- a-4-1. 三橋伸夫, 金俊豪, 「自治体とコミュニティにおけるまちづくりパートナーシップ」、日本都市計画学会学術研究論文集、第32回、p.235、1997年
- a-4-2. 山島哲夫, 横堀肇, 清水成俊, 「初動期の街づくりにおける街づくり専門家の役割について」、日本都市計画学会学術研究論文集、第34回、p.553、1999年
- a-4-3. 山根聡子, 藤田忍, 白政宏道, 「住まい・まちづくり分野の特定非営利活動法人における行政とのパートナーシップに関する研究」、日本都市計画学会学術研究論文集、第36回、p.73、2001年
- a-4-4. 岡万樹子, 真野洋介, 佐藤滋, 「千葉県市川市の行政発意事業における市民と行政のパートナーシップ形態に関する研究」、日本都市計画学会学術研究論文集、No.38-3、p.349、2003年

5) まちづくりにおける複数地域の連携に関する研究

まちづくりにおける複数地域の連携については、主に県境地域における地域連携の必要性を論じたものから、県境を越えた地域連携の際の地域連携組織の活動に着目したもの、さらには都市農村交流をはじめとした地域外部の個人による支援に関するものがある。

県境地域における地域連携については蟹江は県境地域における生活行動、地域間連携の把握から、県境地域における地域連携の必要性を提示し、その上で戸田らは県境地域における地域連携組織の特徴を事務局体制、活動地域、活動内容から、地域連携組織が四全総以降に増大していることを示し、活動の特徴から7つに類型できることを明らかにしている。さらに県境域における連携計画、連携事業の必要性を論じた上で計画事例の行政評価と課題を分析し、総合ビジョンにおける評価は高いが、具体的事業については期待通りの評価を得ていないことを明らかにしている。

地域からの転出者をはじめとした縁故者との連携については、山崎が地域からの転出者が集落環境の利用管理の担い手に成り得るとの仮説を立証している。細田らは、離れて住む家族による農作業の労働力の実態を明らかにした上で、地域外家族による耕作支援が耕作放棄を防いでいることを示している。根岸らは転出者による地域活動支援の可能性を示した上で、情報提供などの参加のきっかけづくりが、転出者が故での地域活動支援へ参加するために必要であるとの指針を示している。

中山間地域をはじめとした人口減少地域における都市／農山漁村交流によるまちづくりについては、前田らが交流観光における住民意識について論じており、交流観光が若年層に肯定的にとらえられる一方で高齢層には否定的にとらえられるなどの意志差があることを示している。また、澤田らは地場産業に依拠した交流事業に着目し、その効果と課題を業種別に

示している。

既往研究の一覧

- a-5-1. 蟹江好弘、「県境地域における住民の生活行動・地域間連携に関する基礎的研究」、日本建築学会計画系論文集、第 493 号、p.175、1997 年 3 月
- a-5-2. 戸田敏行、楊迪綱、大貝彰、「県境地域における地域連携組織とその活動実態の分析」、日本建築学会計画系論文集、第 586 号、p.105、2005 年 1 月
- a-5-3. 戸田敏行、大貝彰、「県境地域における地域連携計画の分析」、日本建築学会計画系論文集、第 594 号、p.93、2005 年 8 月
- a-5-4. 山崎義人、「高流動性社会を背景とした過疎地の集落環境の利用管理に関する研究」、早稲田大学学位論文、早稲田大学、2004 年 3 月
- a-5-5. 細田祥子、後藤春彦、山崎義人、「中山間地域における地域外家族による農作業の労働力の特徴と意義」、日本建築学会計画系論文集、第 574 号、p.69、2003 年 12 月
- a-5-6. 根岸亮太、後藤春彦、田口太郎、井上由梨、「転出者の故郷における地域活動支援への参加意識に関する研究」、日本都市計画学会都市計画論文集、No.40-3、p.973、2005 年
- a-5-7. 前田直之、後藤春彦、佐久間康富、「交流観光による茅葺き民家集落保全の住民意識から見る課題と展望」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 36 回、p.361、2001 年
- a-5-8. 澤田章、後藤春彦、田口太郎、井上由梨、「地場産業に依存した交流事業の現状と課題」、日本都市計画学会都市計画論文集、No.40-3、p.967、2005 年

6) 市民が主導するまちづくり活動の支援策に関する研究

市民による主体的なまちづくりとその支援に関する研究ではまず、市民まちづくりの支援組織の先進事例としてしられる世田谷まちづくりセンターを対象に卯月がその特徴を示し成果を分析したうえで「住民が主体的に学習や提案活動を行い、さらに住民と行政が共にまちづくりの決定をするためには、①住民が活動経費と技術的なアドバイスを得られること、②行政が住民と話し合い、共同決定するために十分な時間的余裕があること、③専門家が、関係者の合意を得るために、十分な参加の技術や手法を持っていること必要であり、その全体のコーディネート役割を果たすのに、世田谷まちづくりセンターのような、恒常的で専門的なまちづくり支援組織が有効である」という事を示している。

また、葉袋らや西田らは、自治体や外郭団体による市民主体のまちづくりの支援の現状を分析しており、当初成熟した活動が支援対象となっていものが平成 6 年頃を境に初動期の未成熟な活動への支援も積極的に行われるようになってきていることが示された。また、それらにある課題として、規模の大きな自治体では行政の縦割り構造の弊害を取り除くための総合的な相談窓口などの必要性が挙げられている。

既往研究の一覧

- a-6-1. 卯月盛夫、「住民の主体的なまちづくり活動を支援する『まちづくりセンター』に関する考察」、日本建築学会計画系論文集、第 470 号、p.161、1995 年 4 月
- a-6-2. 葉袋奈美子、高見沢邦郎、早田宰、「住民主体のまちづくりへの自治体及び外郭団体による支援

- の現状と課題」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 30 回、p.331、1995 年
- a-6-3. 田中晃代, 久隆浩, 「住民主体のまちづくりプロセスの体系化とまちづくりの段階別に見た支援方策のあり方に関する考察」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 34 回、p.319、1999 年
 - a-6-4. 児玉善郎, 「住民主体のまちづくりに対する支援システムの研究」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 28 回、p.49、1993 年
 - a-6-5. 西田正志, 高見沢実, 小林重敬, 「神奈川県における自治体による住民主体のまちづくりへの支援の現状と課題」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 34 回、p.607、1999 年
 - a-6-6. 山島哲夫, 横堀肇, 清水成俊, 「初動期の街づくりにおける街づくり専門家の役割について」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 34 回、p.553、1999 年
 - a-6-7. 倉原宗孝, 「参加と協働のまちづくりに向けた支援主体としての保健婦に関する考察」、日本建築学会計画系論文集、第 534 号、p.181、2000 年 8 月
 - a-6-8. 安里直美, 池田孝之, 「身近な環境づくりにおける住民主体の活動と支援に関する実態と課題」、日本建築学会計画系論文集、第 566 号、p.89、2003 年 4 月

(3) まちづくりのプロセスに関する研究の系譜

まちづくりのプロセスについての研究蓄積には大別して3つの流れがあると言える。第一に、具体の計画策定におけるプロセス研究であり、第二に、まちづくりの意志決定の場面で合意形成プロセスに関するもの、第三に、総体としてのまちづくりのプロセス研究である。

1) 計画策定におけるプロセスに関する研究

計画策定におけるプロセス研究は1990年代後半から多く報告されており、いわゆるまちづくり事業が一般的に定着した中で、具体的なプロセスデザインへと問題関心が推移したものである。具体的には実際の事業計画の策定プロセスをケーススタディとして研究が進められており、岡崎らは歴史的町並みを有している地域に於いてその保全と開発圧力との紛争の場面での各関係主体間の関係をまちづくりプロセス全体の中で位置づけている。この中で岡崎らはまちづくり総体のプロセスを「住民活動初動期、住民活動活発化期、関係主体拡大期、意見調整期」とわけて分析を進め、関係する主体の対立の争点と価値基準について論じ、さらにはその緩和方策について合意形成機関の有用性を示している。

さらに具体的な計画プロセスに着目したものでは、山口らによりマスタープラン策定における市民参加プロセスに於いて既に計画されている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」および「基本構想」が市民参加プロセスにおける市民提案をどう変化させるかについて方向と階層、という視点から整理している。また、岡田らは住民提案型の地区計画が公共計画化するプロセスを分析し「住民提案の公共計画化は、住民による地区のまちづくりに関した、暮らしに根差した自律的な提案の受け皿となりうる」ことと「住民提案型地区まちづくりの普及という点からも、住民提案→条例計画化、住民提案→条例計画化→法定計画化のように、条例計画化を経た計画プロセスが望ましい」ということが示された。浜崎らは高齢者施設の“脱施設化”プロセスに着目し、プロセスにおいてワークショップという方法が妥当であり、地域住民、福祉スタッフ、建築チームの3者による住民参加のワークショップが高齢者施設の脱施設化をはかる「方法」の一つとなるエレメントを7つ示した。

中伏らは意志決定の場である「アリーナ組織」の形成と展開プロセスに着目し、形成過程のポイントを柔軟な体制、長期的視野、戦略的なイベント開催としており、さらにアリーナ組織の展開に関わる資源として、柔軟な資金調達、各主体の立場を超えた関係づくり、個人の活動のひろがり、があったとしており、今後の展望として拠点の必要性を挙げている。

既往研究の一覧

- b-1-1. 岡崎篤行, 原科幸彦, 「歴史的町並みを活かしたまちづくりのプロセスにおける合意形成に関する事例研究 - 川越一番街商店街周辺地区を対象として -」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 29 回、p.697、1994 年
- b-1-2. 岡崎篤行, 原科幸彦, 「歴史的町並みを活かしたまちづくりのプロセスにおける合意形成に関する事例研究 - 榎原市今井町地区の伝建地区指定を対象として -」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 30 回、p.337、1995 年
- b-1-3. 天野裕, 土肥真人, 「東京区部における地区計画策定プロセスの住民参加に関する研究」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 33 回、p.445、1998 年
- b-1-4. 海野芳幸, 木下勇, 轟慎一, 「掛川市生涯学習まちづくり土地条例の特別計画協定区域指定における住民参加によるまちづくり計画の策定過程とその課題に関する研究 - 西山地区を事例として -」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 33 回、p.535、1998 年
- b-1-5. 浜崎祐子, 遠藤安弘, 「高齢者施設の脱施設化計画への住民参加プロセスの研究」、日本建築学会計画系論文集、第 547 号、p.111、2001 年 9 月
- b-1-6. 岡田雅代, 原科幸彦, 「住民提案型地区まちづくりの公共計画化の計画プロセスに関する研究」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 37 回、p.433、2002 年
- b-1-7. 浜崎祐子, 遠藤安弘, 「生活と空間のカップリングとしての『場所』の設計の考察」、日本建築学会計画系論文集、第 560 号、p.127、2002 年 10 月
- b-1-8. 饗庭伸, 「協議型まちづくりを支えるマスタープランの計画技術の研究」、早稲田大学学位論文、2003 年 3 月
- b-1-9. 馬場健司, 「意志決定プロセスにおけるアクターの役割」、日本都市計画学会学術研究論文集、No.38-3、p.217、2003 年
- b-1-10. 山口邦雄, 渡辺俊一, 「マスタープランへの市民提案の組み込みプロセスにおける整開保等の拘束性」、日本都市計画学会学術研究論文集、No.38-3、p.811、2003 年
- b-1-11. 中伏香織, 真野洋介, 佐藤滋, 「密集市街地における地域運営のアリーナ形成と展開プロセスに関する研究」、日本都市計画学会都市計画論文集、No.39-3、p.325、2004 年

2) まちづくりにおける合意形成プロセスに関する研究

合意形成プロセスに関する研究は合意形成技術に関する研究とともに1990年代後半からプロセス研究の一環として報告されている。本節では特に合意形成のプロセスに関する研究の系譜について述べ、合意形成技術に関する研究蓄積については割愛する。合意形成プロセスに関する研究は特に、まちづくりの目標像やイメージについての合意形成に関するものと、再開発や建替えなど、住民間や居住者／開発者など利害対立が起りやすい主体間での合意形成に関するものが報告されている。

まちづくりの目標イメージの合意形成については早田らにより合意形成プロセスにおいては図面によるイメージの共有が有用であることが示している。また、合意形成のプロセスを目標イメージ形成の時期に着目しパターン化が試みられ、事業計画時に形成した「前期形成型」、事業を通して段階的に形成した「通期形成型」、事業公布時期に形成した「後期形成型」に分類し、「通期形成型」は計画内容を住民の評価に照らす契機が多く手続きは複雑であるが、その反面段階的な修正を経ることができ、結果として計画内容の現実性が向上し事業後の進行度も上昇することを示している。

一方、再開発や建替えなどの利害対立の場面での合意形成については齊藤らや米野の研究蓄積があり、米野は建替えにおける合意形成プロセスの概念モデルを提示し、合意形成のプロセスをⅠ準備、Ⅱ検討段階、Ⅲ計画段階、Ⅳ実施段階に分け、その段階毎に「合意形成の手順」として、A. 組織の形成、B. 専門情報職能の導入、C. 計画の検討・策定、D. 意見の交換と調整、E. 意志の確認として示し、その上で建替え事例の特徴を示している。

既往研究の一覧

- b-2-1. 早田宰、「住環境整備計画における目標イメージの合意形成プロセスに関する研究」、早稲田大学学位論文、1995年2月
- b-2-2. 早田宰、佐藤滋、「住環境整備事業における目標空間イメージの合意形成プロセスに関する研究」、日本建築学会計画系論文集、第473号、pp.101-111、1995年7月
- b-2-3. 米野史建、「分譲マンション建替の合意形成プロセスに関する研究」、日本建築学会計画系論文集、第505号、p.151、1998年3月
- b-2-4. 齊藤広子、「マンション建替えの初動期の合意形成過程とその課題」、日本建築学会計画系論文集、第543号、p.239、2001年5月
- b-2-5. 阿部浩之、湯沢昭、「ワークショップにおける合意形成プロセスの評価」、日本都市計画学会学術研究論文集、第36回、p.55、2001年
- b-2-6. 田口太郎、後藤春彦、「建築紛争時における住民と開発業者の折衝の経緯と論拠」、日本建築学会計画系論文集、第552号、p.239、2002年2月
- b-2-7. 梅宮路子、「歴史的資源を活かした地域活性化における目標都市像の合意形成過程 - 新潟県村上市旧町人町を事例として -」、日本都市計画学会都市計画論文集、No.38-3、p.577、2003年
- b-2-8. 米野史建、「マンションの老朽建替え事例における合意形成の特徴」、日本建築学会計画系論文集、第582号、p.117、2004年8月

b-2-9. 原科幸彦編、「市民参加と合意形成」、学芸出版社、2005年9月

3) 総体としてのまちづくりのプロセス研究

総体としてのまちづくりのプロセスについては、2000年以降の報告が多く、具体的まちづくりについての研究蓄積が一定の成果をおさめ、近年になりそれらの研究蓄積を包括的にまとめる段階に入ってきていると言える。しかし、総体としてのまちづくりの研究についても、まちづくりの事例研究からまちづくりの主体の動きや相互関係の変遷からまちづくり総体のプロセスを示すものと、さらに包括的に今後未来のまちづくりの像も含めた概念的なまちづくりのプロセスを示すものがある。

野嶋らはまちづくりに参画する主体に着目し、その主体の連携プロセスを整理することにより、まちづくりのプロセスにおいて関係主体が相互に影響を及ぼしながら総体としてのまちづくりが進んでいくことが示された。

既往研究の一覧

- b-3-1. 齊藤主税, 樋口忠彦, 片柳友哉, 渡辺幸二郎、「町並み環境形成における触媒効果に関する研究」、日本都市計画学会学術研究論文集、第31回、p.211、1996年
- b-3-2. 村田義郎, 延藤安弘、「参加型計画づくりにおける住民と行政の意識及び計画内容の変容課程についての考察」、日本都市計画学会学術研究論文集、第35回、p.865、2000年
- b-3-3. 坂野容子, 饗庭伸, 佐藤滋、「既成市街地のまちづくりにおいて住民参加ワークショップの果たす役割に関する研究」、日本都市計画学会学術研究論文集、第35回、p.13、2000年
- b-3-4. 大和田清隆, 小泉秀樹, 大方潤一郎、「都市計画マスタープラン策定課程への参加を契機とした市民活動の展開に関する研究」、日本都市計画学会学術研究論文集、第35回、p.217、2000年
- b-3-5. 片岡裕典, 野嶋慎二、「長浜市中心商店街における店舗経営者の多様性とその連鎖的展開に関する研究」、日本都市計画学会学術研究論文集、第35回、p.1111、2000年
- b-3-6. 野嶋慎二, 松元清悟、「まちづくり市民組織の発足と展開のプロセスに関する研究」、日本都市計画学会学術研究論文集、第36回、p.7、2001年
- b-3-7. 野嶋慎二、「多様な市民組織による持続的な地域発意」、都市計画234、Vol.50/No.5、p.23、2001年12月
- b-3-8. 安藤元夫, 曾根秀一, 小島孜、「芦屋西部地区のまちづくりプロセスにおける計画案づくりの変遷に関する研究」、日本建築学会計画系論文集、第557号、p.249、2002年7月
- b-3-9. 杉崎和久, 小泉秀樹, 大方潤一郎、「市民参加による計画策定におけるアウトリーチ活動の効果に関する考察」、日本都市計画学会学術研究論文集、第38回、p.835、2003年
- b-3-10. 田口太郎, 後藤春彦、「まちづくり活動主体の自立プロセスにおける自治体シンクタンクの役割に関する研究」、日本建築学会計画系論文集、第587号、p.135、2005年1月

4) まちづくりのプロセス概念に関する論説

概念的なまちづくりのプロセスについては佐藤が「まちづくりー3つの世代」として「理念の第1世代」「モデルと実験の第2世代」「地域運営としての第3世代」として整理している。また、後藤はまちづくりを担う主体に着目し、「新・内発的まちづくり」として「新しい公共の誕生」「社会資源の発見」「社会資本の形成」「社会システムの創発」の4段階とその根拠や成果が表現される「景観」の循環モデルを示している。

既往研究の一覧

- b-4-1. 佐藤滋、『『まちづくり』の生成と歴史』、「まちづくり教科書1 まちづくりの方法」、丸善、p.12、2004年3月
- b-4-2. 後藤春彦、「景域を基礎とする『新・内発的まちづくり』・・・『懐かしい未来』を構築する」、「まちづくりオーラル・ヒストリー」、水曜社、p.27、2005年3月

(4) 本研究の位置づけ

以上、まちづくり体制とプロセスについての研究蓄積を追った。まちづくり体制については、行政などにより計画的にデザインされた協働の体制における意思疎通や市民活動支援についての論述が多く、プロセスについては個別事業における計画策定の段階を整理したものが多く見られた。本研究は、市民まちづくりの支援手法に関する一連の研究に位置づけられ、地域内の複数主体連携から地域間連携へと体制を形成する主体の範囲を拡大した。また、「特定の組織や場面における複数主体の体制」からまちづくり体制の見方を「まちづくりのプロセス全体において関係する複数の主体によって形成される体制」へと拡大した体制に着目するものである。さらにはまちづくり活動の発意から自律化に至るまでの総体的なプロセスを扱う研究に位置づけられる。

注釈

- 注 1-1) 山田は（文献 1）の中で「住民参加を“アリバイづくり”のように考えている行政マンや専門家さえ見かけることがある。なるべく住民から意見や苦情を言われぬように、意図的に重要な部分を明らかにしないまま住民の同意を取り付けようという姿勢もしばしば見受けられる」としている。
- 注 1-2) 白井らは（文献 2）の中で、ガバナンスを「政府・公共部門のガバナンスとは、個人や企業、NPO など社会を構成する多様な利害関係者間の調整を行い、社会の長期的な安定と発展に向けた方向付けを行う機能と構造のことであり、個々人や各組織の私的な利益を超えて、社会全体の公益を追求するための仕組みである。ガバナンスの主たる担い手となる政府・公共部門は、場合によっては短期的に私的利益の一部を犠牲にししながら、社会全体の長期的な安定と発展という、公益を推進する役割を担う。近年、先進国においては、効率的で質の高い行政サービスを提供できる政府・公共部門の実現に向けて、政府・公共部門内部のマネジメントを改革するだけでなく、政府・公共部門の役割や利害関係者との関係の見直しなど、ガバナンスの再構築に取り組む流れが生まれている。」としており、本論文においても同様の定義を用いる。
- 注 1-3) 荒木は（文献 3）の中で、「日本は第 2 次世界大戦後、焼け野原となっておりました。それから新しい制度が造られて、～中略～、しかも、この時代の日本社会は、農村型社会の特質を強く残していた時代です。農村型社会は、相互扶助活動と共役活動を中心にして社会生活が営まれていました。」としている。
- 注 1-4) 林は、（文献 4）で、「『新しい公共』は、ボランティア住民、NPO、企業市民、そして行政が、それぞれ自ら持つものを「社会に開く」ことによって共に「公共」を担うことから生まれる」としている。
- 注 1-5) 佐谷は（文献 5）の中で「パートナーシップ」を、「共同・協力の意味であるが、まちづくりにおいては、市民、行政、企業が、それぞれ自立した主体として、それぞれが他者の主体性を尊重し、かつ、相互作用による創造的な効果を発揮していく関係と言える」としている。
- 注 1-6) 肥後は（文献 6）の中で「国による財源移転が減少していることから、将来に亘って財源が十分に確保できないとの予想が地方自治体サイドで広がっている。高齢化の進展に伴い社会保障関連支出の大幅な増加も相まって、本格的な財政危機が到来するとの危機感が地方圏を中心に徐々に高まりつつある」と述べている。
- 注 1-7) 佐々木は（文献 7）のなかで、市町村合併による不安材料として「第一に、まちの個性や地域コミュニティが薄らぐという指摘だ。第二に住民の意見が反映されにくくなる、第三に基盤整備に地域的な偏りが生じる、第四に行政サービスが低下する、第五に旧自治体間の利害対立などしこりを残す、と続く」としている。
- 注 1-8) 1999 年 3 月時点で 3,232 あった市町村は、2006 年 3 月末日時点で、1,822 となることが予定されている。（総務省「合併特例法（旧法）による合併の状況」、2005 年 4 月）
- 注 1-9) 川瀬は（文献 8）の中で「一般的に、市町村合併のメリットとしては、行政の簡素化・

効率化、行政サービスの質的向上、投資の重点化、広域的事業の円滑化、都市規模の拡大などがあげられ、デメリットとしては、政治的代表度の低下、域内格差の発生、負担格差の発生、地域生活体系の崩壊、福祉・防災など住民に身近な行政サービスの低下などが挙げられている。」としている。

注 1-10) 2005 年度国勢調査速報では、2000 年度国勢調査結果よりも 83 万人増加（人口増
加率 0.7%）しているものの、2004 年度人口推計（平成 16 年 10 月 1 日）よりも
2 万人下回っており、我が国は人口減少局面に突入したと言える。

注 1-11) 松行は（文献 9）の中でまちづくりを担うセクターとして「行政セクター」「営利セ
クター」「共セクター」を挙げているが、本研究では「営利セクター」「共セクター」
を再編し、「企業セクター」「市民セクター」「専門家セクター」とした。

注 1-12)（文献 10）において山崎は「地域間を移動する人間（集団）を集落環境の利用管理
の主体として位置づけ、集落の住民が主体となって集落環境の利用管理を続けてい
く潜在的可能性を検証」している。

注 1-13)（文献 11）において野澤らは「地域の自立と自律と自率～3つの「ジリツ」を高
めるには」として、まちづくり分野における「自立」「自律」「自率」の3つの用法の
使い分けを行っている。

注 1-14) まちづくり基本条例では「まちづくりの推進に関する基本的施策」として、「まち
づくり施策等（第 7 条～第 10 条）」「地域の住民による自発的かつ自律的なまちづ
くりの推進等（第 11 条～第 15 条）」「まちづくりを推進するための基盤の整備（第
16 条～第 19 条）」としている。

参考文献

- 文献 1) 山田晴義、「市民協働のまちづくり」、本の森、2002 年
文献 2) 白井均、他、「e ガバナンス - 『戦略政府+革新企業』による日本再生-」、日本工
業新聞社、2003 年
文献 3) 荒木昭次郎、「日本における協働型まちづくり」、アジア太平洋都市サミット・第 5
回実務者会議基調講演、2003 年 11 月
文献 4) 林泰義、「コミュニティバーストプランニングと公共性」、都市計画 234、p.5、
2001 年 12 月
文献 5) 佐谷和恵、「103 パートナシップ」、まちづくりキーワード事典、学芸出版社、
p.235、1997 年
文献 6) 肥後雅博、「地方財政の現状と今後の展望」、日本銀行ワーキングペーパーシリーズ、
No.05-J-12、2005 年 7 月
文献 7) 佐々木信夫、「市町村合併」、ちくま新書、2002 年
文献 8) 川瀬憲子、「市村合併と自治体の財政」、自治体研究者、2001 年 8 月
文献 9) 松行康夫、松行彬子、「公共経営学」、丸善株式会社、2004 年
文献 10) 山崎義人、「高流動性社会を背景とした過疎地の集落環境の利用管理に関する研究」、
早稲田大学学位論文、2003 年 3 月

- 文献 11) 地域コミュニティづくり研究会編、「自立型地域コミュニティへの道」、ぎょうせい、2004年1月
- 文献 12) 日本建築学会編、「まちづくり教科書1 まちづくりの方法」、2004年3月
- 文献 13) 日本建築学会編、「建築設計資料集成 [地域・都市I - プロジェクト編]」、丸善、2003年9月
- 文献 14) 吉阪隆正、吉阪隆正集「不連続統一体を」、勁草書房、1984年10月
- 文献 15) 饗庭伸、「協働型まちづくりを支えるマスタープランの計画技術の研究」、早稲田大学学位論文、2003年3月
- 文献 16) 新村出編、「広辞苑 第五版」、岩波書店、2004年
- 文献 17) 後藤春彦、佐久間康富、田口太郎、「まちづくりオーラル・ヒストリー 『役に立つ過去』を活かし、『懐かしい未来』を描く」、水曜社、2005年3月
- 文献 18) 日本建築学会編、「まちづくりの方法」まちづくり教科書第1巻、丸善出版社、2004年3月
- 文献 19) 志村秀明、「住民主体のまちづくりデザインゲームによるまちづくり支援手法に関する研究」、早稲田大学学位論文、2003年3月
- 文献 20) 小島康太郎、三浦聖樹、杉崎和久、小泉秀樹、「市民の自律的まちづくり提案活動を支援する情報提供に関する研究」、日本都市計画学会学術研究論文集、pp.841-846、2002年
- 文献 21) 兵庫県まちづくり基本条例、1999年3月
- 文献 22) 荻谷剛彦編著、「創造的コミュニティのデザイン 教育と文化の公共空間」、有斐閣、2004年1月
- 文献 23) 人見剛、辻山幸宣、「協働型の制度づくりと政策形成」、ぎょうせい、2000年12月
- 文献 24) 原科幸彦編著、「市民参加と合意形成」、学芸出版社、2005年9月
- 文献 25) 山田晴義、「市民協働のまちづくり」、本の森、2002年10月
- 文献 26) 杉原五郎、「参加型まちづくり時代のコンサルタント」、はる書房、2002年8月
- 文献 27) 西村幸夫、「西村幸夫都市論ノート」、鹿島出版、2000年7月
- 文献 28) 松行康夫、松行彬子、「公共経営学 市民・行政・企業のパートナーシップ」、丸善株式会社、2004年3月
- 文献 29) 神野直彦、澤井安勇、「ソーシャル・ガバナンス 新しい分権・市民社会の構図」、東洋経済新報社、2004年2月
- 文献 30) 林泰義編著、「市民社会とまちづくり」、新時代の都市計画2、ぎょうせい、2000年5月

第2章 市民セクター単独による まちづくりのプロセス

2-1 はじめに

本章では、「市民セクター単独によるまちづくりのプロセス」と位置づけ研究を進める。本章では、住民による自発的な行動に起点を發するまちづくりのプロセスにおいて関係各主体の果たした役割、その際に有効に作用した地域の固有条件を明らかにする。

(1) 本章の背景と目的

都心では人口減少が顕著となり、都心への人口回帰を目指して様々な規制緩和などの都心居住政策が推進され、多くの高層マンションが新たに供給されている。しかし、規制緩和の下に進められる無秩序な開発行為は周辺居住者の良好な居住環境についての考慮はされずに進められることが多く、周辺住民との摩擦がしばしば生じている。そうした背景のもと、住民によるマンション建設反対運動が各地で数多く展開されているが、実際には法的根拠の不足などからその多くは建設に歯止めをかけられないのが現実である。

マンションの建設反対運動をはじめとする開発行為への反対運動などの建築紛争の法的根拠は建築基準法に基づく公法上の争点と、居住環境の補償を求める私法上の争点があるが、大半は公法上の問題をクリアーした開発計画との私法上での争いとなるケースである。しかし実際には、周辺住民の合意形成や連携意識の欠如などから、開発主体との折衝は難しい。

都心において、マンション開発による影響がもっとも顕著なのは、商業地域指定を受けている地域である。実際、商業地域の中に現況では低層住宅地が存在している事例が東京都心にも多数存在する。これらの地域は容積率が大きく指定されていることから高層マンション計画が立てやすい。こういった地域で計画されるマンションなどは、計画規模が大きいことから周辺住民との摩擦も起こりやすく、前述したような住民新居による反対運動に発展することが多い。このようなケースにおいて、実際に住民だけの力で、地域の開発コントロールをしていくことは困難であるが、公法上の問題をクリアーしている問題に対して行政による介入は難しいのも現実である。

そこで本章では行政の介入しにくいこれらの課題に対し、住民自身による開発業者との折衝経緯を、①折衝の中で住民が開発計画の変更を求める論拠を把握し、②建築紛争のどの段階でどのような論拠を元に住民と開発業者との折衝が行われてきたか、③住民と開発業者との折衝において住民側に有効に働いた要素、を明らかにした上で、まちづくり体制の変遷プロセスを明らかにすることを目的とする。

(2) 調査分析の枠組みと方法

1) 本章の対象

本章では東京都心部において、住民により自発的に課題解決に向けた行動が開始され、かつ行政とは直接的な関係を持たずに開発コントロールを実現している事例として新宿区荒木町12番地を取り上げ、マンション建設紛争時の住民とマンション業者との折衝の経緯とその際の論拠、住民側の体制に着目して研究を進める。この折衝経緯から、住民セクター単独による開発コントロールの際に地域の固有条件をどのように解釈し、どのような役割が住民の中に必要であり、それぞれが折衝の各段階においてどのように活かされて、開発業者と対峙して計画変更を勝ち取ったのかを明らかにする。さらに、住民による開発業者との折衝の体制の変遷プロセスを明らかにする。

2) 対象地の選定

本章で取り上げる、新宿区荒木町は商業地域指定を受けており、建築規制は比較的ゆるい地域である。(建蔽率80%、容積率400%)しかし、実際には幹線道路で囲まれた地区の内側の大半は住宅の用途で占められている。特に、バブル経済期に至る以前からその交通利便性などから多くのマンション建設が計画され、その度に紛争が起きてきた経緯がある。そうした背景を持つ荒木町12番地ではこれまで約40年間で12事例にわたり、住民と開発業者との折衝が行われ、そのすべてが計画の縮小変更あるいは白紙撤回となってきた。開発業者

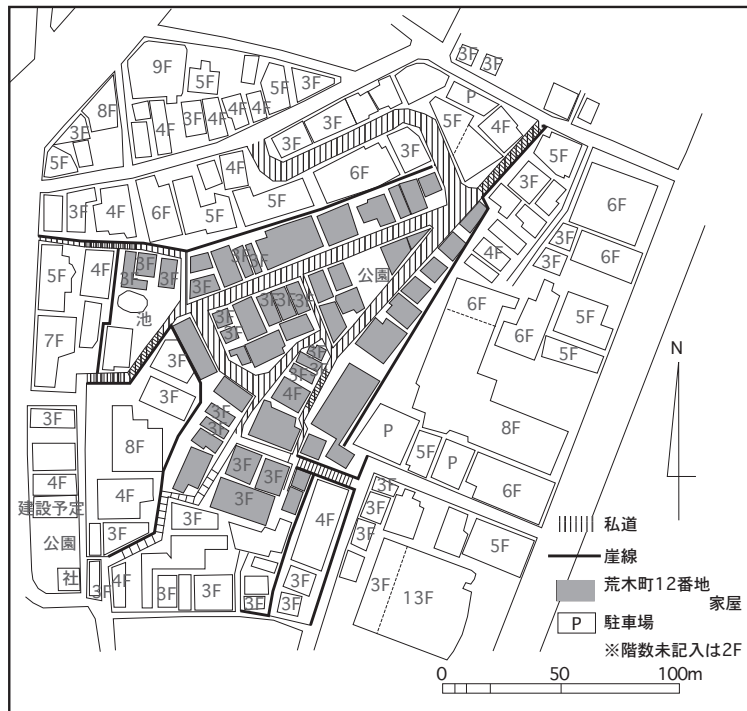


図 2-1 荒木町12番地の概要

との折衝が荒木町 12 番地という小規模の地縁共同体組織（注 2-1）で行われ、かつ多数の計画が住民によりコントロールされてきた事例は他にほとんど見られない。

3) 本章の構成

まず、事前のインタビュー調査の結果をもとに荒木町 12 番地における建築紛争時における住民と開発業者による折衝の現状を、①地形条件、②共有インフラ、③住民の中心的な折衝役の存在、の 3 つの側面から把握、分析、考察を行う。インタビュー調査の対象者を下表に示す。

まず、住民に対して前述の 3 項目に対するインタビュー調査を行い、荒木町 12 番地における建築紛争時の住民と開発業者との折衝経緯を把握する。次に、荒木町 12 番地が前掲の 3 つの項目を論拠としてどのように開発業者との折衝を重ねてきたのかを考察することにより、荒木町 12 番地における住民と開発業者の折衝の実態と課題を明らかにする。これらから、建築紛争のどの段階でどのような折衝が行われたのかを明らかにし、住民による開発コントロールの方策を推察する。

表 2-1 インタビュー調査対象者

| 番号 | 性別 | 年代 | 居住地 | 居住歴 | 職種 | 住民運動への参加 |
|----|----|----|-----|------|--------|----------|
| 1 | 男 | 50 | 池の外 | 生来 | 不動産業 | ◎ |
| 2 | 男 | 30 | 池の外 | 生来 | 自営業 | × |
| 3 | 女 | 70 | 池の中 | 37年 | アパート経営 | ◎ |
| 4 | 女 | 50 | 池の中 | 生来 | 主婦 | ◎ |
| 5 | 男 | 40 | 池の中 | 生来 | 自由業 | ◎ |
| 6 | 女 | 60 | 池の中 | 15年 | 主婦 | ○ |
| 7 | 女 | 50 | 池の中 | 2年 | 主婦 | ○ |
| 8 | 女 | 50 | 池の中 | 6ヶ月 | 主婦 | ○ |
| 9 | 男 | 30 | 池の中 | 1.5年 | 会社員 | ○ |
| 10 | 女 | 20 | 池の中 | 2年 | 主婦 | ○ |
| 11 | 女 | 20 | 池の中 | 2.5年 | 主婦 | ○ |
| 12 | 女 | 40 | 池の中 | 生来 | 主婦 | × |
| 13 | 女 | 20 | 池の中 | 3年 | 主婦 | × |

運動への参加 ◎：中心として参加 ○：署名、集会への参加※ ×：無関心
※新規居住者（紛争未経験者）で今後参加するつもり、と答えた場合を含む

表 2-2 対象とするマンション紛争と地区の来歴

| 年代 | 物件 | 場所 | 計画時 | 実施時 | 備考 | 陳情 |
|------|---------|----|--------|----------------------|-----------|----|
| 昭和37 | 建設本社屋増築 | ① | 8 F | 6 F | | 無 |
| 昭和40 | | | | | 私道舗装 | |
| 昭和48 | 集合住宅新築 | ② | 5 F | 公園 | | 有 |
| 昭和48 | 集合住宅新築 | ③ | 4 F | 2 F | | 有 |
| 昭和50 | | | | | 私道陥没 | |
| 昭和57 | 集合住宅新築 | ④ | 5 F | 4 F | | 有 |
| 昭和57 | 集合住宅新築 | ⑤ | 5 F | 戸建て+駐車場 | | 有 |
| 昭和60 | 集合住宅新築 | ⑥ | 5 F | 地盤面下げ+地上3 F | | 有 |
| 昭和60 | 集合住宅新築 | ⑦ | 4 F 2棟 | 2 F 2棟 | | 有 |
| 昭和60 | | | | 申請取り下げ | 危険地区申請 | |
| 昭和62 | 集合住宅新築 | ⑧ | 4 F | 3 F | | |
| 昭和62 | 商業ビル新築 | ⑨ | | 自主的にセットバック200万支払い※1 | | 無 |
| 平成10 | | | 4 F | | 地主死亡 | |
| 平成10 | 集合住宅新築 | ⑩ | 8棟 | 14軒戸建て+オープンスペース1ヶ所※2 | | 無 |
| 平成10 | | | | | 私道管理委員会設立 | |
| 平成11 | | | | | 私道舗装 | |
| 平成12 | 集合住宅新築 | ⑪ | 7 F | 戸建て4軒 | | 有 |
| 平成12 | 戸建て改築 | ⑫ | 4 F | 4 F | 地区内紛争 | 無 |
| 平成17 | 集合住宅新築 | ① | 17 F | 17 F | | 有 |

※1:自主的に迷惑料が支払われた

※2:8人の施主が一斉に計画したため各業者と個別に対応

2-2 荒木町におけるマンション紛争の実態

(1) 荒木町 12 番地の来歴

荒木町 12 番地は元々江戸期に松平摂津守屋敷内の池が存在していた低地であり、明治期の池の埋立てを経て、三業地となり栄えた。三業の衰退後は都市計画上は商業地域、防火地域の指定を受けたものの、実際には商業地化せずに住宅地として現在に至っている。

また平成 10 年、荒木町 12 番地の土地の大半を所有していた地主の死後、地主が所有していた私道（幅員約 2～4 m）は 12 番地内居住者へ提供され、私道の二項道路となった（図 2-1 参照）。

そのため、平成 10 年の道路の舗装時にその舗装費用の 1 割を周辺住民で負担する必要が生じた。この時点で 12 番地住民により「私道管理委員会」が設立され、以後私道の管理をしている。「指導管理委員会」は荒木町 12 番地居住者で構成され、開発業者との折衝の主体、開発業者からの寄付金の管理主体としても位置付けられる。本地域において開発業者などとの折衝の際は、平成 10 年の設立以前までは「荒木町 12 番地住民一同」としていたが、以後地縁共同体の名称で折衝は行われている。下図に本章で取り上げる折衝の行われた案件の場所を示す。

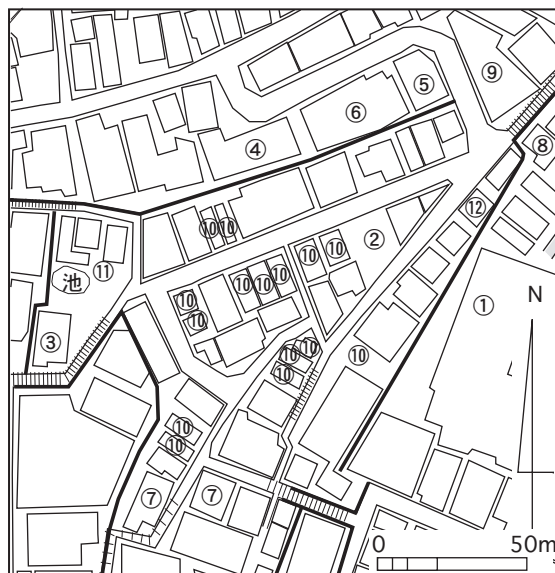


図 2-2 対象とするマンション紛争の位置

(2) 荒木町 12 番地の独自性を規定する固有条件

現在に至るまで荒木町 12 番地では多くの開発計画が折衝により計画変更されているが、この要因として住民が荒木町 12 番地の様々な地理的独自性を折衝時における論拠に位置づけてきた経緯がある。荒木町 12 番地の住民に対するインタビュー調査から先にも示した通り、荒木町 12 番地の独自性を構築する条件として①地形条件からくる地域内共通の危機意識、②共有インフラとしての私道の存在が挙げられ、これらの条件を理論的にまとめ、開発業者との折衝を住民の中心となる折衝役の存在があった。具体的な固有条件について以下に示す。

1) 窪地

荒木町 12 番地は元来池であったことから、その外周を高さ 8～11 m の崖で囲まれており、現在でも北側にある 1 本の私道以外は全て階段となっている。このことが荒木町 12 番地の範囲を明確に規定しており、住民組織の範囲と共同体意識に帰着しているといえる。

2) 脆弱な地盤

この地域は池であったことと同時に、旧来から周辺地域が洪積層であるのに対し、12 番地を中心とした一帯は沖積層の台地である。このことから、地盤面も周辺に対して弱い。

3) 共有私道

平成 10 年に 12 番地住民の共有私道となって以降は、地域住民の共有財産として私道が位置づけられている。

4) 旧三業地

元来三業地として栄えていたため、地域内の古い居住者は当時の客層との人脈を有していた。

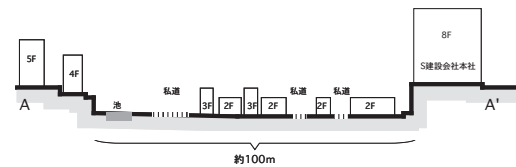


図 2-3 荒木町の断面概念図

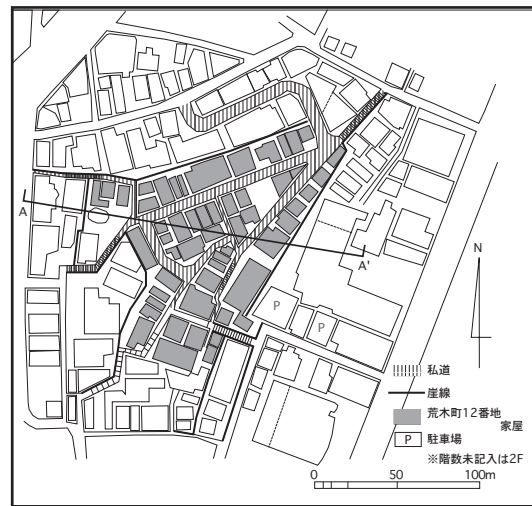


図 2-4 荒木町の固有条件



出典：東京五千分之一実測図／東京西部
(明治二〇年参謀本部陸軍部測量局作成)

図 2-5 明治期の荒木町

(3) 荒木町 12 番地におけるマンション紛争の折衝経緯の把握

荒木町 12 番地における、一連の紛争の解決まで経緯を示す。荒木町 12 番地での紛争の折衝経緯は大別すると以下の 3 つの型に分類できる。

- 1) 計画変更型：住民と開発業者の折衝の結果、当初の計画が縮小変更された事例。
 - 2) 白紙撤回型：住民と開発業者の折衝の結果、計画が白紙撤回された事例。
 - 3) 住民意志不統一型：折衝途中で住民の意志が分裂し、合意を見ない中で進められた事例。
- 以下にそれぞれの経緯を示す。

1) 計画変更型

1. 事例③、④、⑤、⑦、⑧における経緯

荒木町 12 番地における紛争解決のうち、5 つの事例（③、④、⑤、⑦、⑧）がほぼ同じ経緯をたどっている。

まず、開発業者が開発計画を立案し、それに伴って開発予定敷地の整地が行われる。これに対して住民はその敷地規模から開発規模を推定し、行政（新宿区）に対し、地域特有の問題点を論拠とした開発計画の規模の制限を陳情書として提出する。これを受けて行政は開発規模の制限は行わないが、開発業者から建築確認申請が出された時点で、住民に対する説明会の実施を指導する。説明会の場が開発業者と住民による折衝の場となり、その場での折衝を経て、最終的に住民からの要求を考慮した計画変更に至っている。その結果、行政側が計画変更後の確認申請を受理し、施工となるが、ここでさらに施工法について住民との折衝が行われ、工事車両の重量を制限する事による振動の減少など、居住者の居住環境を崩さないような施工法を採ることについての折衝が行われる。また、工事の際に、住民の共有インフラである私道に損傷が生じた場合には、開発業者側にその補償が求められる（注 2-2）。

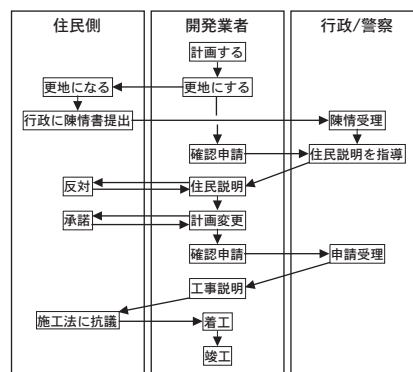


図 2-6 事例③、④、⑤、⑦、⑧における経緯

2. 事例①における経緯

荒木町 12 番地北側の崖上にあった、建設会社本社屋の増築計画。以前建設された同社本館によるビル風による被害が地域内部に発生しており、増築計画が公示された際に住民が行政に対して陳情書を提出した。しかし、建設会社側はこれを無視し、計画を強行に進めようとした。この時、荒木町 12 番地の住民は会社側に対して、工事差し止めの仮処分申請を行うことを通知し、再度建設会社側に対して計画の変更を求め、最終的に増築部分は当初 8 階建ての計画であったものが、計画変更され 6 階建てとなった。

3. 事例⑨における経緯

荒木町 12 番地北側における商業建築の新築計画。計画が公示された際に荒木町 12 番地住民側から計画に対する疑問の声が出たが、開発業者が事例①の建設会社であったことなどから、住民側から変更要求箇所が具体的に提示される前に自主的に計画を縮小変更した。このため、大きなトラブルに発展することなく、着工、竣工となった。

4. 事例⑩における経緯

荒木町 12 番地全域にわたる複数の集合住宅新築計画。荒木町 12 番地の大地主の死亡により、多くの土地が開発業者に売却され（注 2-3）複数の集合住宅建設が同時に計画された。住民は、敷地が整地された時点で行政に対し陳情書を提出し、これを受けて行政は開発業者の建築確認申請時に住民への説明を指導した。住民側は具体的な条件を開発業者に提示し、計画が当初の集合住宅から戸建て分譲住宅へと変更された。その後、住民に対する工事説明があり、さらに住民は生活環境維持のための施工法の条件を提示し、業者はこれに従って着工、竣工となった。また、一連の工事により私道が痛んだため、開発業者に対し舗装費用の負担を求め、数社が私道管理委員会への寄付という形式で舗装費用の一部を負担した。

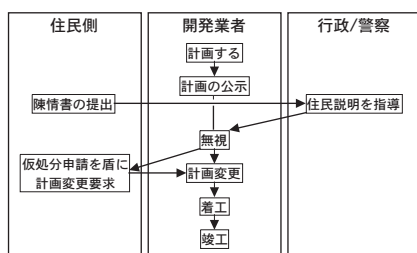


図 2-7 事例①における経緯

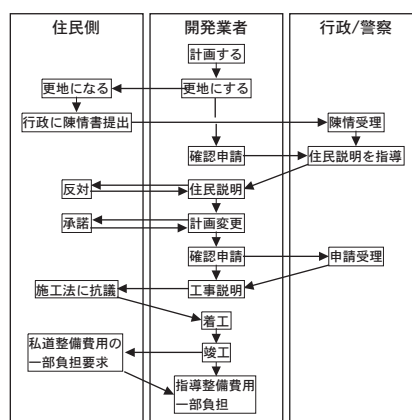


図 2-8 事例⑨における経緯

5. 事例⑩における経緯

荒木町 12 番地内にある池の周囲に計画された集合住宅新築計画。計画が公示された時点で住民側から陳情書が行政に対して提出され、住民と開発業者との話し合いの結果計画が大幅に縮小変更され、戸建て 5 棟となった。さらに、その一部の土地を宗教団体が購入することを申し出た結果、建て売り 3 棟の戸建て住宅へと変更となり、着工、竣工した。

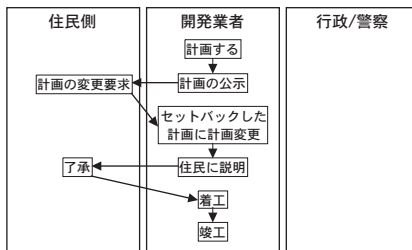


図 2-9 事例⑩における経緯

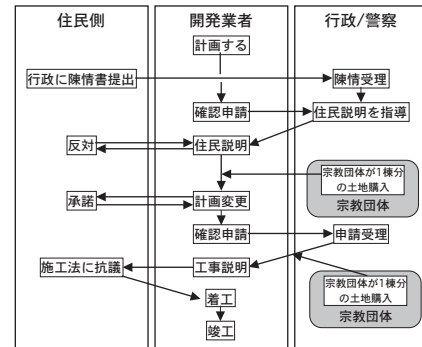


図 2-10 事例⑩における経緯

2) 白紙撤回型

1. 事例②における経緯

荒木町 12 番地内における集合住宅新築計画。既存建築の解体のために深夜に大型の解体車両が地区内に進入した。これに対して住民はこの大型車両を排除し、以後私道を通行する解体車両の重量制限を明確にした。その後は他の事例と同様の経緯をたどったが、施工法に対する住民の条件提示により施工業者が二転三転し、また荒木町 12 番地住民もまた行政に対して土地の買い上げを求めたため、最終的に計画は白紙撤回され、敷地を新宿区が買い上げ、区立の児童遊園となった。また、区立の公園ができることにより、私道の舗装の際に区の助成がおりるなどの結果へと結びついた。

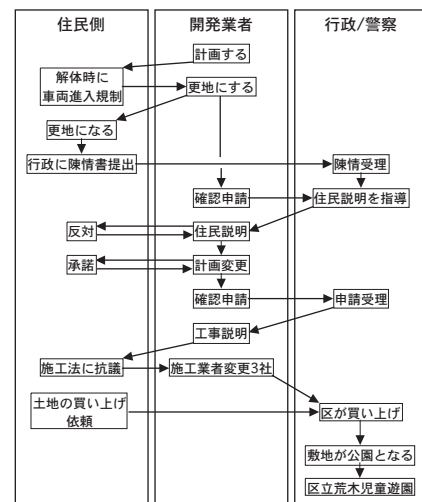


図 2-11 事例②における経緯

3) 住民意志不統一型

1. 事例⑥における経緯

荒木町 12 番地北側における集合住宅新築計画。整地された時点で荒木町 12 番地住民が行政に対して陳情書を提出し、これを受けて行政は開発業者の建築確認申請時に住民への説明を指導した。この際に、住民側の条件を開発業者に提示し、最終的には計画が縮小変更された。しかし、変更後の計画に対しても一部の住民が反対したため、反対した住民の土地に隣接する部分のみ、セットバックした変則的な計画となった。その後住民に対する工事説明の際にも住民側は条件を提示し、これに従った形で着工、竣工となった。

2. 事例⑫における経緯

荒木町 12 番地内における既存戸建て住宅の改築計画。施主は荒木町 12 番地内の住民。計画の公示後、荒木町 12 番地の住民が他の例と同様の条件の提示を求めたが、計画主体が同じ地域内の住民であったため、住民の意思統一が図れず、計画を変更することができなかった。その後、工事説明の時点で他事例と同様の施工法に変更され着工、竣工した。

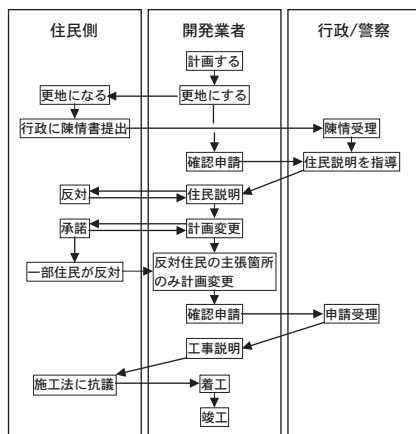


図 2-12 事例⑥における経緯

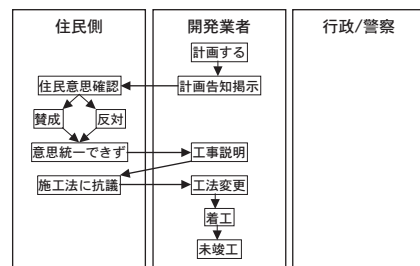


図 2-13 事例⑫における経緯

(4) 折衝経緯の段階の分析

1) 折衝経緯の各段階での折衝

(3) で把握した折衝経緯から、荒木町 12 番地の建築紛争解決に向けた経緯における住民と開発業者、行政との折衝は大きく 1. 既存建物解体時、2. 計画公開時、3. 施工時、の 3 つの段階に分けられる。

1. 既存建物解体時

新たな開発計画に伴って既存建築物の解体が行われるが、この際にも荒木町 12 番地内の地盤の弱さ等を理由に大型車両の進入を拒否し、小型車両での資材運搬を求める。

2. 計画公開時

新たな建築計画が荒木町 12 番地に及ぼす影響を示し、開発業者に対し計画の縮小変更を求める。この際、行政に陳情書を提出する事により、開発業者は確認申請時に行政から住民説明を指導され、公の折衝の場がもたれる。これを無視して、強行しようとする開発業者があった場合には住民は裁判所に対し、工事差し止めの仮処分申請を行うことを伝え、住民側の主張を公のものとする。

3. 施工時

住民側は私道をはじめとするこの地区のインフラの脆弱さを理由に小型の工事車両、軽量部材による施工を要求する。このため、開発業者側はこの条件をクリアーするために様々な策を講じる必要が生じ（注 2-4）、この段階で施工業者が変更になる場合もある。

2) 折衝経緯の各段階の実施計画への影響

荒木町 12 番地における折衝経緯は 3 つの型に分けられたが、白紙撤回型に関しては施工段階での折衝により、開発業者が計画を断念し、住民が公園化を希望し、行政がそれを承諾した非常に稀な事例と言える。また、住民意志不統一型に着目すると、いずれの事例も計画公開時の折衝の段階で住民の意思統一が図れなかったことが原因となっており、その前の既存建築解体時と施工時には住民意志の統一が比較的図りやすく、計画公開後の動きでは住民の合意形成が図りにくいことが伺える。この原因として、計画公開時での折衝に住民の間で明確な要求基準の共有ができなかったため、と言える。

以上のことから、これらの 3 つの段階において荒木町 12 番地の住民は地域の様々な固有条件を折衝の論拠とすることにより開発業者との折衝を行ってきた。住民と開発業者との折衝の論点は主に①既存建物解体時では、大型の解体車両の進入を拒むための私道の脆弱さ、②計画公開時では、地理的には窪地であることによる竣工後の排水量の増加やビル風などの環境的被害の恐れ、③施工時では、解体時と同じように大型の建設車両の進入を拒むための私道の脆弱さに論拠が置かれていることが明らかになった。そして、折衝経緯の各段階においてこれらの論点を明確化し、開発業者側との折衝を先頭に立って行っている人材の存在も特筆すべき事項である。また、住民意志が不統一となりがちな段階として計画公開時の段階が挙げられ、この段階が住民と開発業者の折衝において重要な局面であることが明らかとなった。

2-3 荒木町 12 番地における折衝の論拠

2-2 から、荒木町 12 番地では、地域固有の様々な条件を的確に折衝の論拠として利用し、住民の合意形成と開発業者との折衝を行ってきたことが分かった。本項では、これらの論拠の具体的な分析を進める。

(1) 地形条件

1) ビル風と雨水・下水の流入

建設会社本社屋建設（崖上地上 8 F）に伴い、荒木町 12 番地にビル風が吹き、屋根が飛ばされる被害に遭う家屋がでた。その後、同建設会社本社屋増築の際に悪化が予想されるビル風対策の折衝から荒木町 12 番地住民の開発に対する結束が始まり、増築規模の縮小を求めた結果、増築部は当初の計画から 2 層分低くする計画変更がなされた。

また、2-2 でも述べたように荒木町 12 番地は窪地であるため荒木町全域から雨水や下水が流れ込む。下水管は古くから整備されたもので、管径の小ささなどから排水能力に限界があり、常に出水の危険を抱えている。現在でも地面を掘るとわき水がでるため大がかりな下水道整備を行うことが出来ない。このことは、新たな流入水の増加を招く大規模建築物の建設を拒む論拠ともなった。この危険性については、荒木町全域を範域とした荒木町町会も認識しており、荒木町 12 番地の外周に計画されている様々な大規模建築に対して、町会からも荒木町 12 番地に排水を流さないよう要請しており、実際に 12 番地周囲に建設された建物は排水をポンプアップするなどにより 12 番地外部に流す措置がとられている例も多い。

2) 地盤の弱さ

上記のように、荒木町 12 番地内のわき水などの関係から、12 番地内部は元来地盤が弱い。実際に大型の建設車両が進入した際に道路の陥没が起こるなど、地盤の弱さから来る舗装の破損の例もある。そのため、住民側は業者に対して既存建築解体時や施工時に工事車両の重量制限などを要求している。

3) 開発規模

荒木町12番地内は狭く既存住宅の規模も比較的小型であるため、大規模な土地が売りに出されることはなく大型の開発計画が起こりにくい(注2-5)。また、アクセス道路の狭さなどに起因する施工の難しさなども、大型の開発計画を拒んでいる一因に挙げられる。

4) 地形的条件からくる論拠

以上のことから荒木町12番地の住民は①窪地で周りを崖に囲まれており、物理的にその範囲が明確であり、②ビル風などに対する危機感、③雨水、下水の排水という問題など、地形条件からくる地区の固有性を論拠として共有することにより、開発に対抗してきた。

しかし、その一方で現在の商業地域指定から住宅地域への用途地域指定の変更や、災害危険区域(注2-6)指定を受けようという動きに対しては、地価が下がる、などの理由から全住民の合意が得られず、実現に至っていない。

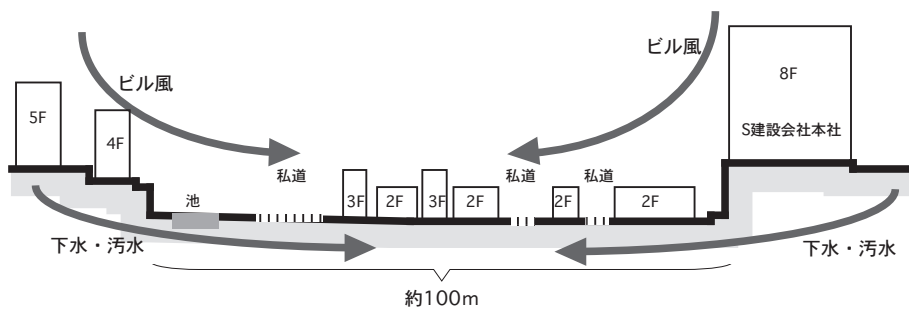


図 2-14 荒木町12番地 東西断面模式図

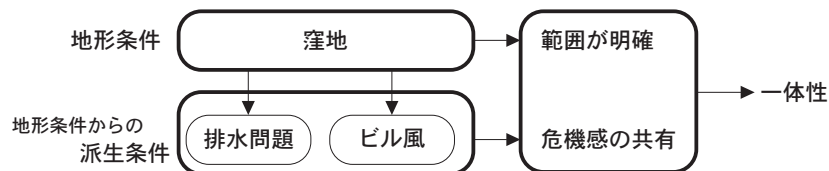


図 2-15 地形条件からくる一体性

(2) 私道の共同管理

1) 私道の成り立ち

荒木町 12 番地の道路は荒木町が三業地として栄えていた当時に、荒木町 12 番地にもあった料亭への自動車のアクセスを可能とするために地元地主が私有地 870 坪を提供して整備したもので、昭和 40 年に舗装道路となった。平成 10 年の地主の死後、公道として提供されたが、主体的に管理しようとする住民の意思により、区道には指定されずに地元住民による共有私道となった。この後、平成 10 年、新宿区の助成を受け、現在の状態に舗装整備された。この時、道路の舗装費などといった管理費用の 1 割を周辺住民が負担することとなった。

2) 舗装時の住民の負担

私道の舗装の周辺住民負担分（約 200 万円）については、新規の住宅建設に伴う工事車両の乗り入れにより道路が損傷した、として事例⑩の建築業者数社が寄付、という形で負担した。しかし、その後の管理・整備費用については周辺住民で負担しており、階段の手すりなどの整備費用は住民により出資されている。

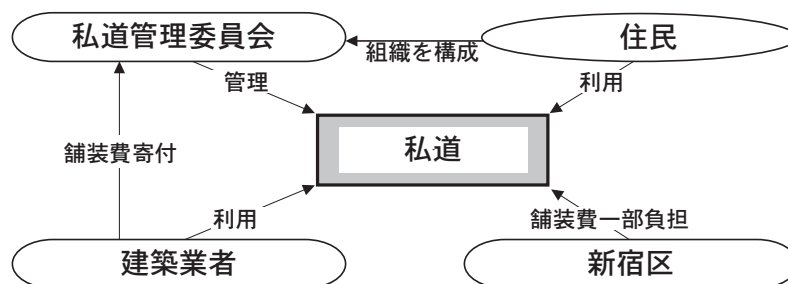


図 2-16 私道管理を取り巻く組織の関係

3) 私道の住民管理による利点

荒木町 12 番地の私道の舗装厚が薄く、2 t 車以上の重量車両の進入には所轄警察の許可が必要となる。警察は荒木町 12 番地については以前から住民が建築紛争を繰り返していたため、これまでに工事車両の進入の許可を下ろすことはなかった。実際には一連の紛争により、最終的に区立公園となった事例については区の公共施設であるため、道路は区道となるのが原則であるが、過去の経緯から舗装事業などに住民の主体性を確保するために住民の要望によりあえて現在も私道として残されている。私道は住民の共有インフラであり、折衝の際に計画変更を求める根拠となっていることを住民間でも共有している。

4) 私道の共同管理からくる論拠

以上から地区内唯一の生活インフラでもある道路を私道として住民による共同管理としていくことにより、外部からの開発圧力に対する強い抵抗力を担保されている。また、私道の管理を巡り荒木町 12 番地では平成 10 年の道路舗装時に地元負担金を管理する組織「私道管理委員会」を立ち上げている。現在ではこの組織を中心として整備、管理や新たな開発計画に対して開発業者との折衝などが行われている。

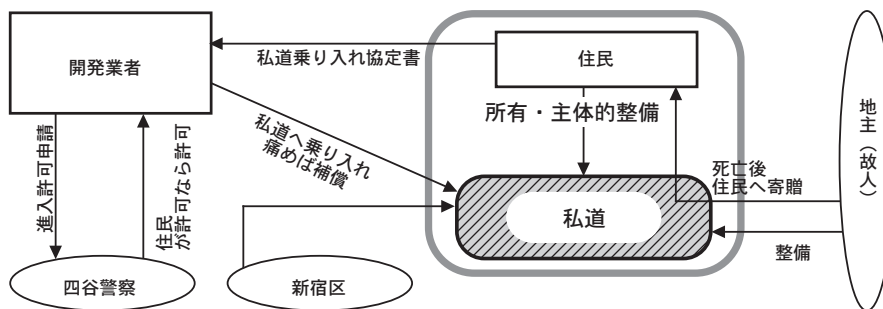


図 2-17 私道をめぐる住民と開発業者

(3) 折衝役の存在

荒木町 12 番地では建設会社本社増築時における反対運動から住民側のリーダーシップを取る折衝役が住民の中から誕生し、この人材を中心に、行政、開発業者との折衝がすすめられてきた。

1) 折衝の体制のコーディネート

折衝役は、折衝の際に関係各所(荒木町に於いては、1. 地域住民、2. 開発業者、3. 新宿区)との情報のやり取りの中心となる。また、この際に地元自治組織である荒木町町会については、その領域や業態(荒木町全域では商業立地が多い)の違いから問題意識を共有できないとして、関係を持たないで行動している。

2) 行政に対する陳情書提出

折衝役は敷地が整地されるなどの開発計画の初期の情報入手の段階で、その後の開発計画を予想し、行政に対し、陳情書を提出することにより、事前に開発計画の進行に歯止めをかけ(注 2-7)、開発業者との折衝の公的な機会を設けてきた。

折衝役は 1 つの事例に対する陳情書を新宿区の①広報課、②建築指導課、③道路課に提出し、さらに環境課に対して陳情書の提出を確認することをつとめて行ってきた。このことにより、いわゆる行政内で要望のたらい回しにされることなく各課が的確に対応することが可能となり、部署間の意志疎通のずれからくる時間的な遅れが回避された。

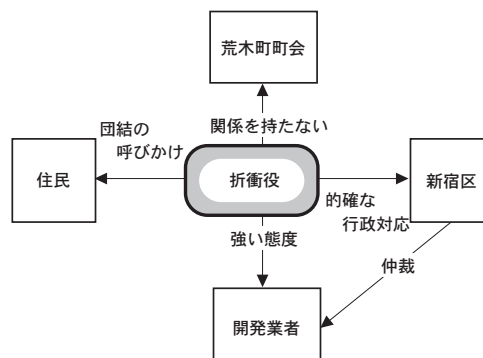


図 2-18 折衝役と各組織の関係

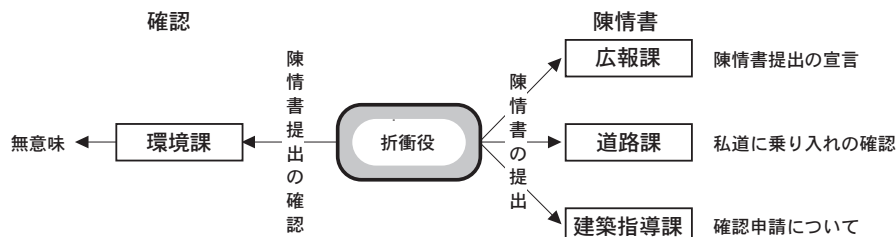


図 2-19 折衝役の行政対応

2-4 折衝プロセスと論拠・条件の対応

(1) 紛争時に於ける荒木町 12 番地の対応

2-2、2-3より、荒木町 12 番地が今日までに行ってきた開発業者との折衝経緯は時系列でみると、1) 既存建物解体時、2) 計画公開時、3) 施工時の 3 期に分けられ、窪地という地形条件と私道という共有インフラなど地域の固有性を規定する固有条件が折衝時の住民側が団結する根拠であり、なおかつ折衝の際の重要な論拠となっていることが明らかとなった。さらに、折衝経緯と論拠の対応、及びそこで折衝役が果たした役割を以下に示す。

1) 既存建物解体時

荒木町 12 番地の特殊な地形からその範囲が明確であり、地区内の住民が団結しやすい状況を背景として、解体時には主に、大型の解体車両の進入を拒否する。これは脆弱なインフラ（私道と地下に敷設されているガス管など）の保全を論拠とし、解体の際に 2 t 車以下の車両の利用を求めている。この際には私道を住民が管理していることによる、利点が活かされている。

2) 計画公開時

竣工後における雨水、下水の増加による出水の危険性を提示し、開発計画の縮小変更を求める。この際には荒木町 12 番地の地形条件が折衝の論拠となっている。

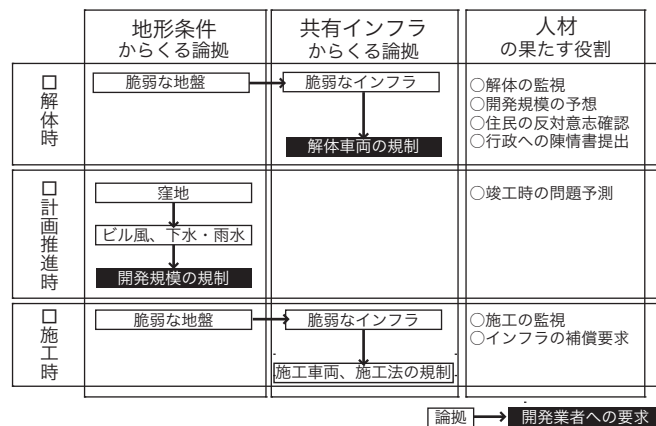


図 2-20 各段階における荒木町 12 番地の対応

3) 施工時

施工時も解体時と同様に、大型の施工車両の進入を拒否する。また、施工法においても、重量鉄骨や、大型の部材など、搬入時に私道や周辺家屋を傷める可能性のあるものについては変更を求める。これらの論拠としては脆弱なインフラや、細く鋭角に曲がる私道の線形を挙げている。

また、私道を利用するにあたっての細かい規定（注 2-8）を設け、これを遵守することを求めている。

(2) まとめ

以上の調査から荒木町 12 番地ではまず、「窪地」という地形条件と「私道」という共有インフラの条件を地域の固有条件として有しており、そこに開発計画という外発的な圧力が加わることにより、住民に共同体を組織するきっかけを与え①窪地であることをはじめとした固有条件により開発の影響をうける範囲が明確である中、窪地であることから派生する様々な問題に対する危機感を住民同士が共有し、②私道という共有インフラを所有することにより、開発圧力に対抗してきたことが明らかとなった。さらに、共同体の中心的折衝役が一連の流れの中で機能していた。

つまり、外発的な原因によりきっかけを与えられた住民がその土地の持つ固有条件を論拠に組織化し、それをさらに先導する住民の中から折衝役が誕生したことにより、開発業者との対等な折衝が行われ、地域住民による開発コントロールが可能であることが分かった。

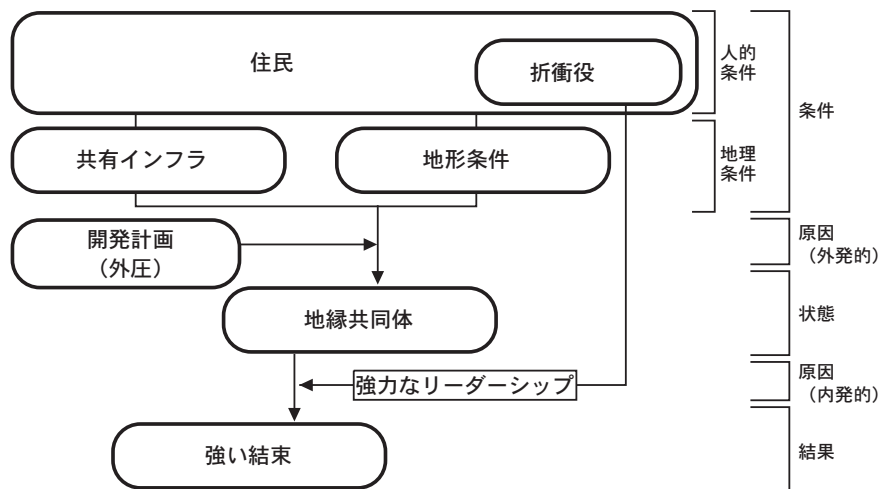


図 2-21 荒木町 12 番地における住民意識の形成過程

2-5 本章のまとめ

以上のことから、本研究で明らかになった折衝の実態について（１）折衝経緯、（２）折衝論拠、（３）折衝経緯の各段階における論拠、の３点から整理する。

（１）折衝経緯

住民と開発業者の折衝経緯は既存建築解体時、計画公開時、施工時の大きく３つの段階に分けられ、折衝経緯の各段階の応じて折衝の論点を示すことが出来た。

（２）折衝論拠

各折衝において、住民は地区がもつ固有条件に基づいた主張を展開し、最終的に多くの計画が縮小変更された。また、この際には私道が住民の共有インフラという位置づけであり、住民の主張を強力なものとしてきた。

（３）各プロセスにおける論拠

住民は折衝経緯の各段階において、開発業者の作業・工事過程に則した主張をしてきた。また、既存建築解体時、施工時にはインフラの破損、という明確な反対基準が存在するが、計画公開時には、明確な基準を求めにくいため、住民意志の統一を欠きやすいということも明らかになった。

今後、当地区に於いては開発の圧力に抵抗するばかりではなく、開発を行うに当たっての明確な主張基準となる建築高さ・施工法などの開発ガイドラインを住民側が合意・明文化して設けることにより、住民側の基準を明示し、開発側も含めた双方の利益を享受できるような折衝を実現していくことが求められると思われる。この際に行政側は住民に対し、的確な折衝機会を補償する必要がある。

大規模な建築物による大規模な建築紛争では裁判をはじめとした法的な手段による手続きが多くなされているが、実際には裁判に至る前段階を始め、法的な手段に至らない多くの紛争が存在し、それらを見捨てることはできない。また、今後都心部の様々な場所で増加することが予想される小規模な建築紛争においても同様に住民の主張の明確化が図られなければ

ならない。この際の住民側の折衝論拠として、地形やインフラなど、地域の固有条件を基準とした折衝の基準作りが重要であり、その際にも住民を先導する人材の確保・育成が重要となる。また、行政側としては、住民から起こされる様々な計画反対要求に対して、地形・インフラの調査や、施工段階での生活環境への影響の調査などを徹底した上で折衝指導を行っていく必要がある。

(4) 荒木町におけるまちづくり体制の変遷プロセス

以上から、荒木町におけるまちづくり体制の変遷プロセスは以下のような3期に分けられる。

1) 課題認識期（～私道管理委員会設立）

元来周囲を崖で囲われており、明確な圏域を有していたことやそれまで住民の転出入が少なかったことから、地域住民は一体感を共有していた。その後、近隣の高層ビルからのビル風により、12番地内の家屋に被害が出ることにより、周辺にビルが建つことが地域内にとって驚異であることが認識され、高層の建築物の計画に対して、地域住民が敏感に対応ようになった。この際に、住民の中の人材が折衝役として開発業者との折衝を行い、計画変更を求めた。この際には、圏域内の地盤の弱さやビル風などの固有条件を論拠として業者と折衝を行った。

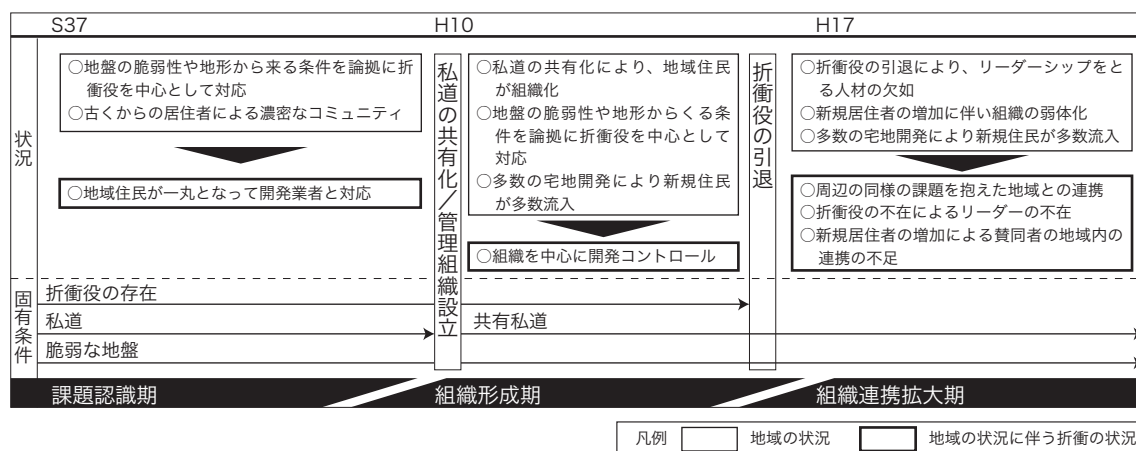


図 2-22 荒木町におけるまちづくりのプロセス

2) 組織形成期（私道管理委員会設立～平成 17 年）

地主の死亡により私道が共有私道として地域に提供され、その管理主体として地域内住民が「私道管理委員会」として組織化した。これまで、折衝役を中心として個人個人の同意を折衝の度に得たうえでの対応により続けてきた折衝が組織設立後は、組織により行われるようになった。また、これにより舗装整備の助成金などを受ける際の受け皿が出来、地域の環境整備が図られた。また、私道であることから、その整備水準のコントロールが可能となり、必要以上の整備を行わないことで大型の計画がしにくい地域を形成した。

3) 組織連携拡大期（平成 17 年～）（注 2-9）

これまで、折衝役として地域を引っ張ってきたリーダーが引退を宣言し、それまで折衝役をサポートしてきた人材が、折衝の前面に出ることとなった。また、それまでの折衝の経験蓄積が継承されなかったことから、折衝力が低下したが、同様の課題を抱える周辺他地域との連携を図ることでより多角的、広域的な対応へと推移した。

しかし、複数地域の連携による折衝の際には、地域の固有条件を論拠とすることが難しく、有効な折衝が行われていない。そのため、複数地域の連携による折衝は開発業者との直接的な折衝ではなく、行政に対して高さ規制などの要望を提出するなど、条例制定へむけた動きの一環となった。

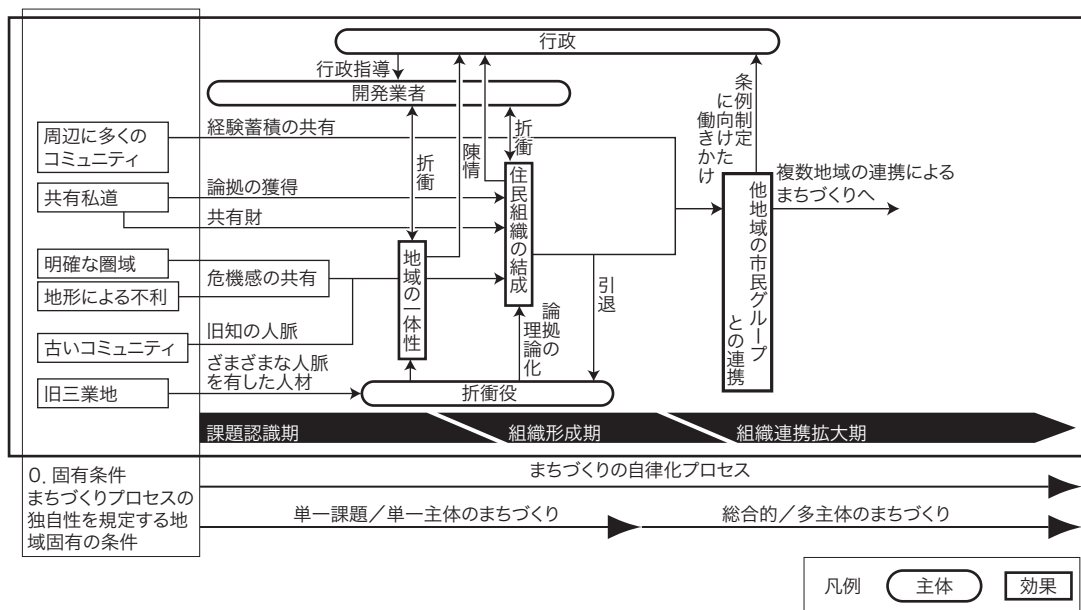


図 2-23 荒木町におけるまちづくり体制の変遷プロセス

(5) 荒木町におけるまちづくりプロセスの成果と課題

1) 地域間連携への発展

「組織連携拡大期」はリーダーの交代により、折衝役を引き継いだ人材が情報不足など同様の対応ができず、独自の折衝力が落ちた。そのため、同様の課題を抱える他地域との連携を図り、行政に対して高さ規制などの条例制定の働きかけへと繋がり、社会的要請などもあり高さ規制が条例として制定されようとしている。

2) 固有条件を論拠として地域独自の開発コントロールの低下

このように条例により一元的な規制が成立する一方で、規制をクリアした開発計画における開発業者などの対応では、その土地の地域性を考慮した上での計画変更の要求が必要であるが、実際には他地域と同様の折衝しか行われていない。元来 12 番地では他地域と違う固有条件を論拠とした折衝を行っていたのに対し、現在では他地域同様一般論による折衝となっているために、固有条件を論拠とした折衝が行われていない。これは、以前の折衝役が折衝を行ってきた際に適切に交代後の人材育成が行われてこなかったためであると考えられる。

3) 地域内連携の低下

折衝により開発計画が縮小されたにもかかわらず、開発案件自体が多く、多くの住民が入り替わった。多量の新規住民の流入により、旧来の住民と新たな住民との連携の機会がつかれず、その後の紛争の際には住民間の団結が得られていない。そのため、新たな紛争が起こった際に組織的に対抗することが出来ない、という現状がある。

(6) 今後の展望

1) 人材育成の必要

リーダーシップを発揮して地域住民の中心として、外部からの開発圧力との折衝を行う人材が育成される必要がある。具体的には、折衝を折衝役単独では行わずに経験蓄積の共有を図りながら進めていくことにより、スムーズな世代交代が可能となるであろう。

2) 地域内連携の必要

新規開発／建て替え物件の増加に伴い地域住民の入れ替わりが今後進むことが想定される。この際に積極的に新規居住者に働きかけ、課題認識の共有を図っていく必要がある。その上で、再び地縁組織として明確に位置づけ、地域が一体となった開発コントロールを実践していくことが望まれる。

3) 住環境イメージの共有による開発コントロールのシステム化

これまで12番地では、開発計画が浮上するたびに個別に対応してきており、建築協定などの強い計画規制は合意が図れないなどの理由から、締結されていない。これは、所有者の所有目的が「居住地」としての場合と「不動産」「資産」の場合とでその意志が異なってきた。実際に折衝の際には、居住者による合意を図ってきたため合意形成が図れたが、開発業者により賃貸物件では建築協定などの財産規定は難しい。今後は、地区の将来像を共有した上で、的確な開発コントロールのしくみづくりを進めていく必要がある。

注釈

- 注 2-1) 地縁共同体：地縁により結成された住民グループ。本章では荒木町 12 番地在住の住民の総称を指す。本地域においては開発業者との折衝の主体として位置づけられている。本地域においては、平成 10 年の設立以前までは「荒木町 12 番地住民一同」としていたが、以後地縁共同体名「私道管理委員会」で折衝が行われており、この地縁共同体は荒木町 12 番地住民全員で構成されている。また、この地域における公的な自治組織とも言える荒木町町会よりは小さなスケールで組織されている。
- 注 2-2) 実際に私道の損傷に起因した開発業者の補償は事例⑩でしか行われていないが、荒木町 12 番地住民は常に私道が損傷した場合の補修費の負担を開発業者に求めてきた。
- 注 2-3) 地域内の大半の土地を所有していた地主の死亡により、相続税などの関係から地主の所有している土地が売却されることとなった。この際に底地権の関係上、住民に対しては安価に払い下げられることとなったが、購入できなかった住民は転出し、転出後の土地が開発業者に売却された。
- 注 2-4) 私道の舗装が脆弱であるため、重量のある鋼材の利用が拒否された。このため、地域内の新築家屋の大半は木造、あるいは軽量鉄骨造となっている。重量鉄骨造とする場合は、1 本の鉄骨の長さを 4m 以内と求めるなど、重量に対して特に厳しい要求をしていた。
- 注 2-5) 地域内の地主の死後、地域内で地主が所有していた土地の多くが売却されたが、まとまった大規模な土地はなく、比較的小規模な土地が個別に売却された。
- 注 2-6) 建築基準法第 39 条により、地方公共団体は条例で津波、高潮、出水等による危険の著しい地域を災害危険区域として指定することが出来る。
- 注 2-7) 一般的な大規模建築の建築計画の場合、施工開始 90 日前に建築計画の概要を掲示する必要があるが、高さ 9m 以下の建築計画についてはその必要がない。実際に地域内における開発計画の場合、9m 以上の建築計画が計画されることは少なく、従って建築計画が事前に掲示されることも稀である。この際、折衝役は更地となった敷地の規模から開発計画を推測している。
- 注 2-8) 私道管理委員会は「私道乗り入れ協定書」に 1. 交通対策、2. 車両の制限、3. 乗り入れ時間、4. 安全対策、5. 道路及び器物の破損・復旧、6. 苦情処理、7. その他、の項目が設けられ施工に際し条件提示を行っている。
- 注 2-9) 追加調査の結果、平成 17 年現在、事例①の物件について、現況 8 階から新築 17 階のマンション建設が計画されており、折衝が行われているが、その際には荒木町単独ではなく早稲田など同じような課題をかかえる他地域との連携や区議会議員との連携の元、条例の策定に向けた活動が行われている。

参考文献

- 文献 1) 五十嵐敬喜、「日照権の理論と裁判」、三省堂、1980 年
- 文献 2) 秋本福雄、「公共と民間の協議における都市開発に関する研究 - アメリカにおける Negotiated Developments の類型とプロセス -」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 28 回、p.289、1993 年
- 文献 3) 秋本福雄、「公共と民間の協議における都市開発の計画と実践手段とプロセスに関する考察 - カリフォルニア州の事例 -」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 30 回、p.421、1995 年
- 文献 4) 秀島栄三他、「都市開発事業における共同体制の形成成立条件に関するゲーム論的考察」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 30 回、p.427、1995 年
- 文献 5) 室田昌子、「台規模事業を契機とした周辺住環境整備に関わるまちづくり協議会の運営課題に関する一考察 - 東京都区内を対象とし実現性に着目して -」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 33 回、p.547、1998 年
- 文献 6) 高見沢邦郎、「建築協定と地区計画の使われ方の比較 - 住環境保全型を中心に -」、日本建築学会計画系論文集、第 466 号、p.113、1994 年 12 月
- 文献 7) 高橋昭子他、「住民発意型建築協定の特性と協定締結の阻害要因（大阪府・京都府および兵庫県を中心として）住宅地における住民発意型建築協定に関する研究 その 1」、日本建築学会計画系論文集、第 494 号、p.187、1997 年 4 月
- 文献 8) 松原治郎、「コミュニティの社会学」、東京大学出版会、1978 年
- 文献 9) 荒木町を発見する会、「まち・ものづくりフォーラム 荒木町を発見する会の活動から その 1」、まち・ものフォーラム、1997 年
- 文献 10) 田口太郎、後藤春彦、「建築紛争時における住民と開発業者の折衝の経緯と論拠」、日本建築学会計画系論文集、No.552、2002 年 2 月

第3章 市民セクターによる初動から他のセクターとの連携により発展したまちづくりのプロセス

3-1 はじめに

本章では、「市民セクターによる初動から他のセクターとの連携により発展したまちづくりのプロセス」と位置づけて、研究を進める。本章では、市民セクターの自発的な過疎化対策の活動から始まり、行政をはじめとした地域内外の主体の連携を通じて課題解決を図り、さらに発展してまちづくりを進めたプロセスにおいて各主体の役割と、その背景にある地域の固有条件との関係を明らかにする。

(1) 本章の背景と目的

「平成の大合併」と呼ばれる全国的な市町村合併が進められる中で農山漁村の小規模な集落では今日よりさらに基礎自治体による公共サービスの受給が難しくなることが予想される。こういった集落では元来緊密な近隣関係を保つことで相互扶助社会が成立していた。しかし、現在その多くの集落が過疎高齢化により地域社会の衰退に直面している。過疎化に対しては、今日までも行政主導により様々な過疎振興政策による振興事業が行われてきたが、人口流出や高齢化の進行はやまず、また行財政の悪化により、合併後も引き続き行政による振興施策を続けていくことは難しい。こういった中、都市部と農山漁村の地域間交流による地域振興など、全国各地で様々な先進的な取り組みが行われ様々な主体がこれを支援している（注3-1）。

小規模で孤立した集落では住民が地域振興活動を展開していく上で、地元住民や行政機関をはじめとした地域内外の主体との連携を構築し、地域内だけでは不足している人材や知識、資金などを確保することが重要である。

本章では住民の発意による自発的行動から行政との連携を経て活動を拡大していった地域振興の事例を体調として、そのプロセスとその支援主体である行政をはじめとした関係各主体との関係の変遷を示した上で、地域の持つ固有条件との関連を考察し、まちづくりの自律化プロセスを示すことを目的とする。

(2) 調査分析の枠組みと方法

1) 本章の対象

本章では、元来公共サービスの提供元である基礎自治体の中でも中心部から遠隔地にあり、行政をはじめとした地区の外部主体の積極的な支援を受けにくい孤立した集落である漁村集落を対象として研究を進める。孤立した小規模漁村集落である徳島県由岐町伊座利地区を対象とし、地域住民の一部が発意、初動し、他の地域住民や地元行政、外部の主体との連携を通じてまちづくりを進めている事例から、孤立した小規模な地域でのまちづくり体制の自律化プロセスを示す。そのため、本章においては、「地域内」を集落の圏域とし、行政などは「地域外」の主体として扱う。

2) 対象の選定

本研究で対象とする徳島県海部郡由岐町伊座利地区は孤立漁村集落として、地区住民全員参加の組織「伊座利の未来を考える推進協議会」を組織し、まちづくり活動を展開して来た。その結果地区内外の主体間連携が発展を通じて、地区人口の増加、高齢化率の減少（1996年43%→2002年29.45%、由岐町全体では33.4%）と地区の小中併設校（注3-2）（以下、学校と記載）の児童・生徒数の増加（注3-3）、空き屋の改修実施等の具体的成果をあげている。

3) 本章の構成

本章は伊座利地区の住民、地区外関係者、町行政関係者へのインタビュー調査、地区住民へのアンケート調査、資料および文献調査により、研究を進める。

まず、対象地の地域性を規定する固有条件とそれに伴う地域の課題を整理する。次に、過去から現在までの集落内外の主体の連携を整理類型化し、各類型の連携が形成される経緯を把握し、連携の契機となった出来事と連携した各主体の役割を示し、またその背景となった地域の固有条件を把握する。次に、連携を発展させながら進めたまちづくりによる成果と課題を明らかにする。最後に、孤立集落において、集落内外の各主体の連携が自律的なまちづくり体制の構築に果たした役割を示すとともに、そのプロセスとプロセスの各段階における各主体の役割を示す。

なお本章は、過疎化が特に進行した高度経済成長期から現在までの期間を対象に分析を進める。

3-2 伊座利地区の固有条件

本項では、対象地での暮らしを下支えする地域の固有条件を把握した上で、対象地が有する課題を整理した。

(1) 対象地の概要

伊座利地区は、徳島県の南東部に位置する由岐町の最東端に位置し、三方が急峻な山地、一方が太平洋に囲まれた狭隘な土地に、漁業を基幹産業として51世帯（2004年）が生活する町内で最も小規模な地区であり、由岐町町役場からも車で1時間程度の時間を要するなど町の中でも特に孤立性の高い集落といえる。また、由岐町も2006年3月に隣接する日和佐町と合併し「美波町」となることが決定しており、今後さらに孤立性が高まると予想される。

伊座利地区は、1955年以降人口が急激に減少し、1970年から町の過疎振興計画により、生活基盤整備や観光関連施設が建設された（注3-4）が人口減少は進み、1989年、児童・生徒数の減少により地区の学校が廃校となる可能性が指摘された。これを契機に地区内の学校廃校への危機感を抱いた有志により外部との交流によるまちづくり活動が初動され、2000年には住民組織「伊座利の未来を考える推進協議会（以下、推進協議会と記載）」が発足した。この組織は学校の存続を目指して活動し、学校へ地区外の子どもを留学生（注3-5）として受け入れるなど活動が展開されてきた結果、現在に至るまで学校の存続のみならず地区人口、学校の児童・生徒数が増加した。

地区の沿革を図3-2に示す。

表 3-1 インタビュー調査対象者一覧

| 地区 | 名前 | 年齢 | 性別 | 地区 | 名前 | 年齢 | 性別 | | |
|---------------|----|--------------------------|-----|----|------------------------|----|-------------------------|-----|---|
| 地区 居住 者 | A | 前推進協議会会長 元町議会議員兼漁業組合長 | 70代 | 男 | 地区 外 居 住 者 | Q | 前伊座利校校長 | 50代 | 女 |
| | B | 推進協議会会長 町議会議員 | 50代 | 男 | | R | 関西伊座利応援団長 居住経験者(血縁者) | 60代 | 男 |
| | C | 推進協議会実行委員 | 50代 | 男 | | S | 居住経験者 | 50代 | 男 |
| | D | 漁協組合長 | 50代 | 男 | | T | 由岐町役場職員 血縁者 | 50代 | 男 |
| | E | 漁協職員 | 50代 | 男 | | U | 由岐町役場職員 | 50代 | 男 |
| | F | 吉野哲志さん | 50代 | 男 | | V | 画家 | 60代 | 男 |
| | G | 婦人会/前学校用務教諭 | 60代 | 女 | | | | | |
| | H | 婦人会 | 50代 | 女 | | | | | |
| | I | 婦人会 | 40代 | 女 | | | | | |
| | J | 転入者/伊座利校教師 | 30代 | 男 | | | | | |
| | K | 転入者/伊座利校教師 | 30代 | 男 | | | | | |
| | L | 転入者 | 40代 | 女 | | | | | |
| | M | 転入者 | 30代 | 女 | | | | | |
| | N | 転入者 | 30代 | 女 | | | | | |
| | O | 転入者 | 30代 | 女 | | | | | |
| | P | 伊座利校校長 | 50代 | 女 | | | | | |

1) 地形的に孤立

三方を急峻な山に囲まれ、一方が海であり、道路が整備されるまでの交通手段は馬、人足のみであったことから他地域から孤立していた。

2) 強い共同体意識

地理的不便から住民の相互扶助により生活が成り立ち、経済基盤の漁業を地区住民が協力して維持してきたため、地区住民の共同体意識が強い。

3) 新規居住者との積極的な交流気質

地区内の学校の教職員や新規転入者の採貝を認めるなど、地区の新規居住者とのつながりや連携に対して積極的である。

4) 学校との強い連携意識

地区住民の学校との関わりが深い。

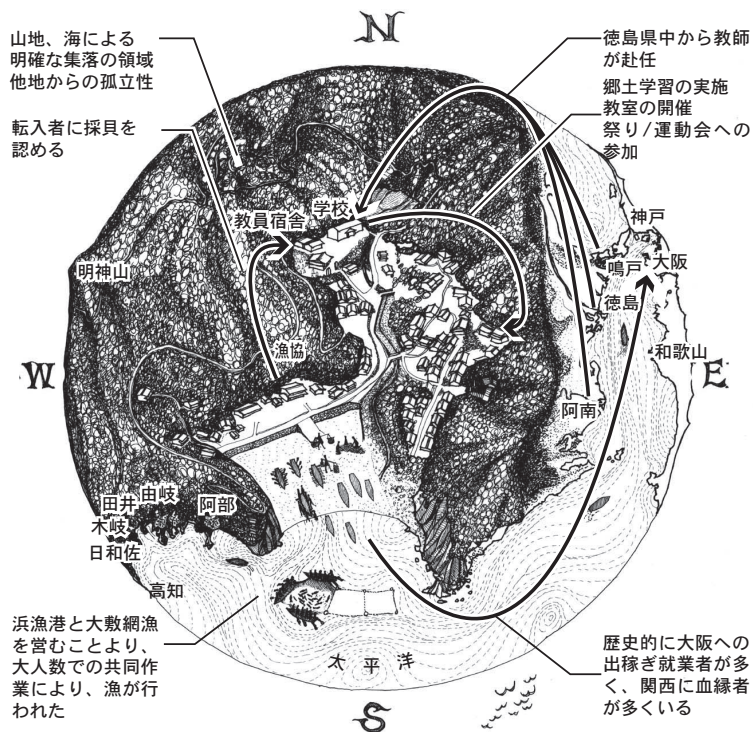


図 3-3 伊座利地区の固有条件

(3) 伊座利地区が有していた課題

沿岸漁業を基幹産業としていることや、中心都市への就業に不便な立地であるため、漁業の水揚げ高に集落の経済が依存しており、集落の人口も漁業生産高に規定されやすい。そのため、漁業生産高の落ち込みと魚介類の単価下落により、地区は以下の課題を有しており、これらの課題解決がまちづくり活動の最初の動機となった。

- 1) 人口減少とそれに伴う若年者・子どもの減少、高齢化率の上昇
- 2) 子どもの減少による学校の存続困難
- 3) 学校の存続困難による地域の衰退の危機感

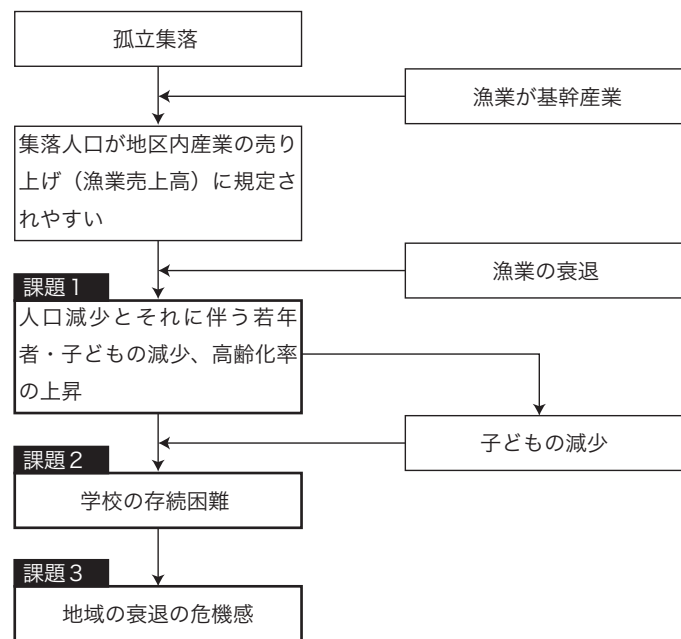


図 3-4 伊座利地区における課題認識

3-3 集落内外の主体の連携の形成経緯

本項では、集落内外の各主体の連携によりまちづくり体制が自律化に向かって発展するプロセスを分析することで、連携の形成の契機となった出来事、各主体の役割、その背景となった地区の固有条件を明らかにする。

(1) 集落内外の各主体の連携の形成経緯

1955年以降の事業／活動／組織で、現在でも継続しているものを取りあげ集落内外の主体の連携を整理すると以下のように分類出来た。

- 1) 地区住民と行政の連携（行政機関による公共事業と補助）（⑦⑧）
- 2) 地区住民と学校の連携（学校の授業への地区住民の参加、協力）（①④⑩）
- 3) 地区住民と学校、地区外の組織の連携（②+③+⑥）
- 4) その他の連携（推進協議会、学校に対して地区外個人が関わった連携）（⑤⑨）

具体的な連携プロセスを、各連携の類型毎に示す。

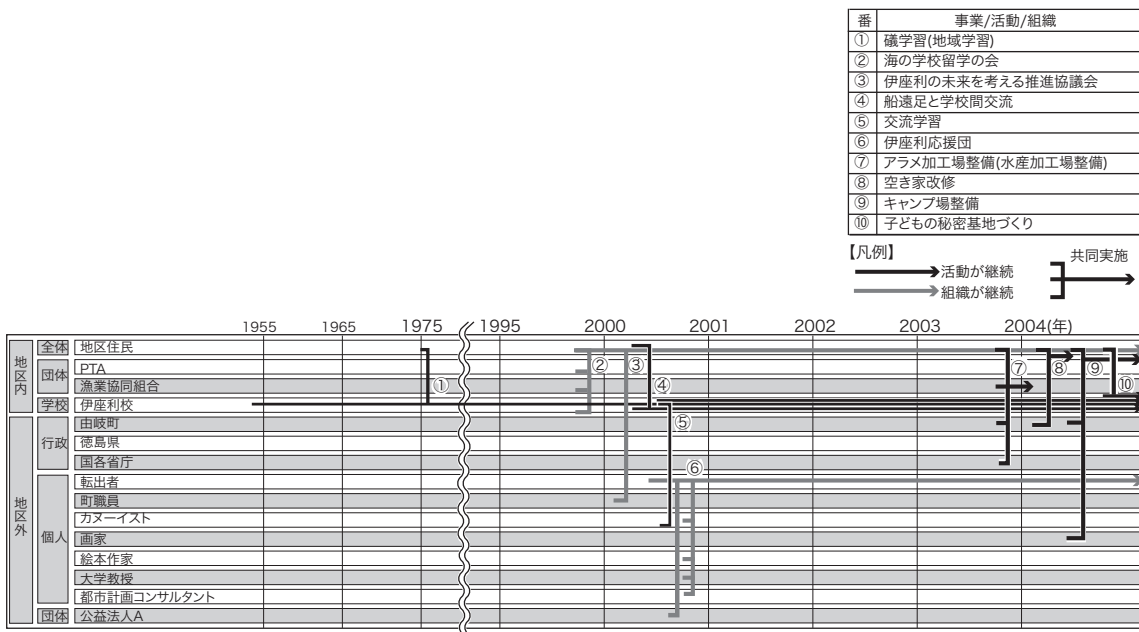


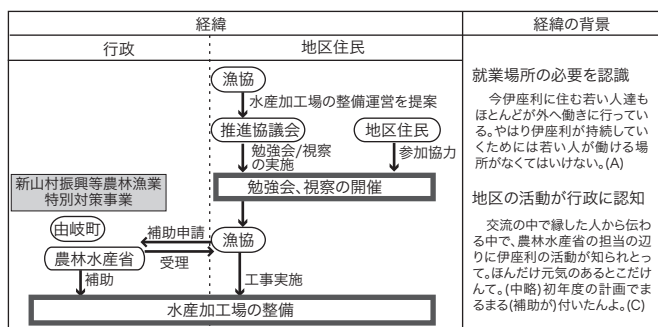
図 3-5 伊座利地区における主体連携

1) 地区住民と行政の連携⑦⑧

地区内の水産加工場整備の際と空き家改修の際に見られた連携。

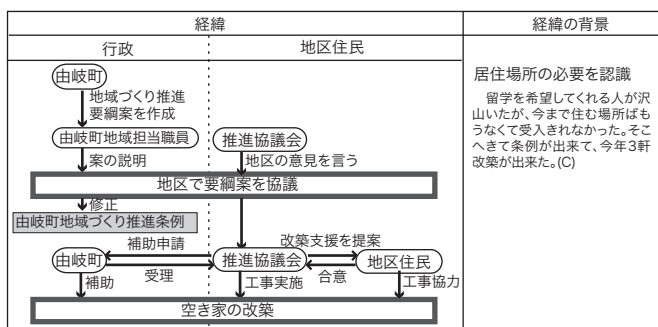
水産加工場の整備の際には、漁協や推進協議会が中心となって発意、初動し、地区住民の参加を募って勉強会や視察を実施した。その後、地区住民の合意と協力を得て、行政に対して漁協が補助の申請をし、補助を受け水産加工場の整備が行われた。

空き家の改修では、まず、伊座利地区の状況を理解していた役場職員が中心となり、行政が中心となって条例作成を行った。その後、推進協議会を中心とした住民と行政で意見交換を行い、条例を策定、施行した。その条例に基づき、地区内の空き家改修が行われた。



【備考】 ※図中の「(V)」のようなアルファベット表記はヒアリング対象者における名前と一致する。

図 3-6 水産加工場整備における地区住民と行政の連携



【備考】 ※図中の「(V)」のようなアルファベット表記はヒアリング対象者における名前と一致する。

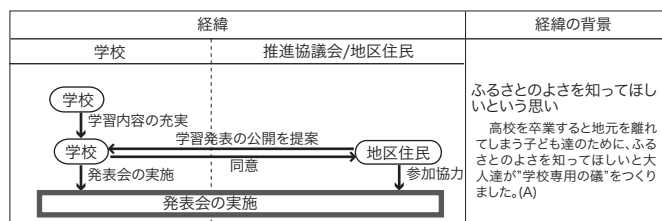
図 3-7 空き家改修における地区住民と行政の連携

2) 地区住民と学校の連携

磯学習では、地域学習に関心を持った住民が、発表を住民に公開するよう学校に提案し、準備と発表へ地区住民が支援し、発表会に参加して実施されるようになった。

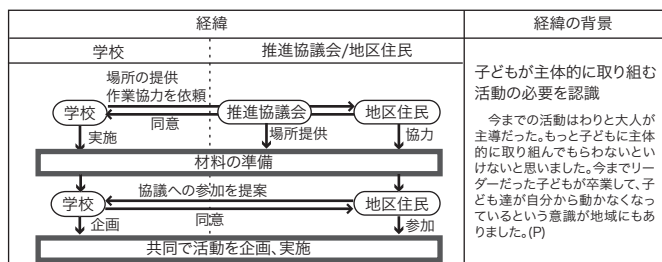
船遠足と学校間交流については、学校からの企画への協力の依頼、提案に対して、地区住民が協力して実施された。

子どもの秘密基地づくりでは、住民がプログラムの企画段階から参加することを要望し、学校と地区が企画段階から連携して実施され、材料調達から実施に至るまでを連携して行った。



【備考】 ※図中の「(V)」のようなアルファベット表記はヒアリング対象者における名前と一致する。

図 3-8 「磯学習（地域学習）」実現の際の連携



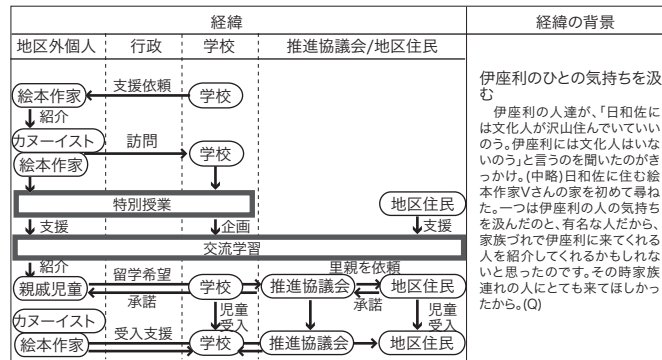
【備考】 ※図中の「(V)」のようなアルファベット表記はヒアリング対象者における名前と一致する。

図 3-9 「子どもの秘密基地づくり」における連携

4) その他の連携

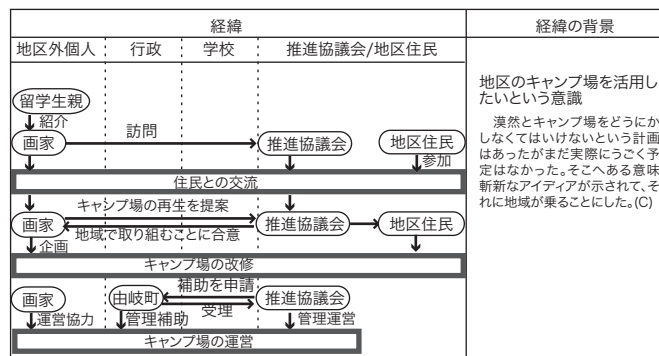
学校長や留学生の親の紹介などにより、絵本作家夫妻、カヌー冒険家、画家などの地区外主体が伊座利地区を訪問し、児童生徒、住民と交流したことがきっかけとなって学校や推進協議会と関わるようになり、特別授業などの交流学習が行われるようになった。その後、紹介の連鎖により様々な地区外主体が交流に訪れたり、留学したりした。

また、キャンプ場整備では、画家が推進協議会に対して提案したキャンプ場の活用案が地区住民に受け入れられ、画家と推進協議会が連携しキャンプ場が改修された。また、この際行政が資金補助を行っている。



【備考】 ※図中の「(V)」のようなアルファベット表記はヒアリング対象者における名前と一致する。

図 3-11 「交流学習」における連携



【備考】 ※図中の「(V)」のようなアルファベット表記はヒアリング対象者における名前と一致する。

図 3-12 「キャンプ場整備」における連携

(2) 連携における各主体の役割

1) 地区住民と行政の連携における各主体の役割

「地区住民と行政の連携」では漁協、推進協議会設立後は推進協議会の中心メンバーが地区住民の意見を集約した上で、行政機関に行政の施策に整合した事業を地区が推進出来ることを認知させるなど地区住民の要望と行政施策との調整役としての役割を果たした。またこの際に、全ての地区住民が事業に協力した。

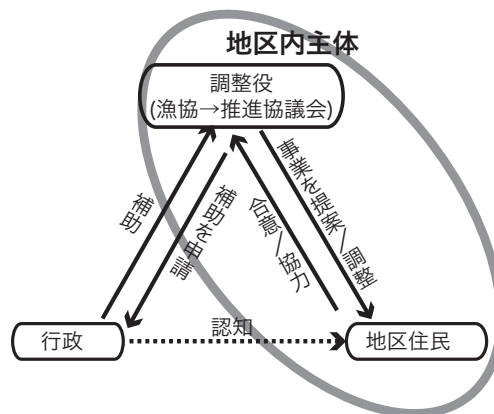


図 3-13 地区住民と行政の連携の際の各主体の役割

2) 地区住民と学校の連携における各主体の役割

「地区住民と学校との連携」では学校は様々な地域学習を企画し、実施のための協力依頼(④⑩)など、地区住民へ学校での地域学習授業への参加を呼びかけをした。地区住民は学校の呼びかけに対し、活動場所の提供(①⑩)や準備実行の協力(①④⑩)などの支援を積極的に行った。さらに、地区住民が学校へ働きかけたことにより地域学習の企画についても住民が参加しており(⑩)、住民が学校において果たす役割が広がった。

学校教員と住民、双方の積極的な働きかけにより連携が形成されたといえる。

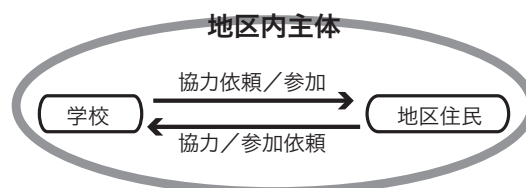


図 3-14 地区住民と学校の連携の際の各主体の役割

3) 地区住民と学校、地区外の組織の連携における各主体の役割

「地区住民と学校、地区外の組織の連携」では学校、PTA が地区全体に呼びかけ、地区の課題について議論し、共有する機会をつくった。地区住民は、呼びかけに応じて議論に参加し、課題解決にあたる組織を立ち上げた。学校、PTA は組織形成、活動展開、その後の組織改編の場面においても、企画、調整などの役割を果たし、組織の中核を担った。地区外主体は、応援団への参加することで地区からの情報が入り、その呼びかけに応じ、事業実施の際に地区が必要な支援をした。

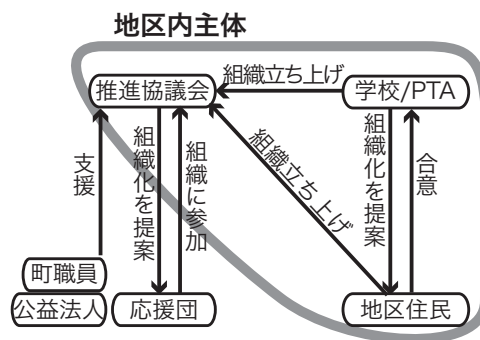


図 3-15 地区住民と学校、地区外の組織の連携の際の各主体の役割

4) その他の連携における各主体の役割

「その他の連携」には学校、転入者は、伊座利に居住経験のない地区外個人に伊座利を紹介した。また、紹介された個人を通じて地区と外部組織との連携が形成される過程で、地区住民は地区外個人と個人的にも交流することで双方の関係が深められた。

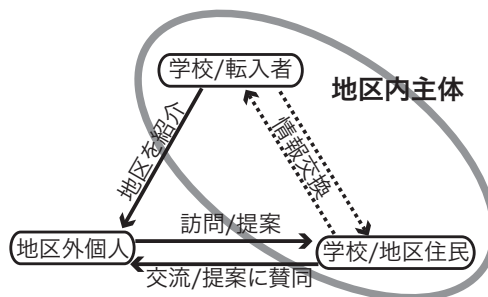


図 3-16 その他の連携の際の各主体の役割

(3) 主体が役割を果たす背景となった固有条件

(2) において連携形成に役割を果たしたことが整理された地区住民、学校教員、転入者、転出者、地区外個人を対象に、1. 連携形成時に役割を果たした理由、地区住民以外の対象者に対してはさらに2. 伊座利に関わることの良さをインタビュー調査及びアンケート調査により把握した。その結果、以下のことが明らかになった。

地区住民は、地区の課題を共有しており、この結果、地区内の体制を小さな大家族と認識し、地区で決定したことには住民皆で協力する意志を持っていることが分かった。

学校は、住民が学校を大切に最大限の協力をすること、地区の子どもに皆が親のように接することを評価しており、その結果、小規模な学校のよさを発揮し、地区に対して学校が出来たことを行おうと考えていることが、地区との積極的な連携へとつながった。

転入者は、地区のまとまりある地域社会、地域ぐるみの子育て、転入者に対する仲間としての受け入れ方を評価したことが、転入後の役割へとつながった。

転出者は、衰退した地域にしたいくないとの思いが、地区の地域振興を目的とする活動に参加した要因としてあげられた。

地区外個人は、地区の共同性の強さを評価していることが、地区組織、学校と連携した動機としてあげられた。

以上から、伊座利地区の固有条件である地区の共同性の強さ、地区と学校の関わりの深さ、地区外からの転入者に対する開放性が、集落内外連携に有効に働いたと言える。特に学校は地区の共同性の強さが活かされた学校教育のよさ、転入者は子どもを含め、共同性の強い中に受け入れられることを評価していた。

表 3-2 アンケートの概要

| | |
|-------|---|
| 調査方法 | 地区内全戸に訪問配布、訪問改修 |
| 調査期間 | 2004年10月11日-18日 |
| 配布対象者 | 18歳以上の地区住民40名 |
| 回答率 | 64% |
| 内容 | ■対象者の家族構成、年齢、職業、性別、居住年数 ■地区で改善が必要なこと ■地域活動の参加頻度、期間、場所 ■地域活動をする際に役だったこと ■地域活動をする際に支障になっていること |

表 3-3 各関係主体が連携を積極的に行った動機

| | | |
|-----------|--|------------------------------|
| 地区住民(9名) | <p>みんな海で生活している人が多くて大事にせなあかんってことがわかってるんやけど。(H)</p> <p>問:なぜ学校存続が集落の維持に繋がるという合意が出来たのか? 子どもがいなければ地域はつづかないんです。学校がなくなるというのは子どもがいなくなるということ認識が地域にあったわけです。(A)</p> <p>人数がもうこのままでは学校がなくなるという危機感ずっと地域がもったんですよ。(C)</p> | 住民が地区の課題を共有(3名) |
| | <p>小さい集落だから皆で力を合わせていくことが大事。(A)</p> <p>住民の人数が少ないのでどんなことでもすぐまとまる。(I)</p> <p>伊座利は小さな大家族です。(中略)人と人の交わりが強い。(H)</p> | 小さな集落/小さな大家族(3名) |
| | <p>伊座利の人はみな大将で生活しよる。十人十色で意見を持つとる。ほなけどな、いったん決まったら、みんなが協力するんよ。(D)</p> <p>その時は皆やるのに右ならえて訳もわからずした。(H)</p> | 地区の決定事項には協力(2名) |
| 学校教諭(4名) | <p>学校に対する熱い思いを持ち、本当に学校を大切にしている漁師の生き様。(中略)伊座利は教育に対する情熱が発揮しやすい。(中略)最大限に協力してくれる。学校が何かをやりたいというと、2倍3倍になってとことんやらせてくれる。(Q)</p> | 住民が学校を大切に学校に最大限協力(1名) |
| | <p>伊座利では自分の子も人の子も関係ない。みんな自分の子と思って、叱るときは叱るし、ほめるときはほめる。区別をしない。皆同じ。伊座利中が一つの家族なんですね。(Q)</p> | 住民が親として子どもに接する(1名) |
| | <p>素晴らしい学校で、人は少なくても教育は決して他に負けていない。それを見てやろうと思った。(Q)</p> | 小規模校のよさを提示(1名) |
| | <p>小さな学校は子ども一人一人の存在が大きくて、生き生きしている。そんな学校の火を消したくなかった。(Q)</p> | 学校存続への思い(1名) |
| | <p>地域に何かしてもらったらお返しをしなければならぬ。それじゃないと生徒も教師も成長しない。自分自身のためにがんばる。そして地域の発展のためにがんばる。2点のことをいつも子どもに、職員にそして自分に言い聞かせてきた。学校から発信する。地域おこしも学校から。(Q)</p> | 地域に対するお返し(1名) |
| 転入者(6名) | <p>地域の人がすごくいい人達だった。昔のよい社会が残っているイメージ。適度な干渉があり、共同体が生まれている。色々なことがありながらもまとまりがあり、それぞれの人が独立しているようでも一度決まったら皆がまとまる。そういう中で、地域の人々が何かしようという時だったので、自然と自分が出来ることをやろうと思った。(S)</p> <p>子どもにも自分たちにも地域の人達がすごく世話を焼いてくれる。だからといって踏み込んでくる訳ではなく適度な人付き合いが魅力。(M)</p> | 適度な干渉のある人付き合い/まとまりある地域社会(2名) |
| | <p>誰彼となく自分の子ども達に関わってもらえ、地域ぐるみで子育てを行ってくれている。(J)</p> <p>子供達がたくさん大人の大切に育ててもらっている。(L)</p> <p>伊座利の人はみんな親切。子どもを育てる環境には抜群。(M)</p> | 地域ぐるみの子育て(3名) |
| | <p>外から来た人達に対して、すごい勢いで受け入れてくれる。(S)</p> <p>昔から伊座利に住んでおられる地元の人が、私たちを温かく迎え入れてくれ、仲間として受け入れ、色々なことを教えてもらっているの、私達も積極的に関わって、遠慮せず何でも言える間柄にもっていききたいと思う。(K)</p> | 地区外からの転入者への仲間としての接し方(1名) |
| 転出者(2名) | <p>伊座利には先祖の墓がある。墓だけの伊座利にはしたくないという気持ちがあった。(中略)伊座利のひとが伊座利の存続のために何かをやるうとし始めているのを感じ始め、主体的に関わるようになった。(T)</p> <p>個人的に伊座利は当時衰退が顕著な時期だと認識していた。(中略)学校がなくなれば学校の先生もいなくなってしまう。伊座利に帰っても本当に寂しい所になってしまう。関西伊座利応援団の団長を依頼され、即答で引き受けた。何か自分に出ることがあれば何でもしようと思った。(R)</p> | 衰退した地域にしたくないという思い(1名) |
| 地区外個人(1名) | <p>今から9年ほどまえに神戸の長田にいた。その後(中略)ボランティア的なことのお手伝いしていたんです。(中略)そうすると何がほしかったか。(中略)自分を理解してくれる人がそばにいてくれるだけで、自分は幸せっていうことをね良く見極めるね。この伊座利ってところは、(中略)そういうものが根づき育ってきた。それが延々と来ているものだから、それが一番大事なんだよ。(V)</p> | 皆が一緒という雰囲気(1名) |

【備考】 ※※図中の「(V)」のようなアルファベット表記はヒアリング対象者における名前と一致する。
※項目「成果」「課題」の下の人数はヒアリング人数を、その他の人数は得られた回答数を表す。

(4) 連携形成の発展プロセス

以上から、伊座利地区における地域内外の主体の連携によるまちづくり体制の変遷プロセスは以下の3期に分けられることが分かった。

1) 連携胎動期 (1955～1988年)

住民により地域振興を目的とした組織・計画がつくられる以前であることから、連携胎動期とする。地区住民と学校の関係の強さが、地区住民と学校との連携形成に活かされた。

2) 連携勃興期：(1989～2001年)

住民主導の地域振興を目的とした組織「海の学校留学の会」「伊座利の未来を考える推進協議会」の形成により集落内外連携の勃興期とする。学校廃校の可能性が指摘されたことを契機に、住民全員参加の協議の実施など意図的な働きかけにより、共同性の強さ、地区住民と学校の関係の深さ、地区外へ開放的であることを活かし、地区住民と学校、地区外主体の連携が形成した。

3) 連携成長期：(2002～2005年)

集落内外連携を形成する主体が広がり、水産加工場整備など住民主導で実施できる事業規模が大きくなっている点から、連携成長期とする。住民主導の地域振興活動に対する行政の支援策「地域づくり推進条例」が整備されたことで、地区住民と行政との連携が形成された。

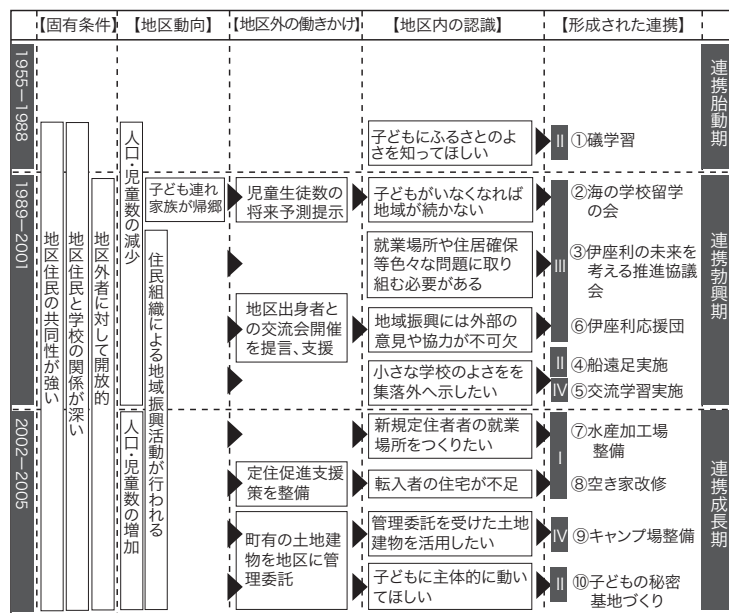


図 3-17 地区内外の各主体の動きと連携

3-4 集落内外連携発展による成果と課題

本項では、集落内外連携発展の地域振興に対する成果を明らかにするため、地元学であげられた暮らしのよい地域を計る3視点「環境」「産業」「生活文化」(注3-6)を参考に「環境の整備・維持」「産業の振興・維持」「生活文化の振興・維持」の3視点から成果と課題を明らかにした。

(1) 連携発展による成果と課題

1) 「環境整備・維持」にみる連携発展による成果と課題

連携胎動期から、連携成長期に発展するに従い、生活環境の整備・維持主体が、行政から地区内組織に移行した。地区内組織が施設整備・管理を担うことで、町所有のキャンプ場施設や地区外個人所有の家屋が、交流施設、新規転入者用賃貸住宅として有効活用されるようになった。地区内施設を行政が整備し、地区内組織が管理することで交流施設やバス待合所兼公衆トイレ等、地区内の施設環境が充実した。交流施設は、地区内組織が運営することで宿泊費が地区内組織の資金源となり、連携成長期の家屋改修では、改修費の地区負担分に充てられた。また、地区外個人による施設貸与や企画調整などの支援項目が増えた。

一方、地区で整備、管理する施設の増加に伴い、地区内組織が行う整備・管理項目自体の数が増加したことから、地区内個人・全体の労力負担が増加した。

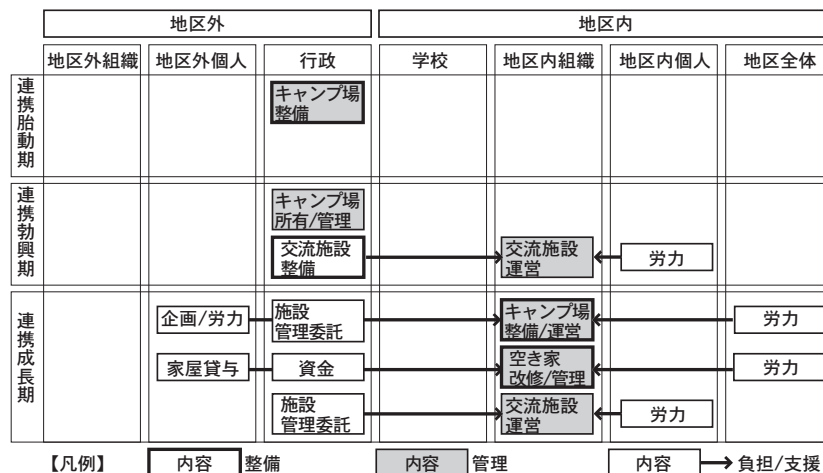


図 3-18 環境の整備・維持を担う主体の変化

2) 「産業の振興・維持」にみる連携発展による成果と課題

連携胎動期から連携成長期に発展するに従い、地区内の産業の運営主体が地区外から地区内組織に移行した。それに伴い、地区外組織・個人、行政、学校、地区全体と地区内外の多様な主体が地区内組織を支援し、地区の産業振興に関わるようになった。水産加工場整備では、地区外との連携の中で得た情報が活かされた。

一方、水産加工場の運営による漁協アラメ部会員など、運営に直接関わる住民の経済負担が増加した。

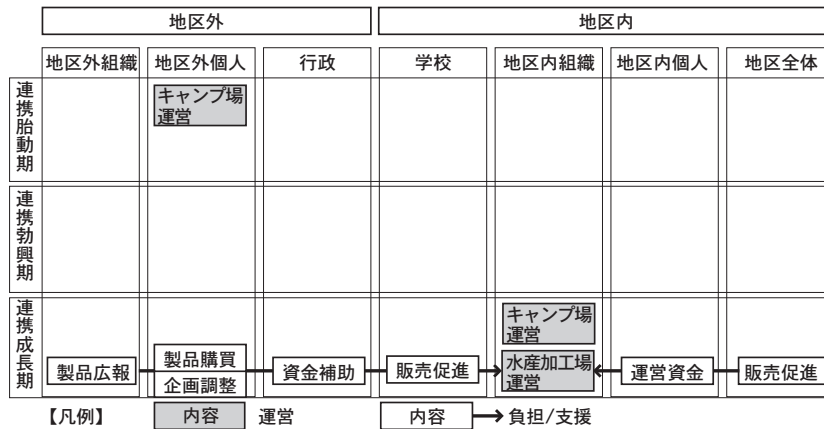


図 3-19 産業の整備・維持を担う主体の変化

表 3-4 連携による成果と課題

| | | |
|--------|--|----------------------------------|
| 成果(5名) | 自分達で活動をやってきたことが、自主性・自立性に富む地域・住民への意識改革になった。(Q) | 自主性、自立性が発 |
| | 昔からいただきさんが色々な所へ出ていったり、助け合って地域を維持はしてきていたが、(中略)地区外部者や異なる意見を持つ者に対して、閉鎖的であった。海の学校を実施し、推進協議会を立ち上げる中で、自分たちは違う、より以上の色々な人の意見を取扱いたいと考えたのが大きいと思う。その部分も変わった。自分のことではなく、地域のために関わっていく中で、ある部分からちと縁を引いていた部分も徐々になくなってきた。伊座利の戸が開いてきた。(C) | 地区外部者や異なる意見の人異なる属性の人への接し方が変化(2名) |
| | 地域の人との連携の取り方で何が出来るか。(中略)そう思って色々な活動の中で皆と深く関わる中でだんだん、私も、職員も、生徒も、地域の人も変わっていった。一番変わったことは、伊座利では肩書きが関係ない。皆一人の人間として見る。(Q) | 地区で子育てする土壌を形成(2名) |
| 課題(5名) | 伊座利の子はみんなの子で感じが自然になってきました。(H) 学校と地区の双方の協力関係が発展(Q) | |
| | 余分な仕事はもうこっぴ増える。家のこと放っておいてもしなければならないことこっぴ増えとるよ。(中略)イベントが多くなって。(中略)家族も増えて、人員も増えたし。(H) | 一部住民の活動負担の増加(1名) |
| | 正直なところ関西伊座利応援団の組織は出来ない。(中略)会費も徴収しない。村のほうから要請があれば動くという受動的な受け止め方。個人的には、知人や機会がある度にアラメ配って宣伝しているが、(中略)関西応援団員に対しては田舎(伊座利)から直接物産を買って下さいという使いが個人々に届くので、自分が出る幕がない。今後応援団の組織化の充実を考えている。(R) | 応援団の組織化の整備が不足(2名) |

【備考】 ※※図中の「(V)」のようなアルファベット表記はヒアリング対象者における名前と一致する。
※項目「成果」「課題」の下の人数はヒアリング人数を、その他の人数は得られた回答数を表す。

3) 「生活文化の振興・維持」にみる連携発展による成果と課題

連携胎動期から成長期に発展するに従い、地区内組織・学校の担う活動数が増えた。また、それに伴い、地区内個人の労力負担と、地区外個人・組織の参加や企画支援が増えた。

特に、地区内組織、地区住民と学校が連携して海の学校体験交流事業、留学生の受け入れに取り組む中で、地区と学校の協力関係が発展し、子どもを地区全体で育てる環境が充実した。また、地区外との交流が進むことで地区外に対する開放性も向上した。地区内組織や学校が交流学習会を主催し、地区外個人・組織と交流の場を持ったこと、学校の地域学習に地区外個人が関わったことによって、地区住民が地区のよさを再発見する機会となった。

一方、人口、児童・生徒数が増加する中で学校と地区の連携した事業の数が増加したため、地区住民の労力負担は増加した。

以上から生活環境、産業、文化に関する全般において、地区内組織の役割が増え、生活文化に関しては学校の役割が増えた。また、地区内主体の負担と地区内外主体の支援項目が増えた。

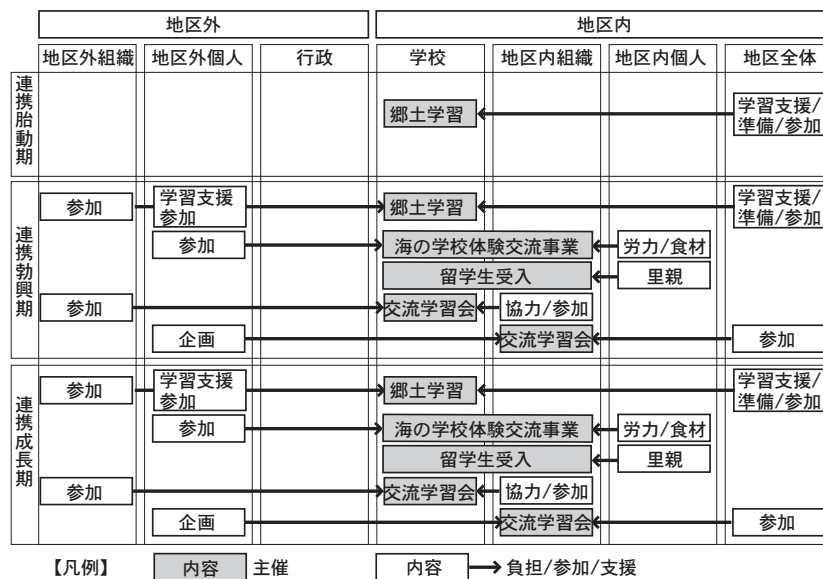


図 3-20 文化の振興・維持を担う主体の変化

(2) 活動負担の偏向と各主体の意識

(1) より、環境の整備・維持と、文化の振興・維持による労力負担増と、産業の整備・維持による経済負担増があげられた。アンケート調査、ヒアリング調査により、地区の活動に対する地区住民の性別・年齢別労力負担と経済負担の偏り、事業・活動に対する意識を明らかにした。労力負担は、イベント/祭りの準備・後片づけと、施設の掃除・修繕において、4、50代の住民に負担が偏向していた。特に、イベント/祭りの準備・後片づけは開催回数の増加したことと、作業量に比して参加者が限られているため、労力負担が増加していることが聞かれた。経済負担においても、運営者である4、50代住民の負担が大きいことが聞かれた。

労力負担に関して、3、40代の転入者は活動に対し積極的に参加する意志がある一方、地区外就業者の活動参加の難しさが聞かれた。70代以上の高齢者は、活動参加に対する遠慮が聞かれた。

経済負担に関して、地区の産業振興では全世代で漁業振興と就業場所の必要を認識しており、応援団も若年層の定住のため、地区内の産業を軌道に乗せたいと考えていた。

協議会の参加頻度は、男性は20代と70代が、女性は30代から60代の一部を除く全世代で低くなっていた。応援団にも意思の齟齬が聞かれ、推進協議会が活動に伴う負担を分担する場としては充分ではないことが伺えた。

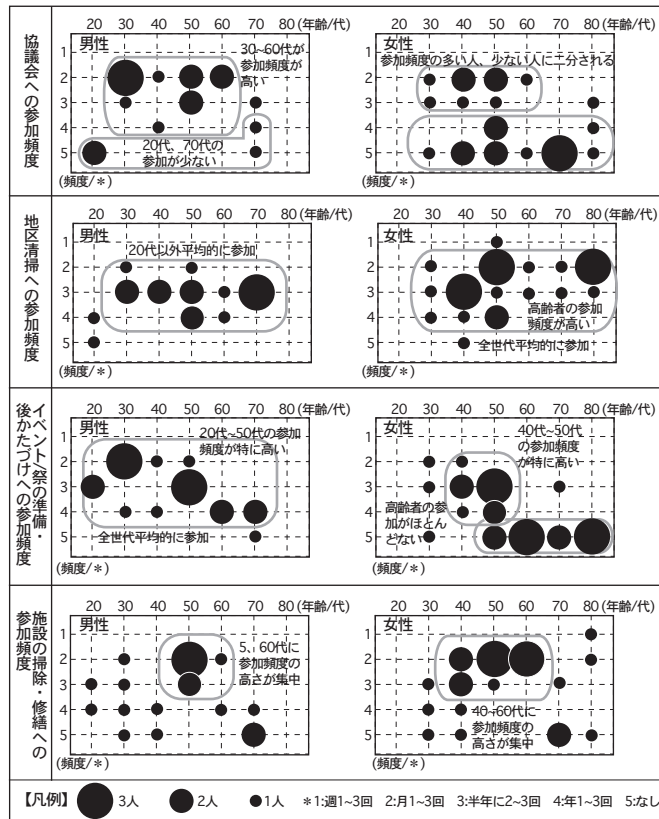


図 3-21 地区の活動に対する区内住民の参加頻度

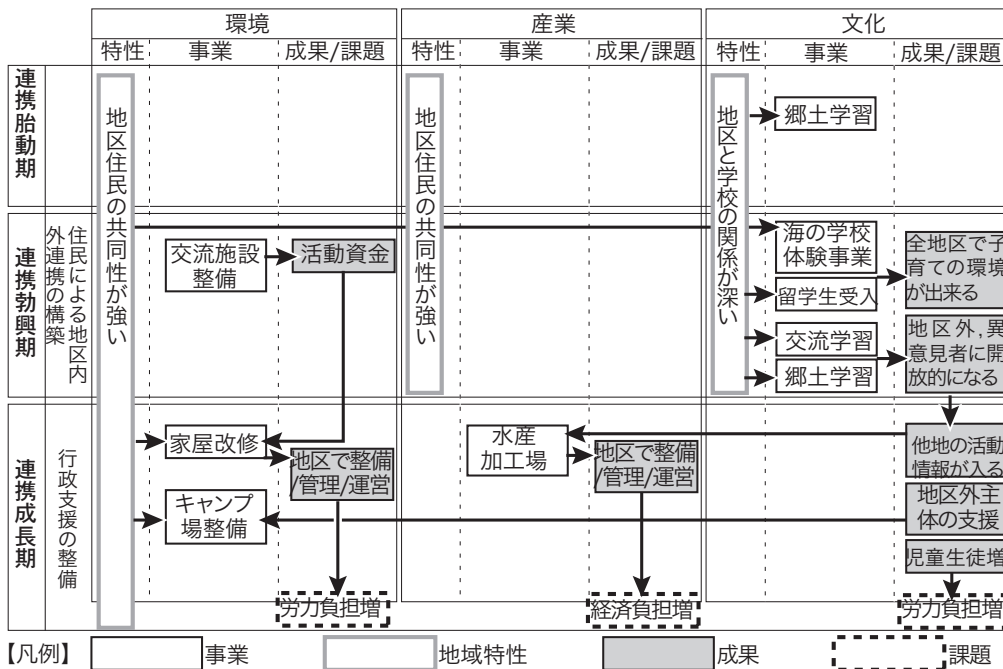


図 3-22 連携の発展による成果と課題

(3) 小括

集落内外連携の発展による成果として、以下のことが明らかになった。地区外に対する開放性が高まり、地区全体で子どもを育てる環境が形成され、地区が有する地域特性が発展した。地区内主体が環境、産業に関わる整備・管理・運営を行うこと、活動資金が出来たこと、他の地域の情報や地区外主体の支援が得られるようになったことにより、地区の共同性の強さを活かし、地区住民主導で地域振興に関わる事業を行うようになった。

一方、住民の労力負担、経済負担が増加しており、これら個人負担の軽減が課題である。

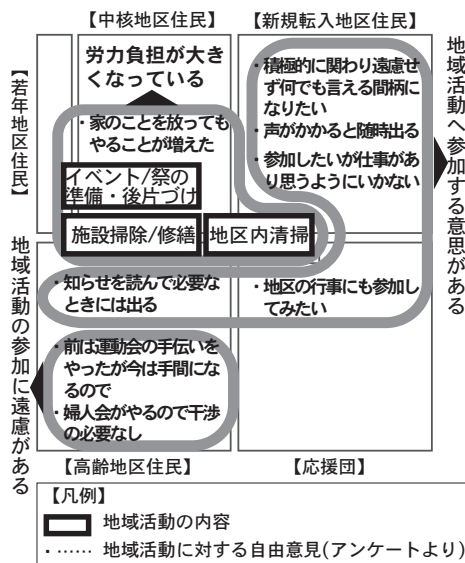


図 3-23 労力負担と各主体の意識

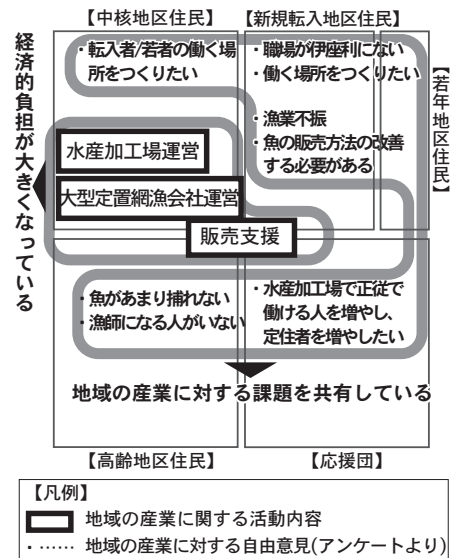


図 3-24 経済負担と各主体の意識

3-5 本章のまとめ

(1) まちづくり体制の発展プロセスと集落内外連携が果たした役割と課題

伊座利地区において地区内外の連携の発展プロセスは大きく、1. 連携胎動期、2. 連携勃興期、3. 連携成長期の3期に分けられる。

1) 連携胎動期

孤立集落であること、基幹産業が大型定置網という共同作業によることなどから、地域の一体性は元来強かったと言える。また、これは一方では、しがらみとして負の要素も生み出している。また、地区に学校があったことが地域住民の活動の拠点となってきた。この時は漁協と中心とした地区のまとまりがあったといえる。

漁業の衰退にともなって地区からの転出者が増加し、人口減少、高齢化が進む中で地区内の学校の存続が危機に陥るとこれに危機感を感じた一部住民の発意によって、地区外との交流活動が始まった。この交流活動を契機に伊座利のまちづくりが初動し、この後地区内外連携によるまちづくりが積極的に進められていく。

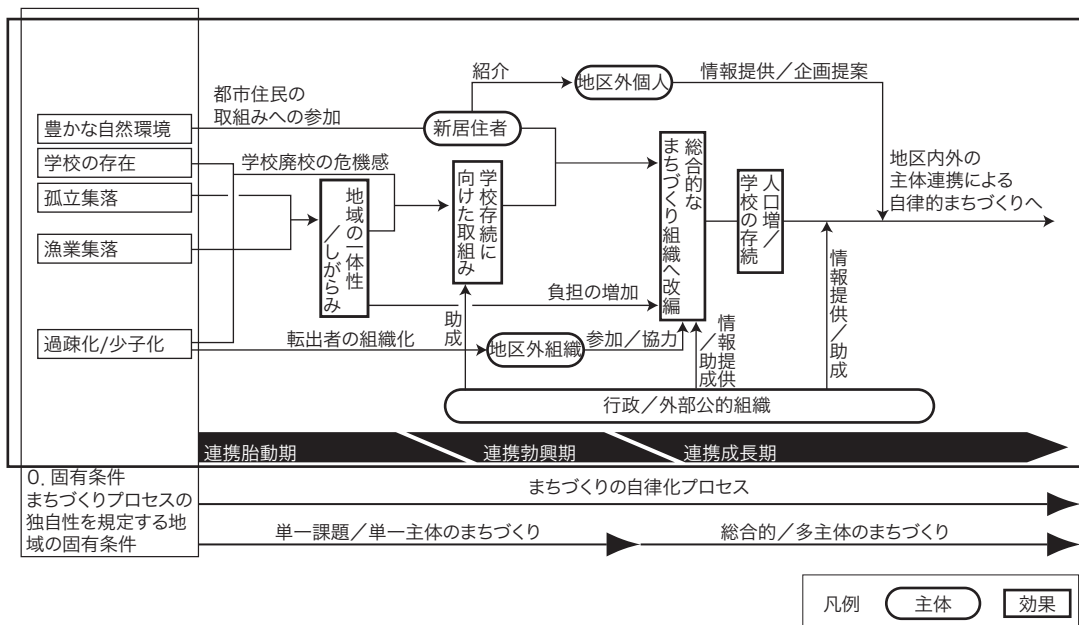


図 3-25 伊座利地区における地区内外連携の変遷

2) 連携勃興期

地区外との交流活動を進める上で、転入者と地域振興に必要な地区外の情報を得るため、交流組織が中心となり、地区外者との交流をすすめて、地区外からの長期滞在者の受け入れを行った。地区外者と交流する機会が増加したことで、地区住民と外部主体の交流も深まり、地区の外部へ対しての開放性がより高まった。さらに、組織化が図られたことで地区住民主導の地域振興活動において発揮された。地区と学校が課題を共有し相互の活動を支援する中で、協力関係が強化され地区全体で子どもを育てる状況に発展した。

3) 連携成長期

交流活動と転入者の受け入れにより、地区外者・組織と行政に組織の活動実績が認知され、新たな地区内外の連携が形成された。これを通じて、さらに子どもを対象とした交流活動を中心に据えたまちづくりから、情報や資金を得ることを通じて、より多角的な事業を実施し、環境、産業の整備・維持、文化の振興・維持がされるようになった。さらに地区からの転出者や地区外からの提案や支援を受けることにより新たな事業が進められた。一方で、事業規模が拡大するにつれ、地区住民の労力負担も増加し、しがらみ等で協力してきた住民からは負担意識が増加してきている。

このように、住民が全員参加した非営利組織の編成と、地区外主体との多様な交流活動の展開により、集落内外連携が発展し地区の課題解決が進められた。地区内外の連携の発展により、地区内の環境、産業、文化が充実し、地区外で地区の認知度が向上した結果、地区人口と児童・生徒数が増加し、これが地区の固有条件をさらに顕著なものとした。

一方、人口増と交流活動の増加、整備・管理する空間の増加によって住民の負担は増加し、負担意識も増大している。

(2) 集落内外連携の今後の方向性

今後、住民主導で持続的に地域振興を進める上で以下のことが重要である。

1) 集落内外連携によって労力負担、経済負担を適正に分担できる状態を構築すること。地区内では30代前後の若い転入者を積極的に活動の中核へ取りこみ、高齢者には活動する場の支援が考えられる。また、地区外主体が地区の活動や運営に、労力・経済負担から専門知識による情報支援まで多面的に参加出来る仕組みの整備が必要がある。そのため、集落内外の主体が課題と活動を共有し、協働で連携を充実させていくため、協議会の充実が望まれる。

2) 行政は、活動施設整備や活動資金構築の支援により、住民組織の活動基盤整備を下支えするとともに、必要な知識を持つ地区外個人や組織の紹介、資金を確保する方法の紹介など、活動の発展に合わせた情報支援をすることが望まれる。

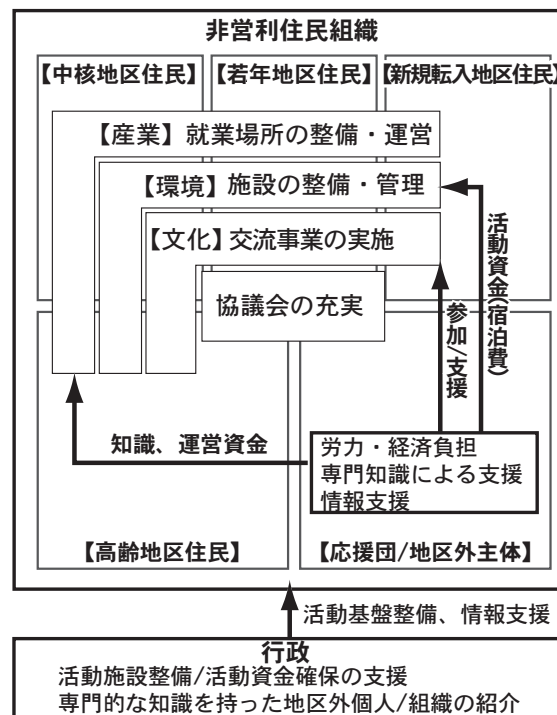


図 3-26 集落内外の連携における各主体の役割

注釈

- 注 3-1) 例えば農林水産省の実施している「強い水産業づくり交付金」の漁村コミュニティ支援では、地域住民等が参画した地域振興計画の策定、組織づくり、人材育成、交流イベントの開催などを支援している。また「都市漁村交流促進事業」では、人材が不足している地域へ学生等のスタッフの派遣、既存ストックの有効な活用手法についての調査、検討などを行っている。
- 注 3-2) 徳島県海部郡由岐町立伊座利小学校と徳島県海部郡由岐町立由岐中学校伊座利分校の小学校中学校の併設校。
- 注 3-3) 伊座利地区の人口、世帯数は由岐町の統計資料、伊座利校の児童生徒数の推移は伊座利校の統計資料に基づく。
- 注 3-4) 「過疎振興計画」は 1971 年由岐町が過疎地域の指定を受け、策定された。具体的には道路網の整備、生活環境施設の整備、文教施設の統合整備、観光資源開発と観光産業育成を施策として進めることを基本方針としている。
- 注 3-5) 留学生とは、地区外から地区の学校に転入し 1～3 年程度地区で生活をしながら学校に通う児童、生徒である。留学は地区内の家庭で里子として預かってもらう場合と、家族で地区に住む場合の 2 通りがある。
- 注 3-6) 吉本は（文献 3）において、地元学における風土と暮らしのよい地域の条件を示す視点として「環境」「産業」「生活文化」を挙げている。

参考文献

- 文献 1) 徳島県由岐町、「由岐町都市漁村交流対策調査検討業務報告書」、2003 年 3 月
- 文献 2) 徳島県由岐町、「由岐町住宅マスタープラン推進業務報告書」、2004 年 3 月
- 文献 3) 吉本哲朗、「地元学テキスト 風に聞け、土に聞け 風と風土の地元学」、現代農業 五月増刊号、52 号、農山漁村文化協会、2001 年
- 文献 4) 由岐町史編纂委員会：由岐町史・上巻〈地域編〉、由岐町教育委員会、1985
- 文献 5) 伊座利の未来を考える推進協議会：なにもないけど、なにかある！自然海化 I・ZA・RI、徳島県海部郡伊座利、2003
- 文献 6) 伊座利の未来を考える推進協議会内プランニング K: 伊座利の持続を求めて：伊座利の未来を考える推進協議会、2000
- 文献 7) 門田誠：伊座利大好き：徳島新聞、2003.5.12-14,16,17,19-22
- 文献 8) 徳島県民活動プラザ交流誌 げんきのなる木、vol.5、徳島県民活動プラザ、2003
- 文献 9) 八幡桃子、「孤立小規模漁業集落における集落内外連携の発展経緯と成果」、早稲田大学修士論文、2005 年 2 月
- 文献 10) 小田切徳美ほか 4 名：自律と協働による まちづくり読本、ぎょうせい、2003
- 文献 11) 山岡栄一：漁村社会学の研究、大明堂、1963
- 文献 12) 小沼勇：日本漁村の構造類型、東京大学出版会、1957
- 文献 13) 柿本典昭：漁村の地域的研究、大明堂、1973

- 文献 14) 青野壽郎：青野壽郎著作集Ⅲ 漁村水産地理学研究第 3 集，古今書院，1982
- 文献 15) 大内宏友，高橋康征，桐島徹：地域住民の環境認知にもとづく沿岸漁村地域の景観圏域について，日本建築学会計画系論文集，第 507 号，pp.53-59,1998.5
- 文献 16) 根來宏典，大内宏友：環境認知による沿岸漁村地域における複合圏域形成のプロセス，日本建築学会計画系論文集，第 573 号，pp.60-70,2003.11
- 文献 17) 土井良浩，土肥真人：漁村のオープンスペースにおける空間改変と地区住民の認識に関する研究，第 33 回日本都市計画学会学術研究論文集，1998

第4章 行政セクターによる初動から市民セクター 主導となったまちづくりのプロセス

4-1 はじめに

本章では、「行政セクターによる初動から市民セクター主導となったまちづくりのプロセス」と位置づけて研究を進める。本章では、行政の発意による市民参加型の研究会への市民参加からの市民組織の誕生とその市民組織を中心としたまちづくり体制の自律化プロセスにおける各主体の果たした役割と地域の固有条件との関係を明らかにする。

(1) 本章の目的

全国各地で市民による主体的なまちづくりや行政による市民参加のまちづくりが活発に行われ、もはや市民との協働のまちづくりは当然の政策となってきたといえる。このように市民との協働のまちづくりを前提とした地域独自のまちづくりが求められる中、市民によるNPO活動が活発な地域とそうでない地域の格差が生まれてきていることも事実である。しかし、一方で市民の価値観の多様化や行政の財政悪化などから、これからはNPOなどの市民セクターが新たな公共サービスの担い手として期待されている。

全国各地で行政により市民との協働のまちづくりを通じて、新たな担い手づくりや、担い手同士の連携の促進などが行われている。しかし、その継続的展開には予算などの制限や、地域間の公平性の問題がある。このため、今後持続的なまちづくりを進めていくには行政から市民へと主導権が移転し、自律的な体制を構築してまちづくりを展開していく必要がある。しかし地域の人材不足などから、新しい担い手が生まれず、膠着状態となっている地域も多い。こうした社会背景の下、今後は新しい担い手を育成した上で育成された担い手をまちづくり活動の主体として誕生させ、住民が主体となった持続的まちづくりを展開していくことが必要である。

神奈川県小田原市においては、小田原市政策総合研究所（以下、研究所と記載）の研究活動の中から市民組織（注4-1）が誕生し、まちづくり活動を展開している。本章ではこれをまちづくり活動主体の研究所からの誕生（注4-2）にとらえ、①研究所の研究員が他の市民とともに新しいまちづくり活動を立ち上げるプロセスを把握し、②その過程において研究所が果たした役割を明らかにした上で、③小田原の地域性を規定する固有条件との交換を考察し、行政による市民の主体的なまちづくりのきっかけづくりとしての研究所の意義と課題を示す事を目的とする。

(2) 調査分析の枠組みと方法

1) 本章の対象

本章では、神奈川県小田原市における小田原市政策総合研究所、及びそこから誕生した市民組織「小田原やんべえ倶楽部」「特定非営利活動法人・小田原まちづくり応援団」を対象として研究を進め、小田原市政策総合研究所からの誕生プロセスにおける各関係主体の立場や役割の変遷に着目し、インタビュー調査（注4-3）により進める。

2) 対象の選定

行政発意により、まちづくりが進められた例は多くあるが、本研究では行政内部に設置され、市民とともに研究活動を進めている参加型の自治体シンクタンクである小田原市政策総合研究所を対象事例として取りあげ、研究所から誕生したまちづくり市民組織のうち特に設立趣旨、規約などを定め市民組織として成立している「小田原やんべえ倶楽部」「小田原まちづくり応援団」を取りあげ、その中心的なメンバー（注4-4）のうち協力を得られた13名を調査対象として、研究を進める。

3) 本章の構成

まず、研究所の活動を把握し、そこから誕生した市民組織を概観する。次に誕生した市民組織に所属する研究所関係者（注4-5）に対するインタビュー調査により研究所からの誕生プロセス、その理由、思考の変遷などを把握する。次に市民組織に参画した研究所非関係者（注4-6）に対するインタビュー調査から、参画経緯などを把握する。

上記の事項を踏まえ、研究所関係者の研究所からの誕生要因、非関係者への参画プロセス、要因を把握した上で、まちづくり活動主体の誕生プロセスをと各プロセスにおいて研究所が果たした役割を明らかにする。最後に市民による主体的なまちづくりを促す起点としての研究所の意義と課題、展望を述べる。

表 4-1 調査対象者と属性

| 名前 | 研究所での役割 | 関係年度 | 小田原やんべえ倶楽部 | 小田原まちづくり応援団 | |
|---------------------------------|---------|-------------|------------|-------------|-----|
| 研 究 所 関 係 者 | A | 上席研究員 | 2000-2002 | 理事 副理事長 | |
| | B | 上席研究員 | 2000 | 理事 事務局長 | |
| | C | 市民研究員 | 2000-現在 | 理事 理事 | |
| | D | 市民研究員 | 2000-2001 | 事務局長 理事長 | |
| | E | 市民研究員/特定研究員 | 2000-2002 | 理事 副理事長 | |
| | F | 市民研究員 | 2000-2002 | 理事 副理事長 | |
| | G | 事務局 | 2000-2002 | | 世話人 |
| | H | 副主任研究員 | 2000-2001 | | 理事 |
| 研 究 所 非 関 係 者 | I | - | - | 会長 | |
| | J | - | - | 副会長 | |
| | K | - | - | 副会長 | |
| | L | - | - | 理事 | |
| | M | - | - | | 理事 |

4-2 研究所の活動と市民組織の誕生

(1) 小田原市の概要

小田原市は、神奈川県西部の足柄平野に位置する中核都市である。古くは北條早雲により都市の骨格が形成され、江戸期には東海道最大の宿場として栄えた。その後、明治に入り鉄道が開通し、東海道本線が国府津を經由して小田原を迂回するようになると衰退を始めるが、丹那トンネルの開通に伴い小田原中心部の東海道本線の開通と共に再び活況を帯び、高度経済成長期にはその商圈は神奈川県西部、及び静岡県東部をも含む広がりを持った。しかし、バブル経済の崩壊とともに、中心市街地は衰退し、深刻な状況となっている。一方で、明治期に多くの店舗や生産業が操業し、現在でも市内には古くからの老舗が多数存在する。

また、昭和期の合併により広大な地域を有する市となったため、その圏域も広く広がっている。

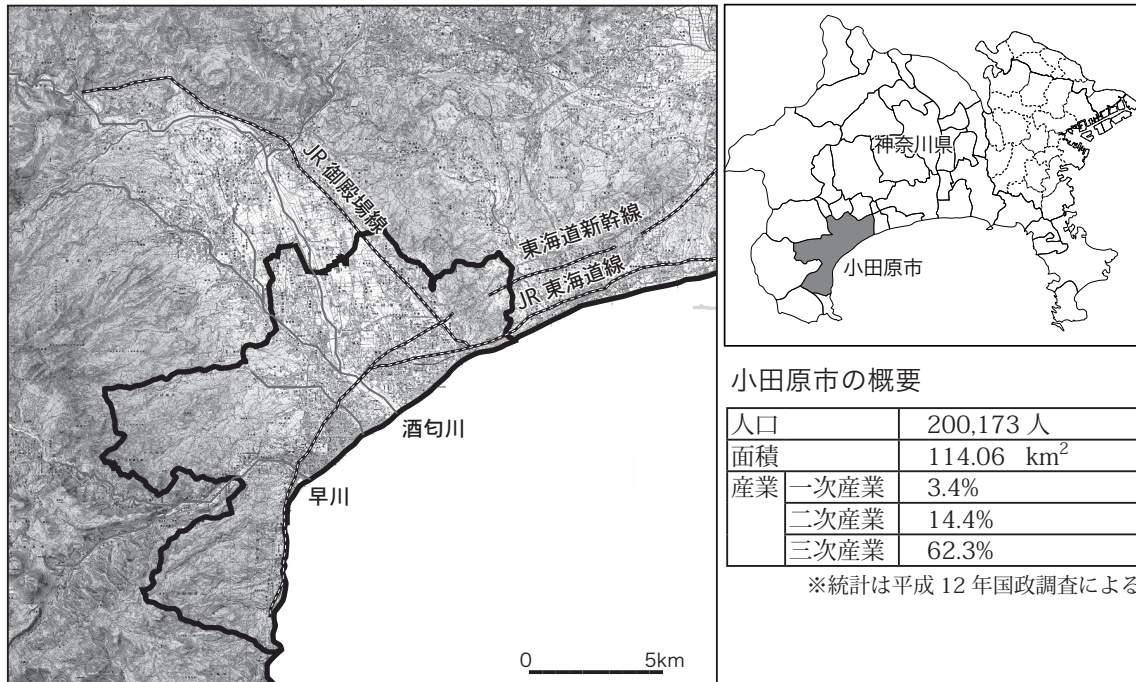


図 4-1 小田原市の位置と概要

(2) 研究所の概要

研究所は2000年4月に小田原市役所内に設立され、2002年度までは企画政策課内、2003年度よりまちづくりデザイン課内に設置されている。行政内部に設置された研究所であると同時に市民研究員の採用や大学との連携を図るなど様々な主体が参加した研究所であるという点が特徴として挙げられる。市民研究員は毎年公募により選ばれ、職員研究員は市役所職員からの公募、職命による任用がある。任期は共に1年であり継続可能。報酬は市民研究員が月額5,000円、職員研究員は特にない。

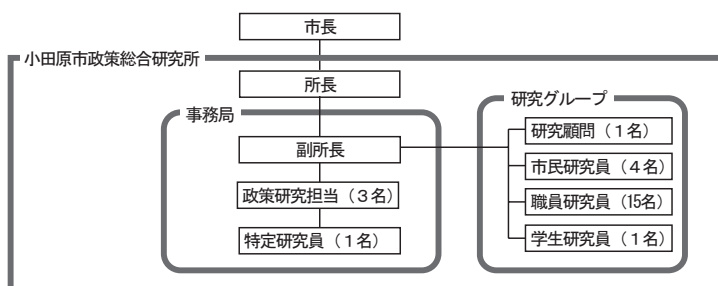


図 4-2 小田原市政策総合研究所の組織図（2003年度）

表 4-2 研究所の役職とセクター（注 4-7）

| | スタッフに充てる者 | 職務 | セクター |
|--------|---|-----------------------------------|------|
| 所長 | 政策総合研究所の研究活動の総括について市長の委託を受けた専門委員 | 研究活動の統括 | 専門家 |
| 副所長 | 企画部まちづくり政策調整担当部長 | 事務局業務の統括 | 行政 |
| 政策研究担当 | 企画部まちづくりデザイン課研究担当主査 企画部まちづくりデザイン課政策研究担 | 事務局業務 研究活動の支援 | 行政 |
| 副主任研究員 | まちづくりに関する専門知識を有する者のうち副所長が適当と認める者 | 主任研究員の補佐 | 専門家 |
| 特定研究員 | まちづくりに関する専門知識を有する者のうち副所長が適当と認める者 | 事務局業務 市民と職員の協働のコーディネート | 専門家 |
| 研究顧問 | 専門の学識を有する者のうち、副所長が必要と認める者 | 所長の学識を超える事項に関する助言 | 専門家 |
| 上席研究員 | 専門の学識を有する者のうち、副所長が必要と認める者 | 研究事項に関する指導・助言 市民と職員の協働のコーディネート | 専門家 |
| 市民研究員 | 本市に在住、在勤、在学または在活動の者のうち、副所長が適当と認める者 | 研究事項に関する研究 | 市民 |
| 職員研究員 | 研究事項に関係する部局の職員のうち副所長が必要と認める者、その他副所長が特に必要と認める者 | 研究事項に関する研究 | 行政 |
| 学生研究員 | 首都圏の大学または大学院に在学の者のうち、副所長が適当と認める者 | 研究事項に関する研究 | 学生 |

(3) 研究所の研究活動

研究所の研究活動は市民研究員、職員研究員が中心となった「研究グループ」を構成して進められている。本研究では研究所の研究活動の中から特に市民研究員が中心となって構成された研究グループである2000年度「旧東海道研究グループ」、2001～2002年度「市民ラボ研究グループ」の活動を研究所の活動として扱い、分析を進める。

1) 2000年度「旧東海道研究グループ」

市民研究員6名、職員研究員3名、上席研究員2名、副主任研究員（注4-8）、主任研究員、事務局各1名で構成され、市内旧東海道地域を対象としてまち歩きなどを通じた研究活動を行い、基本理念である「東海道小田原宿千年蔵構想」（注4-9）として取りまとめ、7つのプロジェクトおよび21の重点提案をまとめた。

表 4-3 2000年度提案「7つのプロジェクトと21の重点提案」（注4-10）

| 7つのプロジェクト | 交流のテーマ | | | | | 交流のネットワーク | |
|-----------|---|---|---|-------------------------|--------------------------------------|--|--------------------------------------|
| | なりわい | 粋・芸術 | まちをつつみこむ自然 | まちなみ | 公共施設 | まち歩き | まちづくり |
| | なりわい交流プロジェクト | デザイン都市プロジェクト | 庭園交流プロジェクト | こまちなみをつくるプロジェクト | 公共施設で遊ぼうプロジェクト | 物語を歩こうプロジェクト | まちづくりを楽しむプロジェクト |
| 21の重点提案 | 1 小田原宿なりわい交流館 2 板橋なりわい交流館 3 市場なりわい交流館 4 明日の待ちかた博物館 | 5 小田原デザインセンター 6 プランニューおだわら計画 7 セビア色の写真館 | 8 緑のネットワーク 9 絵になる海浜 10 小田原水ルネッサンス | 11 こまちなみ条例 12 こまちなみ賞 | 13 松永記念館を10倍楽しむ方法 14 文学館を10倍楽しむ方法 | 15 物語ルートマップ 16 「みちしるべ」から「まちしるべ」へ 17 回遊バス 18 御幸の浜ハイウェイオアシス | 19 まちの記憶 20 まちづくり研究所 21 東海道遊学館 |

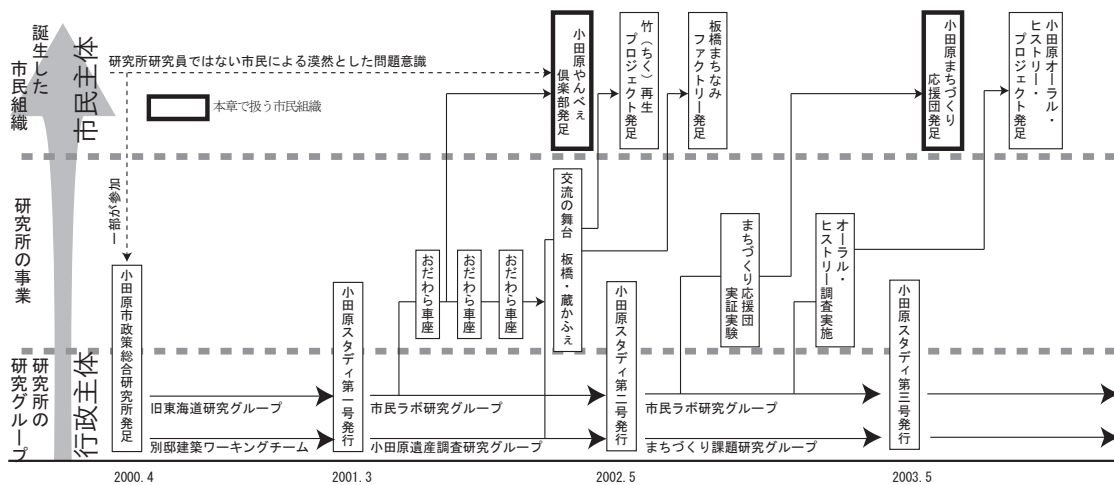


図 4-3 研究所からのまちづくり活動グループの誕生

2) 2001 年度「市民ラボ研究グループ」

市民研究員 9 名、上席研究員 1 名、副主任研究員、主任研究員各 1 名、事務局 2 名で構成され、2000 年度の提案をより具体化し、さらに一般市民とともにまちあるき、意見交換をおこなう公開研究会「おだわら車座」を 3 度開催し、研究所非関係者である一般市民との議論を行い、2000 年度の「東海道小田原千年蔵構想」を発展させ、具体的な活動提案「千年蔵を動かそう」としてとりまとめた。「おだわら車座」はまち歩きを行う「なりわい散歩」と公開議論を行う「小田原評定スタジアム」の 2 部構成で開催された。



表 4-4 おだわら車座の内容（注 4-11）

| | | 内容 |
|---------------|----------------------------------|---|
| 第一回 おだわら車座 | なりわい散歩 ～海なりわい編～ | 地域住民・事業者や来訪者とともにまち歩きをすることを通して、「なりわい」の文化を再認識し、「ないわい交流」のための「なりわいマップ」を作成すること目的に、海浜部の水産加工業が盛んであった地域のまち歩きを行った。 |
| | 小田原評定スタジアム ～ないわい交流って何？～ | なりわい交流館の調査や基本設計に携わった人を迎え、建物の価値や歴史を聞いた上で「なりわい交流」のあり方を考えることを目的として開催され、なりわい交流館の活用方法が議論された。 |
| 第二回 おだわら車座 | なりわい散歩 ～水と匠編～ | 小田原市板橋地区の「なりわい」と「水」のマップづくりを目的として、職人町である板橋地区のまち歩きを行った。 |
| | 小田原評定スタジアム ～なりわい再生には「仕方がある！」～ | 長野県小布施町で伝統の文化を威喝活動を展開しているセーラ・マリ・カミングス氏を招き、小田原の「なりわい」の再生方策について議論を行い、工業技術と職人技の「中間にあるなりわいの技」の重要性が示された。 |
| 第三回 おだわら車座 | なりわい散歩 ～発見！なりわい歳時記～ | なりわいと生活の場の結びつきを物語として結ぶために小田原城内から西海子小路周辺のまち歩きを行った。 |
| | 小田原評定スタジアム ～「なりわい再生」は市民の手で～ | 「なりわい」の 3 要素、自然、作り手、使い手の視点から「なりわい」の循環をめぐる実態やニーズを語りあい、持続可能なくらしづくりの手がかりを探ることを目的として生産者と消費者をつなげる仕組み付いて議論された。 |

3) 2002 年度「市民ラボ研究グループ」

市民研究員 6 名、上席研究員 1 名、特定研究員 2 名、事務局 3 名で構成され、2001 年度の提案の中の間支援組織「まちづくり応援団」の実証研究を行った。具体的には市内中心市街地にまちづくり拠点「まちなんカフェ」を開設し、まちなんカフェを拠点として①まちなん学校、②まちなん散歩、などの自主事業および様々な担い手の連携を促進する中間支援事業を行った。その成果を 1. ネットワーク形成、2. 再生に向けた取り組み、3. 事業スタイルの模索の 3 つに整理し、中間支援組織のあるべき姿を示した。

表 4-5 2002 年度の活動 (注 4-12)

| | 実施プロジェクト | 内容 | |
|--------------------|-----------------------|---|---|
| ネット ワーク 形成 | おだわら車座@ ほっとファイブタウン | 中心市街地5商店街で構成された「ほっとファイブタウン」と東海大学建築学科のネットワークをコーディネートし、学生によるフィールドワーク及び活性化に向けた再生計画の提案を受けた。 |  |
| | 板橋まちづくり | 板橋地区はかねてから、歴史文化遺産の活用と良好な住環境の保全をどのように共存させていくかが課題のひとつだった。そこで、まちえんでは地元組織「板橋まちづくりファクトリー」と板橋地区を主たるフィールドに活動するグループ・竹(ちく)再生プロジェクトの連携をコーディネートし、「おだわら千年蔵構想」の提案により実現した松永記念館の活用事業「板橋・秋の交流会」において、「板橋・竹灯籠のタベ」を実施した。 |  |
| | おだわら車座@ 街博 | 小田原市内に点在する「街かど博物館」のネットワークを促進するために、口述史記録調査を同地域で行っていた早稲田大学との連携をコーディネートし、街かど博物館の口述史記録調査及び、その活用手法としての「まち語り」を実施、さらに街かど博物館のネットワークの方策を議論する「おだわら車座@街博」を開催した。 |  |
| | まちえん学校 | 「まちえんカフェ」を有する商店街における電線地中化事業の際に様々な事例やまちづくりのノウハウを学ぶことを契機にまちえんカフェにて連続まちづくり講座を開催した。 |  |
| 再生 に向けた 取り組み | お店をオモシロクする アイデアコンペ | 低迷が続く中心市街地において、ほっとファイブタウンとの連携でまちえんが店舗のリニューアルコンペを企画し、5つの店舗を実際に改装した。 |  |
| | なりわい歳時記 | 小田原における「なりわい」の再生を目指して、小田原やんべえ倶楽部と竹(ちく)再生プロジェクトの連携をまちえんがコーディネートし、まちえんカフェの内装を市内の竹材を用いた自力建設で行った。また、小田原やんべえ倶楽部は市内の材木業者、彫刻家との連携によりなりわい交流館の看板製作事業を一般の市民の参加を広く募って実施した。 |  |
| | まちえんカフェ | 市内の様々な人材の交流の場として、商店街から貸与された空き店舗を活用して「まちえんカフェ」を開設した。まちえんカフェではまちなかの情報を記した「まちなかキコマップ」や市民活動紹介パネル、ポラロイド・インタビューなどが竹や地元木材を活用した内装の中で展示された。 |  |
| 事業 スタイル の模索 | なりわい市場 | 優れた生業の品を一目瞭然とする市場を企画。生産者と消費者が協働して地域の風土や暮らしにかなった品を作り出す関係づくりを企画、実施。 | |
| | 千年蔵ブランド研究・ わらしべ長者便 | 2000年度より提案のタイトルとなっていた「おだわら千年蔵構想」から着想を得て、地元蔵本から「小田原千年蔵」が発売された。これを景気に地元融資により「千年蔵ブランド研究会」が立ち上げられた。 また、まちえんのコーディネートにより熊本県宮原町をはじめとする全国各地との物産交流「わらしべ長者便」に参加し、他の関係主体との関係の基、交流イベント「わらしべレストラン」を開催した。 |  |

(4) 研究所からの誕生した市民組織の概要

研究所からは研究活動の中で議論を通じてつくられた提案を受け、市民研究員やそのOB、OGなどが中心となり、さまざまな市民組織がまちづくりの活動主体として誕生している。本研究はその中でも、1. 特に研究所研究員経験者が中心となって設立され、2. 設立趣意や規約を定めるなど組織として成立している「小田原やんべえ倶楽部」「特定非営利活動法人小田原まちづくり応援団」を対象として研究を進める。

1) 小田原やんべえ倶楽部

2001年度市民ラボ研究グループの提案の中の「公共施設ファンクラブ」の提案をもとに、2001年9月に開館した旧網問屋の建物を改修した公共施設である「小田原宿なりわい交流館」の開館にあわせて開催された研究所主催の公開研究会「おだわら車座@角吉」の場の議論を受け、2002年4月に「小田原宿なりわい交流館」を拠点に伝統的な歳時記の再現などの企画を実施している。「『なりわい交流館』におけるなりわい交流の理解と促進を図り、小田原らしいまちづくりを推進するために、なりわい交流館運営委員会と協調しながら、市民による自主的な活動を行うこと」(注4-13)を目的に活動している。

2) 特定非営利活動法人 小田原まちづくり応援団 (まちえん)

2001年度市民ラボ研究グループの提案の中の「まちづくり研究所」、2002年度市民ラボ研究グループによる「実証研究 小田原まちづくり応援団」を経て、2003年6月に研究所から独立して発足。様々なまちづくり活動の連携を促進するために毎月ぞろ目の日に開催する交流イベント「まちえんカフェ」などを中心として活動している。2004年4月より特定非営利活動法人となる。「主に小田原市域において、多様な主体と連携しながら、まちづくりや特定非営利活動に係る調査研究・政策提言活動および情報発信・学習交流活動に関する事業等を行い、地域に眠っている宝物を活かした小田原らしいまちづくりの進展に寄与する」(注4-14)ことを目的として活動している。

4-3 研究所からの活動の独立プロセスの把握

本項では、研究所から誕生した両組織の中心メンバーの内、研究所関係者を対象に、市民研究員経験者に対しては1. 研究所への参画理由、2. 研究所での活動の特徴、3. 活動の独立プロセスなど、研究所スタッフ（上席研究員、副主任研究員、特定研究員、事務局 etc.）経験者に対しては、1. 研究のすすめ方の意図、2. 市民組織への参加理由などをインタビュー調査により把握した。（調査対象者数：8名）

(1) 研究所関係者の属性と研究所参画理由

1) 研究員経験者の属性と研究所参画理由

市民研究員となった人は、もともと行政の主催するまちづくり関連事業（注4-15）に参加した経験を持つ人が多く、また今までの個人的にまちづくり活動を行ってきたなど、一般の市民よりまちづくりに対する意識の高い人々であり、また全員が自営業や自由業など時間的に融通の利く人であることが分かった。研究所への参画理由としては、人により様々ではあるが、それまでに行ってきたまちづくり活動の中でまちづくりについてさらに発展させて考える必要性を感じていたことや、研究所のようなまちづくりシンクタンクの必要性を感じていた、という理由が挙げられた。また、この参加者の多くは他のまちづくりの現場で顔を合わせるなど、既に知人関係であった。

一方、これまでに特に小田原でのまちづくり活動を経験していなかったのは1名のみであった。この1名は市の広報誌に掲載されたものを見て参加している。

表 4-6 市民研究員経験者の研究所参画理由

| C | D | E | F |
|--|--|---|---|
| <p>マスコミの仕事も好きだったがまずこの地域が好きだった。そのために地域限定の情報ばかりを扱ってきた。どちらかというと番組制作のプロフェッショナル、というよりこの地域のプロフェッショナルになりたいと思った。そこに研究所ができる、という話があった。</p> <p>まちづくりを扱うシンクタンクというだけで魅力的だった。まちづくりの研究をライフワークにしたいとは思っていた。</p> | <p>研究所が出来る前にTMO構想を作るワーキンググループに参加していた。そのワーキングの活動の中で提案することがあり、いくつか提案した中に小田原総合研究所、というのを出した。それはTMOには取り入れられなかったが、そうしている内に、研究所の募集があって、テーマが東海道だった。その前に東海道シンポジウムをやっていた東海道の重要性を話し合っていたところだった。</p> <p>TMOに出した提案とまったく同じだった。</p> | <p>市の広報に研究所を立ち上げます、というようなことが載った。そのときに担当に研究所とはなんなのかを聞きに行った。そのときは何やるか等は何も決まっていなかったが、何やるのかを聞いた。それで実際立ち上がったら連絡してくれ、と言ってわかれたら、その後市民研究員をつくるから応募してくれ、といわれて、参加した。</p> | <p>自分達市民が考えなくてはまちはよくならないと考え始めていた。その時に市民工房の公募があって参加した。</p> <p>このような経験を経て、研究所の2期生に市民として考えるだけではなくて政策として自分が勉強したことを打ち出せればいいと思応募した。</p> |

2) 研究スタッフ経験者の属性と研究所参画理由

研究所のスタッフは公募ではなく研究所設立以前の企画段階から携わった人が研究所の運営スタッフとして参画しており、そのうち4名が行政からの独立後の市民組織にも参画している。研究組織を指導する立場にあった二人の元上席研究員は専門家でありながら小田原周辺地域の出身であり、小田原におけるまちづくりにもともと関心を持った上で参画しており、研究所への参画当初から市民組織が独立した場合にはそこにも参画し、自ら活動を展開していく意志を持っていたことがわかった。他の2名（行政職員；事務局、副主任研究員；専門家）は招聘や人事により係わったため、特に参画についての理由は何えなかった。

(2) 研究所での活動

研究所活動はまずスタッフの提案により市内のまちあるきを通した課題の掘り起こしから始めており、これが市民研究員が小田原のまちを再認識し、さらに共通の体験となってその後の議論に生きていたことがわかった。また、当初から研究活動での議論は市民研究員、研究所スタッフの区別なく対等な立場で行うことを前提としており、これが市民研究員の研究活動へのモチベーションの高まりや、市民研究員と研究スタッフとの対等な人間関係の構築に寄与していたと言える。

(3) 活動の独立プロセスの把握

1) 研究所から誕生する発想経緯

研究所から市民組織を誕生させた理由としては、研究活動での提案をまとめた際に「提案しただけではだめ」という意識を多くの研究員や研究スタッフの間で持っていたためであることが分かった。これが具体的に研究所から独立した後の市民組織への参画へと結びついていると言える。また、提案の骨子が誤解されて行政により実施されたものに対する不満など、行政内部に位置することによる行動の不自由も独自で活動を進めることを意識した要因の一つとして挙げられた。

表 4-7 研究所関係者が研究所から独立する意志をもった背景

| | | |
|---|-----------|---|
| A | 上席研究員経験者 | <p>—最初は上席研究員だったが、いずれ担い手側になることは想定していたのか？</p> <p>想定はしていなかった。研究所の上席になる時に3年くらいが一つの節目だと思っていた。3年でなにか新しい動きが出なければダメ。3年たったら次の活性策が必要。そういう意味で言うと3年で結果が出ないとなくなっているの？ということになる。そういう意味で重要な3年をやって、1年2年の反応がよく実験ができた、ということで自信もできて、やるべきだろう、ということになった。</p> |
| B | 上席研究員経験者 | <p>—もともと担い手になるつもりでも居たのか？</p> <p>そう。議論はだいたしたからもういい、それより初期の目的である各提案をやるための実行委員会に取りかかった。それで次の研究所は杉本さんにお任せして、自分は実行部隊にうつった。</p> <p>—まちえんに参加した理由はなにか？</p> <p>スタディ1号を作ってから、まちえんの様な組織ができるのを待っていた。やんべえ倶楽部の時も旧東海道全体に関わるべきだと言ったがそれは通らなかった。1年目の提案をつくってから待っていたら、まちえんが出来てきた。だから、まちえんができたから関わるのは当然だった。</p> <p>自然の成り行き。本当は2年目にまちえんを作るつもりだった。</p> |
| C | 市民研究員経験者 | <p>—実証実験がおわってまちえんに参加するつもりではいたのか？</p> <p>そう。楽しさと使命感と両方。やっぱり自分でやってきたものをきちっと形になるところに自分の身を置いていたい、形になるのを見届けてその中に自分もメンバーとしていたい、というのがあった。研究所のメンバーで気心もして、このチームで活動したい、というのがあったからその中に身を置いていこう、と思っている。</p> |
| D | 市民研究員経験者 | <p>—実証実験が終わって、「まちえん」が立ち上がる時には自分がやろうと思っていたのか？</p> <p>市役所の研究所と違い民でやる場合は時間の融通も効くのでできる範囲でやろうと思っていた。</p> <p>—自分達でやろう、となったのはどういう経緯からか？</p> <p>本当は行政サイドの各課とのやりとりをしたかった。そういう中でわれわれが考えたことを伝えたかった。スタディを読んだだけでは誤解される可能性もあるし、事実誤解されたこともある。ちゃんと提案した内容を伝えたかった。しかし、それが実現しなかった。そこが限界だった。</p> |
| E | 市民研究員経験者 | <p>—それはもともと市役所をお願いせずに自分達でやろうとしていたのか？</p> <p>それは市にやらせよう、という一言を言う人がいなかった。Aさん、Bさんなど自分達でやる、という人がいたのでみんながそういうものなのだろう、と思うようになった。市にやらせよう、という人は普通は一人はいるものだが、いなかった。</p> <p>ただ、みんな一枚岩で市民主導で、というわけではなかった。人によっては市とうまくつきあって、コト起こしをしよう、というスタンスの人とこれは市がやるべきだ、などと言う人もいた。ただ、やらないことには始まらないので、自分とはにかくやる、ということを常に振りかざしていた。</p> |
| F | 市民研究員経験者 | <p>—まちづくり応援団実証実験をやっているときはその後も主体的にやるつもりで居たのか？</p> <p>そのつもりだった。押しつけられることは好きでないので、やる以上は積極的にやっていきたいと思っていました。</p> |
| G | 研究所事務局経験者 | <p>—研究所から市民グループが独立することを想定していたのか？</p> <p>それは最初は想定していなかったが、1年目の終わりくらいにそういう思いを持った人たちが集まってきていると思った。なので、その方向で進めていった。</p> <p>—事務局を3年やってまちえんができて、Gさんは参加したのか、参加させられたのか？</p> <p>延長上にいる、という感じ。できる範囲の関わりは持っていこう、という考えはあったが、こんどは全員事務局なので、事務局としてではなくて、事務局をやっていた経験を生かせればと思った。</p> |
| H | 副主任研究員経験者 | <p>—どうして研究所がやっていけばいい、とならなかったのか？</p> <p>市役所の中にある、ということは、活動に制約を生み出していたとも言える。すこし距離を置いて独立した機関にした方がいい、という感じではあった。</p> <p>—それは市民研究員の間で共有できていたのか？</p> <p>リーダー格は理解していた。他はそれについて行った。</p> <p>—途中から市民も自立を想定していたのか？</p> <p>行政に提案を実現してもらうときのボタンの掛け違いのようなことがあることに気づいていて、自分達でやろう、という雰囲気になった。</p> |

2) 活動の独立プロセスにおける思考の変遷

研究所における研究活動では研究指導を担当する専門家、副主任研究員などが市民研究員や職員研究員などと対等な立場で議論を行い、研究活動を進めてきた。このことが、市民研究員や職員研究員の研究活動へのモチベーションの高まりを生み、行政から独立した上での自主的活動をしていく、という認識につながったといえる。また、もともと専門家も小田原での研究活動を自らの職能のみならず、自分のふるさとでのライフワークとして位置づけていたことが、積極的に参画することにつながったといえる。また、副主任研究員は研究フィールドとしての魅力や人的魅力を研究所との関わりが終わった後も引き続き市民組織に参画する理由として挙げている。

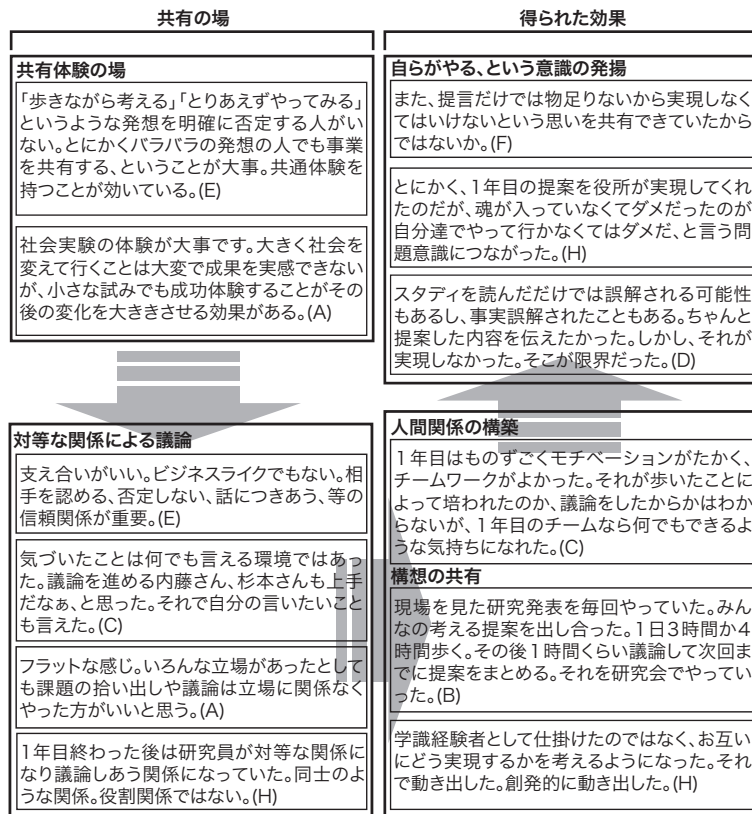


図 4-4 研究所から活動が独立するまでの経緯

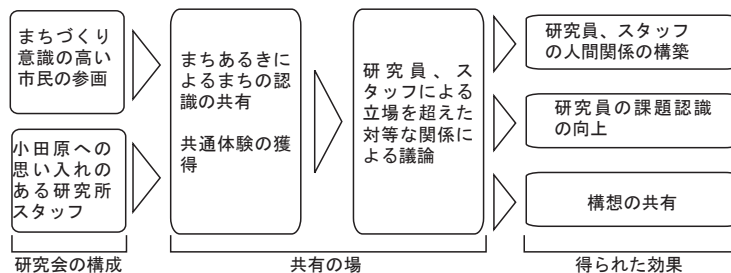


図 4-5 研究会の活動の効果

(4) 活動の独立プロセスにおける研究会の効果

以上から、まず、研究所から市民組織が誕生し、活動が展開されるまでのプロセスは大きく①研究会結成期、②研究活動期、③活動独立期の3期に大別することができる。研究所から研究員が独立して活動を展開していったプロセスにおいて、重要であった要素を以下に示す。

1) 研究会結成期

1. まちづくり意識の高い市民の研究所への参画
2. 小田原でのまちづくりをライフワークとして位置づけている研究所スタッフの参画

2) 研究活動期

1. まち歩きなど、研究メンバー全員の共通体験にもとづいた議論
2. 研究スタッフ、研究員が対等の関係で議論したことが研究員の課題認識の向上
3. 議論を通じて作られた構想を共有

3) 活動独立期

1. 提案したことは自ら実施すべきという認識
2. 行政により提案の骨子を誤解されて実施されるケースへの不満

このように、各プロセスにおいて各主体が対等の関係で研究を進めたことにより、その後の活動も共に行っていくことが出来たと言える。

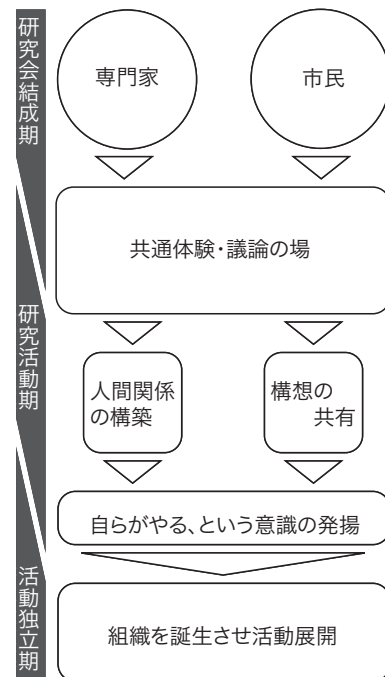


図 4-6 研究所からの誕生プロセス

4-4 研究所非関係者の参画経緯の把握

本項では、研究所から独立した両組織の中心メンバーの内、研究所非関係者を対象に、1. 参画する以前の活動、2. 研究所の活動の認知度、3. 市民組織への参画理由をインタビュー調査により把握し、参画のプロセスとその要因を明らかにする。(調査対象：5名)

(1) 研究所設立以前の活動

研究所非関係者のまちづくりとの関わりは研究所設立以前からあり、小田原市西部にある県立博物館を拠点とする環境ボランティア組織や同博物館において講演会などの企画を定期的に行う「風と土のサロン」、市民を中心とした自主的なまちづくり組織である「まちづくりネットワーク・空」、市民劇団などの市民活動への参加があった。また、研究所に市民研究員として参画した市民や研究所スタッフにもこれら組織に所属していた人もいることから、研究所から誕生した市民組織に参画した研究所非関係者の多くも、もともとまちづくり活動に関心があり、以前から何らかの形でまちづくり活動を独自に展開してきた人々であったといえ、研究所設立以前からある組織で研究所関係者との人間関係を築いていたといえる。

(2) 研究所の活動の認知

研究所に参画していなかった市民にとって、研究所が「シンクタンク」という形態をとっていたため、「立派な人がやる」など、自身との距離感を感じていたという意見が挙げられた。しかし、こういった人も研究所の研究員やスタッフなどからの研究所の様子や研究内容の情報提供や研究所研究紀要「小田原スタディ」の配布もあり、その活動内容はおおむね把握していた。その結果、研究所が主催する公開研究会である「おだわら車座」(以下、車座)やまちづくりイベント「交流の舞台 板橋・蔵かふえ」(注4-16)などの事業への多くの市民の参加へとつながり、その後の市民活動への参加へとつながったといえる。

しかし、一方で誕生した市民組織にそれまで何らかの形で市民活動をやったことが無かった人が一人もいないなど、もともとまちづくりに関心のない層の参加にはつながっていない。

表 4-8 研究所非関係者と研究所との関わりと誕生した市民組織への参画経緯

| | それまでの市民活動 | 研究所の認知 | 市民組織参画理由 |
|---|--|--|--|
| I | <p>松山時代の知り合いを介して先生(神奈川県立生命の星・地球博物館初代館長)を紹介してもらった。先生は博物館は展示されているだけではダメといていた。大きな博物館を市民に開放しないとダメ、といた。その考え方に賛同してそれだったら小田原出身だしあの辺(入生田)に育ったし、ということで、(風と土のサロンの)設立素案を書いて市長や商工会議所会頭に掛け合せて、市長に市役所職員などを紹介してもらった。</p> | <p>風と土のサロンなどで、Dさんとつきあっていて、こういうものもある、ということで紹介された。また、AさんやBさんもDさんに紹介してもらった。</p> | <p>研究所が打ち出した千年蔵構想は小田原にとってすばらしかった。日本的視野で見てもすばらしく、地に着いた根のある構想。これだったら小田原のまちおこしに協力してもいいと思った。これを中心に据えてやれる、ということは研究所が考えた意義があると感じた。</p> |
| J | <p>城内小学校木造校舎保存の活動を大勢の人として、その後もいろいろな形で“寄り合い”情報交換をやっていた。それがまちづくりと関わるはじめ。それまでは小田原には愛着があったが、まちづくりにはあまり関心がなく、松永安左右衛門の話も結果を聞いてなんとなく“残念だな”という程度のとどまった。 城内小学校が壊されるときは考えを同じくする人たちと「お別れ会」をし同じ想いを持つ人たちとの情報交換、今後のつながりが出来た“スタート”だった。</p> | <p>研究所はシンクタンク、という言葉で新聞に出ててすごいことやるなあ、と思った。自分には遠い、というか、もっといる人たちがやるんだろうな、と思っていた。シンクタンクのなかで車座などまちなかにいるんなことを投げかけていた。それはまちにとって新しい試みで刺激的だなあ、と思っていた。</p> | <p>歳時記は私にヒットだった。まちづくりは生活に密着していることが大切。季節季節の出来事はどんどん失せている。町並みも変わってきているのと同時に生活習慣がなくなってきた。小田原の歳時記を拾っていく、というのがすごくおもしろいと思った。一番心に引っかかったのがひな祭り。歳時記をやる、というのが一番きっかけになった。</p> |
| K | <p>市長を囲む会(いろんなジャンルの社会人)のような会があり、メンバーになった。それが10人いて、何回か懇談会があってそれは終わったが、その中の一人が、これで解散するのはもったいない、ということで「Tomorrow10」というのを作って1年くらい机上で小田原のまちについて話をしてきた。その活動は行政の“我がまちよいとこ事業”の助成を受けた。それで机上で話をしていても具現化しない、ということで汗かいて見えるところからやった方がいい、ということになった。</p> | <p>研究所の活動も広報誌などを通してよく見ていた。</p> | <p>風と土のサロンでゲストに来ていたAさんと関わりがあった。その関係(風と土のサロン)でAさんとも接触していた。風と土のサロンの街かど博物館を利用したイベントなどでまちを動かしていく、という試みの中で知り合いがいたり、関心があったりしたりで、一緒に活動していく内にやんべえ倶楽部が生まれた。僕もいつまでもくっついていっていたからメンバーになったと思う。</p> |
| L | <p>やっていなかった。</p> | <p>知らなかった</p> | <p>いろんな出会いをするうちに、みんな普通の人たちが一生懸命活動していることにわかったら、自分でも何かしてみたい、と思ってきた。それまではまちづくりは、特別なものだと思っていた。気合いを入れて肩に力人たちがやっていることで、小田原を好きでない自分が関わるようなものではないかと思っていたら、普通のお母さん達がやっていることもまちづくりなんだな気づいた。 そうしたらそういう活動が楽しそうに思ってきた。それに参加するうちにだんだん主催する</p> |
| M | <p>「こゆるぎ座」という劇団に20年くらいまえから所属している。また、5年くらい前に生涯学習課がやった小田原塾の推進委員に応募した。</p> | <p>研究所の市民研究員にも1年目に応募しようかと思ったが、当時要項をみて建築よりだと思ったので応募しなかった。しかし、スタディ1号をみていいこと考えているなあ、と思った。</p> | <p>D氏経営喫茶店にコーヒーを飲みに行っている話している間にやんべえ倶楽部を紹介された。最初は行けなかったが、その後には節分をやる、というときにまきそってもらって言った。そこに行ったらいろんな団体がいろんなことをやっている、と紹介されて、国府津などのイベントを見に行った。それから銀座のまちえんカフェに行くようになった。そのときにまちえんカフェに常駐するお手伝いをした。それをやっているうちに、政策総合研究所からまちえんが独立する、ということになり参加することになった。</p> |

(3) 市民組織への参画者の参画経緯と理由

研究所非関係者の研究所の活動との最初の接点は、2001 年度に開催された公開研究会「おだわら車座」である。第 1 回おだわら車座（「おだわら車座@角吉」2001.9.1 開催）（注 4-17）での議論において公共施設の民間による管理運営の必要性が議論の結論となり、その場で「小田原やんべえ倶楽部」の構想が完成した。その後の「小田原やんべえ倶楽部」の設立に向けた一連の企画の議論や準備に参画したうえで、設立された「小田原やんべえ倶楽部」に中心メンバーとして参画している。参画動機としては活動理念よりも具体的な活動の内容に共感を得たり、活動の楽しさを感じている人が多い。女性については活動の内容に魅力を感じていることが特徴として挙げられた。

一方、「小田原まちづくり応援団」への非研究所関係者の参加は 1 名であった（その後、さらに 1 名の参加があった）。参加動機はそれまで市の主催するまちづくり事業に参加していたが、行政組織の縦割りなどの弊害を感じており、様々な担い手のつなぎ役の必要を感じており、そのときに研究所の 2002 年の研究課題であった「まちづくり応援団実証実験」でのまちづくり活動に参加し、「小田原まちづくり応援団」として誕生する際に「世話人」として参加し、特定非営利活動法人化に際して理事となった。

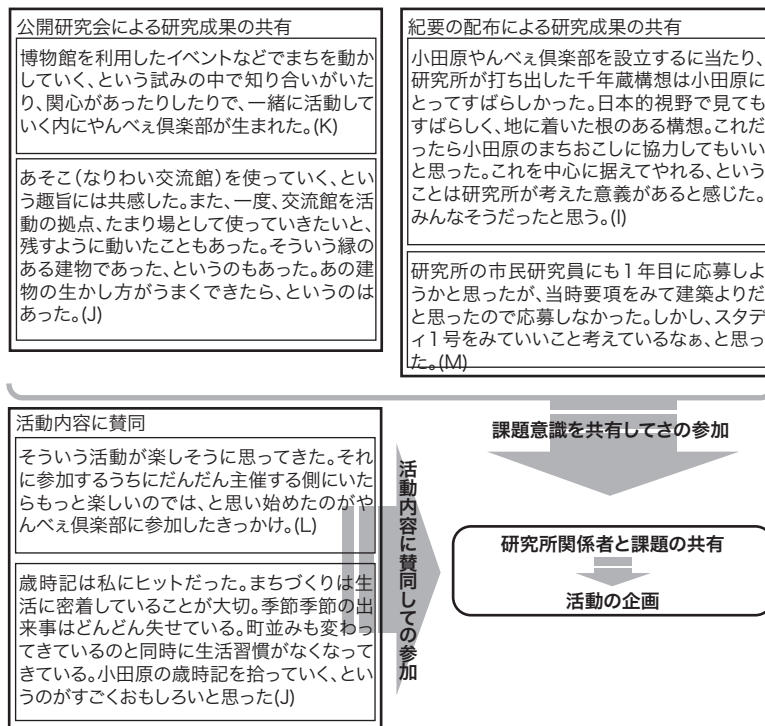


図 4-7 研究所非関係者の参画経緯

4-5 市民組織の誕生と非関係者との連携

本項では4-3、4-4の内容をふまえ、研究所から市民組織として独立するプロセスの中で研究所と研究所非関係者との関係の推移を把握する。

(1) 研究所の公開研究会への参加

研究所の活動の中で一般市民とともに議論をする場としてもうけられた車座には各回約50名の参加があった。また、各車座では研究所での研究活動と同様にまちあるき「おだわら車座第一部：なりわい散歩」を開催することで参加した市民との共有体験を通じて、まちの風景と課題を共有した上でその後の議論「おだわら車座第二部：小田原評定スタジアム」をすることにより、議論の成果も共有することが出来た。その結果、研究所非関係者も課題を理解し、そのための活動にも賛同した上で、その後の市民組織を立ち上げるに当たり、研究所関係者、非関係者を問わず参画を得られたことにつながったと考えられる。

表 4-9 公開研究会のプログラム例（第1回おだわら車座）

| 第一部 なりわい散歩 | | 第二部 小田原評定スタジアム | |
|------------|--|----------------|---|
| 日時 | 平成13年9月29日 14:00-18:00 | 日時 | 平成13年9月29日 19:00-21:00 |
| 場所 | 小田原宿なりわい交流館とその周辺地区 | 場所 | 小田原宿なりわい交流館 |
| 参加者 | 約50人 | ゲスト | 稲葉和也氏（東海大学非常勤講師） 永井真知雄氏（建築文化研究所長） |
| 趣旨 | 地域住民・事業者や来訪者とともにまち歩きをすることを通して、「なりわい」の文化を再確認し、「なりわい交流」のための「なりわいマップ」を作成する。 | 参加者 | 約50人 |
| | | 趣旨 | なりわい交流館の調査や基本設計などに携わった方々をお迎えして、建物の価値を伺い、「なりわい」交流のあり方を考える。 |

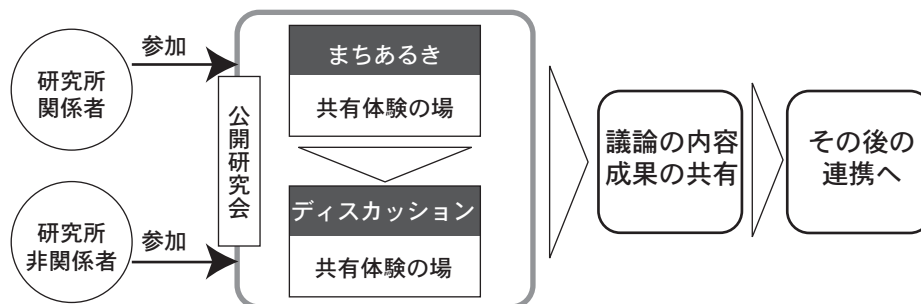


図 4-8 公開研究会の意義

(2) 研究所からの誕生後の研究所関係者と非関係者の関係

研究所から市民組織として誕生した際に研究所関係者と非関係者との間の関係は、元々研究所関係者は研究活動での対等な関係による活動の経験を経ているため、誕生の際にも同様に対応することで特に問題はなかった。しかし、言葉の理解が出来ないなど議論のレベル差を感じていた研究所関係者、非関係者もいた。これらの差に対しては、研究所関係者が特に時間をかけて説明を繰り返すことにより、理解を得ていったことがわかった。

| 研究所関係者 | 研究所非関係者 |
|--|--|
| なに言ってんだかわからない、とはよく言われたが、事情を説明するしかない。しかし、それはみんな大なり小なりあるわけだから、分からないことは聞け、お互い様、という感じでした。分からなければしょうがないから説明するようにしている。 | 先を走っている、という気がした。「なりわい」という言葉とか、言われればなるほど、とは思いますが自分の言葉になるには至っていなかった。 |
| 歳時記の楽しさは回数を重ねるにつれて分かってもらえた。それで新しい人を次々に引っ張ってきてくれて、新しい人が増えていった。 | 自分は感じた。しかし、自分には他の人全員がすごい人に見えた。 |
| 研究所以外の人には研究所って何なの？とか研究所でやっていることはわからない、というのはあった。ただ、公共施設を市民運営する必要がある、という問題意識は共有できていた。 | あんまりなかったと思う。 |

図 4-9 連携時の議論のレベル差の意識とその対応

(3) 研究所関係者、非関係者の連携による組織形成

以上のことから、研究所関係者と非関係者の連携の場面においてはまず、研究会の状況を研究所関係者が人脈などを通じて情報提供をすることと、年度末に作成した研究紀要を広く配布することにより、研究会でのテーマなどの情報共有を図ったことにより研究所と非関係者との距離感を縮め、公開研究会への参加へと結びついていることが分かった。また、公開研究会では共有体験の機会を設けた上で議論することにより、議論の内容とその成果の共有を図れ、市民組織の立ち上げへの参画を得ている。また、市民組織の活動を広く公開することで活動の内容に賛同した人々の参画も得ていることが分かった。理念等の理解の差異は研究所関係者が、非関係者に対して時間をかけて説明することにより理解を得ていたことが分かった。

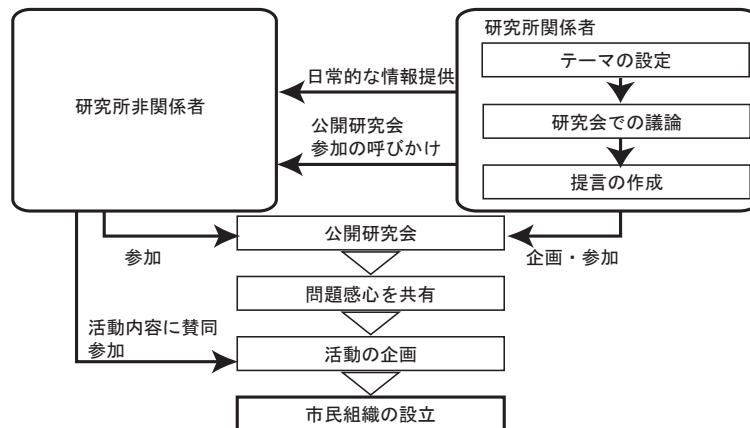


図 4-10 研究所関係者、非関係者の連携の経緯

4-6 まちづくり市民組織の独立プロセスと各関係主体の役割

本項では、4-3、4-4、4-5の結果から、行政内の自治体シンクタンクからまちづくり市民組織が独立していくプロセスの中で、関係した各主体が果たした役割を整理し、市民による主体的なまちづくりを進めるための起点としての研究所の意義と課題、今後の展望を述べる。

(1) まちづくり活動主体の独立プロセスと研究所の役割

研究所からまちづくり活動主体の誕生プロセスには大きく①研究会結成期、②研究活動期、③活動独立期、④活動成熟期の4期に整理することができた。以下に各期での研究所の役割について述べる。

1) 研究会結成期

研究所はまず、事務局が中心となり市民研究員の募集を広く市民に呼びかけ、集まった市民研究員、研究スタッフとともに研究会を結成した。

2) 研究活動期

研究会でまちあるきなどの共通体験の場を作り、これをもとに対等な議論を経て構想を共有した。その後、公開研究会を開催し、研究所非関係者である市民とともに議論をすることにより、その成果の共有を図った。

3) 活動独立期

研究所関係者が研究所から独立し、非関係者とともに新しい市民組織を立ち上げ、研究所はそれを支援した。

4) 活動成熟期

誕生した市民組織と連携を図りながら研究所の研究活動を進めている。

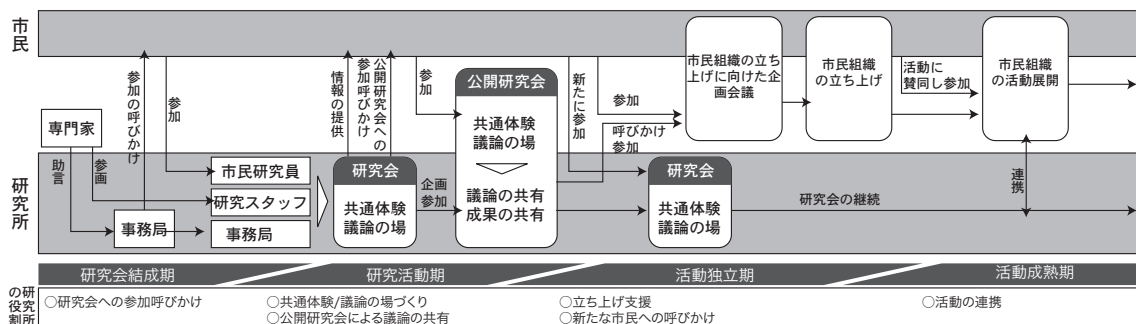


図 4-11 市民組織の研究所からの誕生プロセスと各プロセス段階における研究所の役割

以上のプロセスを経て、研究所の今日までの研究活動の中から本研究で取り扱った2つの市民組織の他にも複数の市民組織が誕生しており、これら新たな市民組織の研究所からの誕生は研究所の研究活動の成果といえる。

(2) まちづくり体制の変遷プロセス

小田原市政策総合研究所から2つの市民組織が誕生したプロセスにおいて、まちづくりの体制の変遷プロセスと地域の固有条件との関連を示す。

1) 研究会結成期

広域な圏域を有する小田原は人口も多く様々な人材が散在している。地域における中心的な主体の一つである行政により組織された研究所に、小田原地域に愛着を持つ専門家が企画参加することにより、小田原の実状をふまえた研究組織が設立された。また、古い歴史を有する地域であることから、その歴史をまちづくりの根拠にすることで、市民にもその理念が分かりやすいものとなった。また、市民から研究員を公募することは、研究会の場で市内に散在するまちづくりに関心のある人材の組織化につながった。

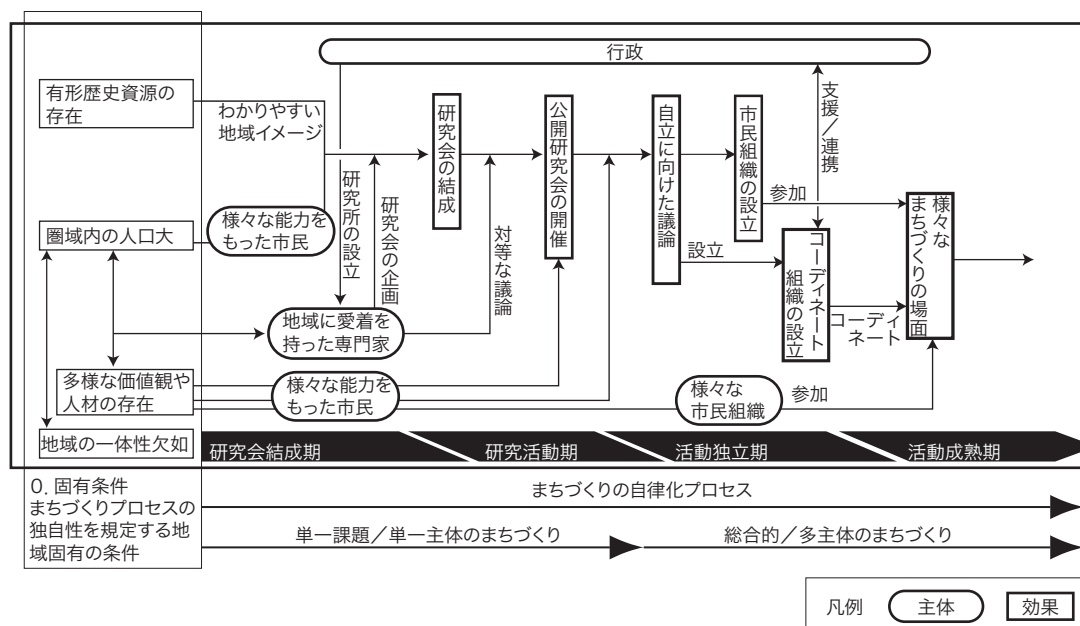


図 4-12 小田原におけるまちづくり体制の変遷プロセス

2) 研究活動期

様々な背景を持った市民が一同に会する中、まち歩きをはじめとした共有体験により、まず、議論の根拠となる状況把握を行う。この上で議論することにより、参加者全員が対等の関係で議論が可能となる。また、この際に市民のみではなく専門家も含めて対等な立場での議論を行うことで、参加者同士の信頼関係が構築され、さらには議論の成果の共有が図られる。同様に研究会自体が外部に対して同様に、まち歩きによる共有体験と、対等な立場での議論をする場としての公開研究会を設ける事により、研究所に関わる市民ばかりでなく、他の市民も巻き込んだ上での成果の共有が図られ、新たに研究所とは別に設立する市民組織への参加へとつながる。

3) 活動独立期

対等な議論を経て、問題意識を共有し、研究所から独立して市民組織が立ち上げられた。このときに、地域に愛着のある専門家が研究所に関わっていた事から、その専門家が継続して設立した市民組織にボランティアとして加わり、研究所と同様に理念をもった活動を継続した。

4) 活動成熟期

研究所の活動を通じて、まちづくり活動を行う市民組織のみならず、様々な市民活動をコーディネートする市民組織の必要性が研究所内部で議論され、まちづくり組織と同様に他の市民の参加した公開研究会を通じて、設立した。その後、この市民組織を中心に様々な主体の連携のもと、まちづくり事業が展開されている。

(3) 市民セクター主導のまちづくりの起点としての研究所の成果と課題

1) 散在する人材の連携の促進

研究所において、専門家・市民による共同の研究会が、市民研究員の課題認識を向上させ、市民組織が誕生することへとつながった。新たな担い手としての市民組織の誕生を促すに当たって研究所の研究活動の形態が主体的なまちづくりを促すきっかけとして有意義であったことが明らかとなった。

2) 新たな人材の発掘／育成

一方、今まで市民研究員は同年度において最大9名と少数であるため、効率的な人材育成の面では課題が有る。また、誕生した市民組織に参画した研究所非関係者の大半が以前からまちづくり活動に関心をもっており、現状ではまちづくりに関心のある層のみの参加にとどまっていることから、新しい層の獲得という面で課題が残る。

(4) 今後の展望

今後も継続的に新しい研究員を募集し新たなまちづくりの担い手として独立させていくことにより、まちづくりの担い手の層の拡大が図られ、継続的なまちづくりの展開に向けた基盤を整えていくことが可能となると思われる。今後はアウトリーチ活動を積極的に展開し、まちづくり自体に関心の薄い層を取り込むことにより、持続的な人材供給を図る仕組みを作っていく必要がある。

注釈

- 注 4-1) 本章では市民を中心とした組織を市民組織とし、その組織が組織名称を名乗った時点で設立とした。
- 注 4-2) 本章では新たな市民組織が研究所の活動から誕生し、組織的に分離独立することを市民組織の誕生と定義して研究を進める。
- 注 4-3) 本章では、インタビュー結果の客観性を確保するため、1. インタビューの内容を録音し、2. 録音内容をテキストデータ化し、3. 対象者に内容の確認をしたうえで、インタビュー結果資料として引用した。
- 注 4-4) 本研究では「小田原やんべえ倶楽部」の会長・副会長・事務局長・理事を、「特定非営利活動法人小田原まちづくり応援団」については理事長・副理事長・常務理事・理事・世話人を「中心的なメンバー」としてインタビュー調査を行った。
- 注 4-5) 本章では 2000 年度～2002 年度において研究所に組織的に位置づけられていた人を研究所関係者とした。
- 注 4-6) 本章では研究所関係者ではない人を研究所非関係者とした。
- 注 4-7) (文献 6)、(文献 7) を参照し、表作成。なお、「セクター」については、資料中「公」を「行政」、「学」を「専門家」、「民」を「市民」と変換した。「学」については事実上学識経験者であり学術機関とは限らないため「専門家」とした。「民」については事実上「市民研究員」であり「市民」を指しているため「市民」とした。
- 注 4-8) 2000 年度、2001 年度におかれ、「専門の学識を有する者のうち、副所長が必要と認める者」である専門家がその職に当たり、「主任研究員の補佐」を職務とした。主任研究員は「企画政策課政策研究担当主査」「研究事項に関係する部局の担当主査級以上の職員のうち、副所長が必要と認める者」「その他副所長が特に必要と認める者」である行政職員がその職にあたり、「所長及び副所長の補佐」を職務とした。
- 注 4-9) この基本理念は後に「小田原千年蔵構想」として 2002 年度日本計画行政学会計画賞を受賞している。
- 注 4-10) (文献 1) を参考に表作成
- 注 4-11) (文献 2) を参考に表作成
- 注 4-12) (文献 3) を参考に表作成
- 注 4-13) 「小田原やんべえ倶楽部」規約 (文献 4) より抜粋
- 注 4-14) 「特定非営利活動法人小田原まちづくり応援団」規約 (文献 5) より抜粋
- 注 4-15) 具体的には市民教授制度、総合計画策定に向けた市民提言組織や、TMO 構想策定に向けたワーキンググループなど。
- 注 4-16) 2002 年 3 月 30 日、31 日の両日に開催。研究所の研究活動から小田原の遺産として認定された蔵を活用したまちづくり社会実験。蔵を中心に展示やオープンカフェなどを実施した。
- 注 4-17) 「角吉」は現在の「小田原宿なりわい交流館」が網問屋であったころの屋号である。

参考文献

- 文献 1) 小田原市政策総合研究所研究紀要「小田原スタディ 1号」、小田原市政策総合研究所、2001年3月
- 文献 2) 小田原市政策総合研究所研究紀要「小田原スタディ 2号」、小田原市政策総合研究所、2002年5月
- 文献 3) 小田原市政策総合研究所研究紀要「小田原スタディ 3号」、小田原市政策総合研究所、2003年5月
- 文献 4) 「小田原やんべえ倶楽部」規約、2002年4月
- 文献 5) 「特定非営利活動法人小田原まちづくり応援団」規約、2004年4月
- 文献 6) 小田原市政策総合研究所事務取扱要領
- 文献 7) 小田原市政策総合研究所運営会議資料、平成12年4月
- 文献 8) 田口太郎, 後藤春彦、「まちづくり活動主体の自立プロセスと自治体シンクタンクの役割に関する研究」、日本建築学会計画系論文集、No.587、2005年1月

第5章 市民を中心としたまちづくり体制 の自律化プロセス

5-1 本章の目的

本章では、第2章、第3章、第4章で得られた結論から、地域の独自性を規定する圏域の固有条件とその条件から来る留意点を明らかにし、さらに固有条件をベースとしたまちづくりのプロセスと、その各段階での各主体の役割と関係の変遷とその効果から、まちづくり体制のプロセス段階における各関係主体の役割の変遷を示す事を目的とする。

5-2 各章の論旨の展開と研究方法

第2章「市民セクター単独によるまちづくりのプロセス」では、高層ビルや高層マンション建設などが引き起こす建築紛争問題に対して、周辺地域住民が組織し、問題解決に至ったプロセスに着目して調査分析を行った。その結果、「課題認識期」、「組織形成期」、「組織連携拡大期」の3期からなるまちづくりの組織化プロセスが抽出された。

「課題認識期」では、ビル風被害という明快で単純な課題を提示し、狭い圏域の中で建設反対運動を展開したことにより、効果的に地域住民間で課題認識が浸透した。「組織形成期」では、生活基盤としての私道を地域の共有財に位置づけたことにより、私道の管理主体として地域住民の組織化がすすんだ。「組織連携拡大期」では、一連のプロセスの中で重要な役割を果たした市民リーダーの引退によって折衝能力が低下したことを機に、同様の課題を抱える他地域との連携へと活動方針を転換し、条例制定へと展開した。

以上から、地域共通の危機感や共有財、リーダー役の存在が重要な役割を果たすことが明らかにされた。さらに、他地域との連携により活動が拡大するに伴って、地域の固有条件を活動の論拠とすることが次第に難しくなることが明らかにされた。

第3章「市民セクターによる初動から他のセクターとの連携を通じて発展したまちづくりのプロセス」では、過疎化と少子化の課題を抱える漁村集落として徳島県海部郡由岐町伊座利地区を対象に、地区外との交流活動を中心としたまちづくりの事例に着目して調査、分析を進めた。

その結果、住民の発意によってまちづくり活動が初動して以降、他主体との連携の経緯とその動機、各主体の役割の変遷を明らかにした。その結果、「連携胎動期」、「連携勃興期」、「連

携成長期」の3期からなるまちづくりの組織化プロセスが抽出された。

「連携胎動期」では、地区の小学校を中心とする強い共同体意識を基礎に地区住民全員参加のまちづくり組織が設立された。「連携勃興期」では、組織が中心となって地区外との交流機会を増やし、長期滞在者の受け入れを進めた。また、交流活動を住民と小学校が連携して実施したことで地区の閉鎖性も緩和した。また、「連携成長期」では、交流活動と長期滞在者の受け入れの活動実績が様々な好循環を生んでいることを明らかにした。

第4章「行政セクターによる初動から市民セクター主導となったまちづくりのプロセス」では、自治体シンクタンクとして設立された小田原市政策総合研究所と同研究所のまちづくり支援活動を母体に誕生した2つの市民まちづくり組織の活動の展開に着目し、当事者へのインタビューなどの詳細な調査により、各主体が果たした役割を明らかにした。その結果、「研究会結成期」、「研究活動期」、「活動独立期」、「活動成熟期」の4期からなるまちづくりの組織化プロセスが抽出された。

「研究会結成期」では、小田原市政策総合研究所の公募による市民研究員と行政により招聘された専門家が一体となって活動することで、広く市域一円に点在していた人材が組織化された。「研究活動期」では、まち歩きなどによる地域資源の発見を基に、研究会を構成する市民や行政、専門家等が対等な立場で議論できる関係が構築されることにより、活動の成果が全員で共有されるとともに、組織外からも賛同者を得ることが可能となった。「活動独立期」では、公開研究会などで培われた人脈を基に新たなまちづくり組織が誕生した。この組織が中心となって「活動成熟期」では、複数の主体の連携による自律的なまちづくり体制が形成されていることが明らかになった。

以上から、まちづくりに参画する各主体の連携を計画する際には、その前提となる固有条件、及び関係各主体間の関係がその期毎に変化している。本章では以上の3つの事例研究を踏まえ、まちづくりにおける主体連携に影響する固有条件とその効果、また自律化プロセスの各期における各関係主体間の関係、及び役割の変遷を示す。

5-3 事例にみる自律化プロセスの進展要因

本節では、以上の3つの事例を期毎に整理し、その共通性から普遍的なまちづくり体制の自律化プロセスの段階の整理を行う。

(1) 第一段階から第二段階へ

第2章における「課題認識期」から「組織形成期」への変遷については、「課題認識期」において地域の地形条件や周辺に高層ビルが建つことに起因する課題を地域住民の間で共有し、その解決のために地域住民が団結し、開発業者との折衝を30年にわたり行ってきた。その中で、地主からの私道の提供により、共有財をもった地縁共同体として組織化を図り「組織形成期」へと推移している。これは、地域住民が個別に抱いていた問題意識を一体化し、一つの運動体を形成することにより、主体として成立したことによる変遷である。

第3章における、「連携胎動期」から「連携勃興期」については、地域の課題を発見した一住民が地域内の他の住民に働きかけ、地域内連携を図ることで、地域住民全員参加の組織を設立し、課題解決に向けた行動を開始した。

第4章における、「研究会結成期」から「研究活動期」については、研究所の公募により、散在する市民が「研究会」という場に集合し、その中での対等な議論を通じて活動理念を共有することで新しい「研究会」という活動目的を持った主体が形成されている。

このように第一段階から第二段階への変遷には、地域の課題を認識した個人が周辺の人材を巻き込み組織化することにより、活動目的を持った運動体としての主体を形成することにより、段階が変遷している。

(2) 第二段階から第三段階へ

第2章における「組織形成期」から「組織連携拡大期」については、「組織形成期」において、組織を牽引してきたリーダーの引退により折衝力が低下したことを周辺他地域の同様の組織と連携することにより補完し、これまで特定地域限定の課題対応から区全域を視野に入れた活動に拡大している。

第3章における、「連携勃興期」から「連携成長期」については、それまで人口減少に歯止めをかけるという特定の目的を持った活動を行ってきた組織が、地域外組織との連携を通じて、より多角的総合的な活動へと活動領域を拡大している。

第4章における「研究活動期」から「活動独立期」については、研究会での議論から市役

所からの独立した形での組織化の必要性の認識を研究会メンバーで共有し、研究会以外の人材との連携をしたうえで市民組織を市役所外部に設立した。

(3) 第三段階から第四段階へ

第四段階を有している事例は第3章のみであったが、第3章における「活動独立期」から「活動成熟期」については、市役所から独立して設立された市民組織が自ら新しい担い手との連携を図り活動の領域を拡大している。

(4) 段階変遷の共通性

以上から、3つの事例におけるプロセス段階の変遷要因を比較した結果、段階変遷の共通する要因として、人材が団結することによる「主体化」、「他の主体との連携」、「活動領域の拡大」が挙げられた。これらから、本研究で取り上げた事例を参考にまちづくり体制の自律化プロセスの包括的な段階整理を行った。

その結果、3つの事例に共通する変遷の要因からまちづくり体制の自律化プロセスを4段階に整理し、その各段階の変遷動機を「組織化」「他の主体との連携」「活動領域の拡大」とすることが出来た。また、第2章、第4章の事例においては「他の主体との連携」「活動領域の拡大」が同一の時期に起こっていた。そのため、まちづくり体制の自律化プロセスは概念的には4段階にわけることが可能であり、本研究ではこの4段階を「初動段階」「活動拡大段階」「連携段階」「連携拡充段階」として位置づけた。各事例をこの4段階に即して図5-1に記述する。

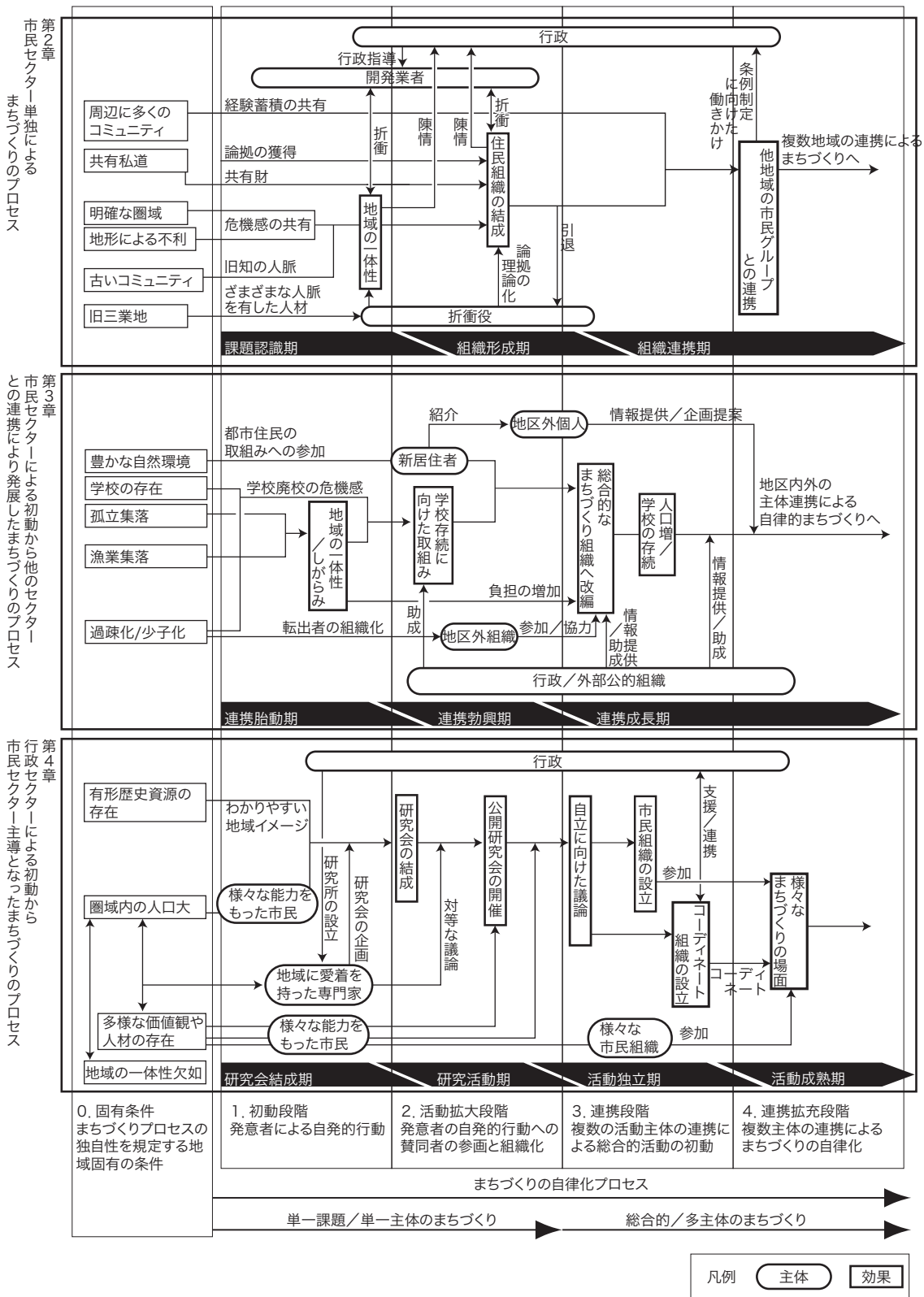


図 5-1 まちづくり体制の自律化プロセスと地域の固有条件の関係

5-4 まちづくり体制の自律化プロセス

第1章で示したまちづくり体制の自律化プロセスの枠組みから第2章、第3章、第4章を整理したものを図5-1に示した。その結果、まちづくりのプロセスは第1章で示したような4段階で整理できるものの、実際のまちづくりのプロセスにおいてはその移り変わりの期間や段階に差があることが明らかとなった。また、起点となるセクターや地域の固有条件により、さまざまな連携が生み出され、その積み重ねにより複数の主体が連携し、それぞれが独自のプロセスを経て、自律化した体制へと進むことが明らかになった。

そして、その際に地域の固有条件に起因するさまざまな条件が自律化プロセスの中での各主体間連携のきっかけとなることが伺え、まちづくり体制のプロセスを計画する際にこれらの固有条件をどのように把握し、利用していくかが重要であることが明らかとなった。

以降、まちづくり体制の自律化プロセスにおける各段階でのまちづくりの体制と変遷のメカニズムを示すと共にプロセスを規定する固有条件について述べる。

1) 初動段階

地域の課題を発見した発意者が個人あるいは周辺の人材と共に課題解決に向けた活動を開始した段階。自発的な活動であるため、活動メンバーも個人あるいは、発意者の人脈によるごく少数の人数での活動。また、発意の動機も地域固有の単一の課題に対する解決行動である場合が多く、発意者への賛同も同様の課題に対して共通認識を持った人材である。そのため、初動段階の活動は地縁型の課題であれば狭小な地縁コミュニティの中で、テーマ型の課題であれば同様の問題意識を持った人材が集まって進められる。

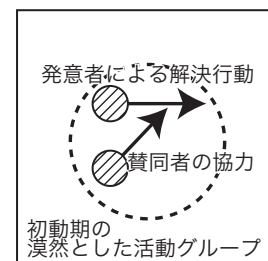


図5-2 初動段階における体制モデル

2) 活動拡大段階

初動段階の活動グループにより目的を持った活動組織を構成し、組織の活動を拡大するために賛同者を募り、活動規模を拡大する段階。この際には新たな参画者との活動理念の共有が重要であるが、圏域が狭く、固有条件を共有している場合などは同様の問題意識を持った人材を含めて拡大が図りやすい。圏域が広く人口規模が大きいなど、共有の問題意識を持ってない場合などは共通体験や対等な議

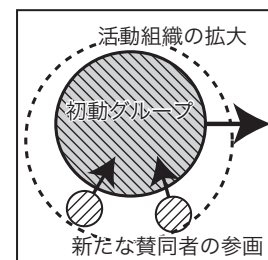


図5-3 活動拡大段階における体制モデル

論を通じて、活動の趣旨を共有していく必要がある。これにより、強固な安定した主体となる。

3) 連携段階

効率的な活動展開を目指して、他の活動主体との情報交換や協働により、経験蓄積の共有を図る。これにより、双方の主体がその特徴を活かし、活用しあうことで多角的かつ効率的なまちづくり体制が構築される段階。人口規模が多い、あるいは圏域が広いなどの理由から同一の圏域内に複数の主体がある地域では同一圏域の主体同士が積極的に情報交換や協働をすることで、より効率的にそれぞれの目的達成に向けた活動を展開できる。一方で、圏域が狭く、人口規模の少ない地域では、地域に関心のある地域外の主体との連携を図ることにより、同様の成果を得ることが可能となる。こうしてこれまで単一の目的や地域で行われてきたまちづくり活動が、総合的課題や、広域的課題への対応へと拡大し、総合化する。

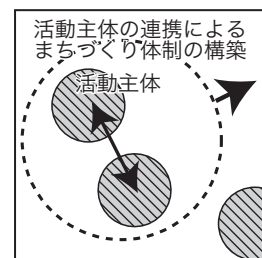


図 5-4 連携段階における体制モデル

4) 連携拡充段階

連携段階で形成された主体間連携がさらに拡大し、さまざまなニーズに対して的確に対応できる主体との連携手段が確保される段階。様々な目的を持った主体の連携により、それぞれの補完を図りながら圏域総体として総合的なまちづくり体制が構築される段階。この際、多様化する需要や供給をコーディネートする機能が存在することにより、スムーズな連携が図られる。人口規模が大きく、様々な能力を持った多くの人材を有している圏域ではまちづくりの専門家や意識の高い市民により、コーディネート主体が立ち上げられるが、圏域が狭く、人口が少ない地域では意識のある個人や、外部主体が積極的にその役割を果たしている。こういった体制を構築することにより、これまで行政に一方的に依存していたまちづくり体制が自律化し、総体としてのまちづくりが特定の主体の動向に振り回されることなく、安定した体制となる。

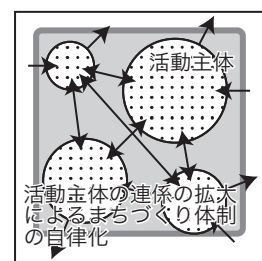


図 5-5 連携拡充段階における体制モデル

5-5 自律化プロセスの変遷メカニズム

(1) 初動段階から活動拡大段階へ

初動段階から活動拡大段階への段階の変遷動機には、1. 組織化、2. 事業化、という2つの動機ある。

1) 「組織化」による変遷

初動段階において個人的な交友関係を基盤として初動されたまちづくり活動が、組織的な動きへと推移し、社会的な意志を獲得することにより、段階が変遷している。特に、行政施策などにより計画的に参加を求めて集められた市民は当初は、それぞれ別々の意志を持った個人の集合であるが、その集団を専門家などがコーディネートすることにより、1つの主体として組織化がなされる。その後、その組織における議論の場において、対等な議論をすることにより、組織としての意志が修練されていく。このことにより、初期のバラバラである状態から一つの意志を持った集団としての性格を帯びた組織となる。これにより、個人の意志が組織的な活動の目的となり、まちづくりが初動する。

2) 「事業化による主体としての認知」による変遷

市民により自発的に初動したまちづくりの場合には、その初動が発意者の“思いつき”であることが多いが、発意者周辺の人材と共に“思いつき”が事業として成立することにより、個人の意志が対外的な意味を持ち、新たな人材の獲得をするための意志の表現となる。この場合、組織としての体裁が整わなくとも対外的にも意志を持った事業の実施「主体」としての組織的な性格を帯びた集団となると言える。そのため、この段階を持って上記の「組織化」と同様の意味を持つ、と言える。

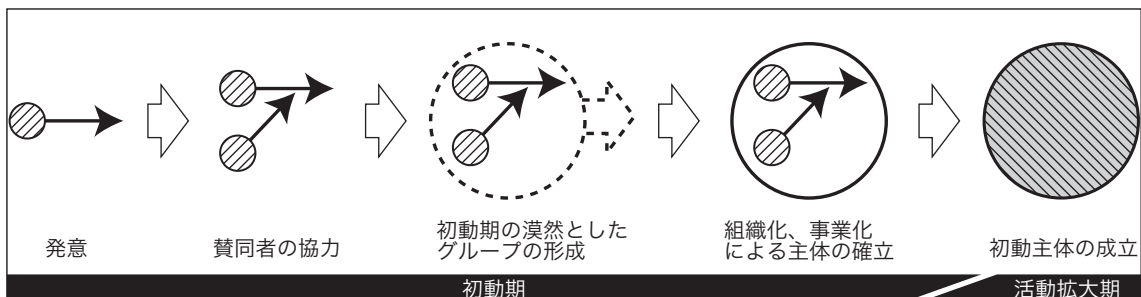


図 5-6 初動段階から活動拡大段階への変遷メカニズム

(2) 活動拡大段階から連携段階へ

活動拡大段階から連携段階への段階の変遷動機には、1. 対外的な活動、2. 組織間連携の形成、の2つがあると言える。

1) 対外的な活動

組織化され、意志を持った主体による活動は、さらにその拡充を目指して新たな賛同者の獲得を目指して、対外的に広報活動をはじめ、行政をはじめとした大型の主体からの資金の獲得や、他の主体の活動への参画を促す。これを通じて賛同した新たな人材が参加することにより組織が拡大し、より広範な活動が可能となる。これによって、単一課題や単一地域での課題に対応した活動からより多角的な総合課題への対応へと変遷する。

2) 組織間連携の形成

組織化され、課題解決に向けた活動を開始するにあたって、単独による行動よりも、同様の課題を有している複数の主体が連携して活動を進めることで、経験蓄積の共有が図られ、より効率的な活動が可能となる。また、同一の課題でなくとも、複数の主体が連携した活動を行うことにより、それぞれの目的達成をより多角的に進めることも可能となる。

また、複数の地域でネットワークを構築し、情報交換をすることにより、より大規模な圏域での政策提案なども可能となる。

以上のように、活動拡大段階から、連携に変遷する際に、それまでの初動目的であった特定の課題からより多角的、総合的な課題へ移り変わることが大きな特徴といえる。

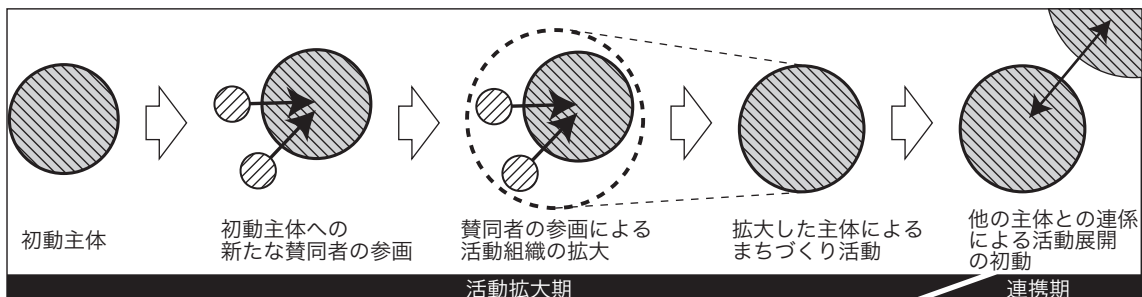


図 5-7 活動拡大段階から連携段階への変遷メカニズム

(3) 連携段階から連携拡大期へ

連携段階から連携拡大期への変遷動機は、1. コーディネート機能の誕生、2. 複数主体間
の間の連携による連携体制の確立、といえる。

1) コーディネート機能の誕生

実際に地域内外の様々な主体の連携の拡大を促すにあたって、新たな主体の連携のきっか
けとなる「場」や「情報」が重要である。その「場」において積極的に連携を促し、コーディネ
ートする機能の存在がその後の連携を持続的かつスムーズに進めるに当たって有効であり、こ
のような情報を提供する機能の存在も欠かせない。

この機能は地域内の主体が担う場合、行政が担う場合、地域外の主体が担う場合など様々
な場合がある。

2) 複数主体間の連携による連携体制の確立

それぞれ個別の意志を持った複数のまちづくり主体が連携を通じてそれぞれの主体が多角
的な取り組みの基に活動目標を達成し、その集積により総体としてのまちづくりが進展する。
この状態は、それぞれの主体がそれぞれの需要と供給を補填することにより、全体としての
自律性が確保される状態であり、特定の圏域内部で連携が確立されることによりまちづくり
体制の自律化が図られる。

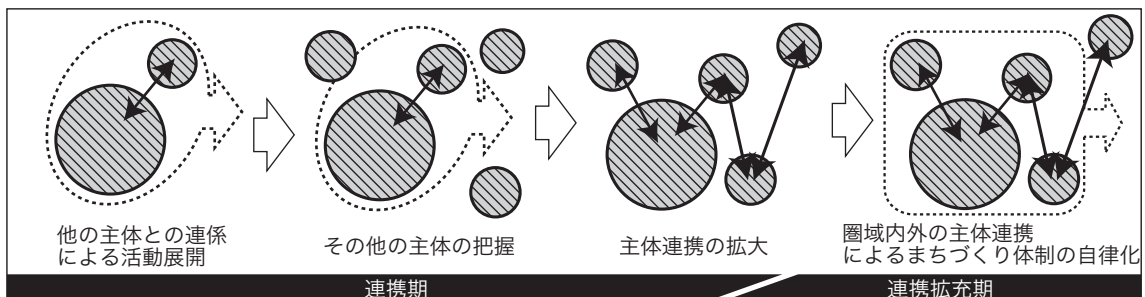


図 5-8 連携段階から連携拡大段階への変遷メカニズム

5-6 まちづくりプロセスの独自性を規定する地域の固有条件

まちづくり体制の自律化プロセスにおいて、その地域の持つ空間の広がりや社会構造により規定される地域の固有条件がその後の活動や組織化にあたり、影響を与えている事が分かった。本研究では宇沢(2000)の提唱する社会的共通資本の3分類(注5-1)を参考に、まちづくり体制の自律化プロセスにおいてその独自性を規定する地域の固有条件として、1. 自然条件、2. 生活条件、3. 社会資本の3つの条件を設定しそれぞれが自律化プロセスの各段階にどのような影響を与えたかについて考察する。

なお、本論文で取り上げる固有条件は自然条件：地形や気候などの自然環境や人口規模など、圏域とそこでの生活集団の規模などを規定する条件、財産条件：インフラや、施設などの物的な条件、文化条件：地域の産業や歴史、文化など人間の生活行動により築き上げられてきた文化的条件、として分析を進める。

表 5-1 プロセスの独自性を規定する地域の固有条件

| 圏域の固有条件 | | 定義 | プロセスへの影響 |
|---------|---------------|--|--|
| 自然条件 | 圏域規模 | 地形や気候などの自然環境など、圏域のまとまりやそこでの生活スタイルなどを規定する条件 | 圏域の一体性や、共通の住環境意識 |
| | 気候風土 | | 圏域の大きさ：地域の一体性 気候風土：圏域内外主体の流入動機 |
| 生活条件 | 人口規模 | 特定圏域において人間が生活を続けることにより造られる条件 | まちづくりのコンセプトや地域内外の連携 |
| | 産業構造 歴史的文脈 | | 人口規模：人材確保の可能性、地域内連携の可能性 産業構造：日常的な地域内外連携の動機 歴史的文脈：まちの共有イメージ、地域内外連携の根拠 |
| 社会資本 | 生活インフラ | インフラストラクチャーや施設などの生活する中で必要に応じて造り出した社会資本 | 市民組織が一体となって活動する際の根拠、拠点 |
| | 地域の核施設 | | 生活インフラ：地域の団結の根拠、折衝の際の根拠 共有財：地域内連携の根拠 核施設：活動の際の拠点 |

(1) 自然条件

地域における自然環境に規定される条件としては、地形、気候風土が挙げられた。地形は地域と他の地域との物理的環境を規定し、気候風土は地域の居住環境を規定する。一方で気候風土は地域外部の主体との連携のきっかけともなる。その対象は保存対象となる場合も克服する対象となる場合もありうる。社会的共通資本としての自然環境の詳細について述べる。

1) 地形による明確な圏域規模

地形条件は視覚的にも圏域の境界を示すため、地域の広がりの規定しやすい。また、地形から来る様々な現象についても共通している。このため、この景観を共有する市民は同一の地域に居住しているという認識を持つと考えられる。小浦らの報告（注5-2）でも明らかのように、こういった地形的に圏域が規定される地域に於いては、まちづくりの計画をこの単位で進めていくことが望ましい。一方で、地形的に広域の広がりを持ち、圏域の境界が明確に規定できない場合などは、広い圏域に広がる様々な課題をもとに形成されるテーマ・コミュニティによるまちづくりの展開などが効果的であるといえる。

2) 気候風土

気候風土から見てみると、まちづくりそれ自体が公害など気候環境の悪化に対する拒絶反応から始まったことから分かるように市民生活にとって、ライフラインにも匹敵する重要事項である。この気候風土が犯される危機感を共有する地域ではその解決に向けた団結を生みやすい。このため、気候風土を共有している圏域では住民同士が同様の環境認識を持ち、その危機には危機感を共有でき、地域の団結へと繋がる。

また、農山漁村地域をはじめとした各地の集落ではその良好な自然環境の観光的価値から都市部や他地域からの観光を契機とした新たな主体との連携が育まれる可能性があることが分かった。また、これらの資源は外部との連携のきっかけを作るのみでなく、利用することにより観光資源となり、地域の新たな収入源ともなる。

3) その他の自然条件

上記の2点以外にも地盤の強さなど、地域の自然環境からくる危機感は地域住民の問題意識を啓発しやすく、これが地域住民の団結へと結びつきやすい。

(2) 生活条件

(1) の自然条件のもと、人間が居住してきた結果、自然環境との関係の元に地域の産業が生み出され、産業の担い手となる人口規模を規定し、さらにはこの蓄積が地域の歴史的文脈を育み、地域の独自性へと繋がる。

1) 産業構造

まちづくりを進める地域の産業が特定産業に特化している場合や、地域の共同作業の多い業種や地域では市民間のつきあいも豊富であり、まちづくり活動の場面に限らず、様々な場面においても地域内連携が図りやすい。

しかし、日常からつきあいがあるが故に要請を断りにくいなど、コミュニティによる縛りがきつく、個人の自由意志が確保されにくいなどの弊害も挙げられた。そのため、新たな取り組みをする際にも意義を理解せずとも参加せざるを得ないないといった地域の「しがらみ」が課題として挙げられている。このように、狭い圏域における地域内連携では強い結束が図られる一方で、結束を維持する上での負担も生じていることが明らかになった。

一方、都心部のように様々な職業やライフスタイルの混在した地域では、地域社会の衰退なども重なり、地域住民による協働作業の少ない地域では地域内部で顔見知りといった関係がつくりにくい。こうした地域ではしがらみがない一方で、地域としてのまとまった合意形成が図りにくい、という課題もある。

2) 人口規模

圏域の広がりや産業の大きさなどから、地域に居住可能な人口規模は規定される。この人口規模の視点から見てみると、地域内部の人口が少なければ、自ずと住民間の認知性も高まるため、その分地域内連携が図りやすい。また、人口が多く濃密なコミュニティが形成されている場合、前述したように要請を断りにくいなど、「しがらみ」があり、必ずしもモチベーションが高い人がまちづくりに参加している、という状況ではないことが起こりうる。

一方、地域内の人口が多ければその分、住民間の認知度は低下し、全体として個人間の暗黙の連携が図りにくいと言える一方で、その母集団の大きさから様々な高い専門性を有した個人やまちづくりに関心のある人材が多く居住し、まちづくり活動の多様性が生まれやすいといえる。

3) 歴史的文脈

特定の地域に置いて人間の居住が継続されることにより地域の歴史文化が生まれる。城下町や歴史的町並みといった歴史文化が視覚的に残っている地域では、その歴史的文脈が地域住民の間で共有しやすく、それに基づいた地域のイメージも共有されやすい。こうした場合は、まちづくりなどを進める上での共通のコンセプトや目標像のイメージがまちづくりに参画する人々の間で共有されやすい。「地域資源を活用したまちづくり」と呼ばれるまちづくりはこのようなものを指すことが多い。

一方で、ニュータウンをはじめとした、比較的歴史の浅い地域では、地域固有のイメージが明確には無い。そのため、地域の将来イメージが共有されにくく、明確なまちづくりのコンセプトは立てにくい。こういった地域では歴史文化に立脚したまちづくりよりも福祉のまちづくりなど、現代的な課題への対応を目的としたまちづくりとなりやすい。

(3) 社会資本

地域において、社会資本として規定されるものとしては、道路や電気水道といったインフラストラクチャーや地域の核施設等が挙げられた。これは地域で生活していく上でのライフラインであり、重要な都市基盤であるため、その存在や状況により地域自体の存続危機にも結びつく可能性がある。また、一方でその危機感がまちづくりを初動させ、さらには新しい連携を生むきっかけともなりうることが分かった。

1) 地域のインフラストラクチャー

地域内の道路などのインフラはその地域での暮らしを営む上でのライフラインであるため、地域にとって重要な管理対象である。中山間地域においては農地管理や農道の管理などの空間管理が地域自治において重要な課題となっているように、インフラの管理や整備は地域を維持していく上で最も基本的な事項といえる。そのため、地域の団結を促す共有財産であるのと同時に、地域住民の関心材料でもある。第2章のケースではこれを外部からの開発圧力に対抗する折衝において重要なツールともなっていることから、これらのインフラを地域の共有財としての認識をもち、広めることは需要である。

我が国においては、第2章で述べた地域共有の私道もさることながら、財産区や入会地など地域により保有されている財産が存在する。それらの財産は水源であり、山林であるなど、地域管理をする上で必要なものである。それらの財産を地域の共有材として認識し、その財産価値の維持を図ることは今後のまちづくりの上では重要である。

2) 地域の核施設

まちづくりにおいて拠点となる施設は、新たな連携を生む「場」としても重要である。また、その「場」となるのは公共施設であることが多い。これら各主体の連携を生む「場」の存在は重要である。第3章においては、「研究会」の「場」が研究員や研究所スタッフの連携の「場」となり、「公開研究会」が研究所関係者と非関係者が連携を形成する「場」となった。また、誕生した市民組織も、網問屋を改修した公共施設である建物をまちづくりの「場」として活用している。また、第4章においては、地域の拠点施設である「小学校」という「場」の存続聞きが地域のまちづくりの初動のきっかけとなった。また、その後も小学校をまちづくりの「場」や世代間交流の「場」として積極的に活用することで地域内連携が形成されていると言える。

注釈

- 注 5-1) 宇沢は（文献1）において、社会的共通資本とは、自然環境、社会的インフラストラクチャー、制度資本の三つの大きな範疇にわけて考えることができ、自然環境とは、待機、水、森林、河川、湖沼、海岸、沿岸湿地帯、土壌などであり、社会的インフラストラクチャーとは道路、交通機関、上下水道、電力・ガスなど、制度資本は、教育、医療、金融、司法、行政などの制度としている。
- 注 5-2) 小浦らは（文献2）の中で、「まち」のまとまりの特性として、①強いエッジやイメージにより共有化された「まち」のまとまりがある〈閉鎖系〉と、「まち」の意識が身近な範囲内にあり、共有化された地域のまとまりが希薄な〈開放系〉、②生活行動圏が「まち」の認識と一致する〈生活圏型〉と生活行動圏とは自立的に「まち」が共通して認識される〈イメージ型〉の2つの指標を見い出しており、「住区規模で「まち」のまとまりが共有化されている地域では、このまとまりを計画単位として、まちづくりを考えていくことが有効であるが、都市部では「まち」のまとまりの共有化が希薄な開放系の「まち」では、まちづくりの対象地区を地縁的・空間的に設定するのは難しい」としている。

参考文献

- 文献 1) 宇沢弘文、「社会的共通資本」、岩波新書、2000年
- 文献 2) 小浦久子、生島一明、「地域の使い方と地域認識にもとづく『まち』のまとまりに関する研究」、日本都市計画学会学術研究論文集、第33回、1998年

終章 研究の総括

終 - 1 プロセスの各段階における各主体間の関係

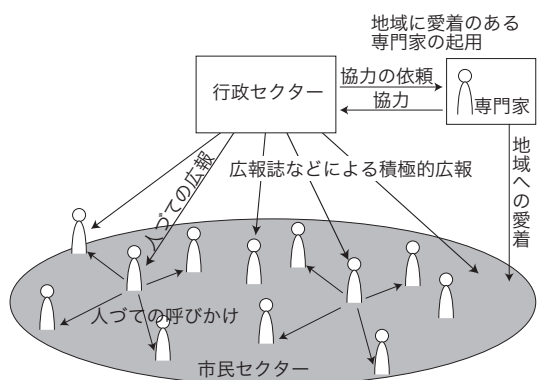
本章では、これまでの成果をふまえて、具体的にまちづくりを進めていく上で、各段階におけるまちづくり体制のあり方について示し、最後に各章の要約を述べる。

(1) 初動期／課題の発生と取り組み主体の登場

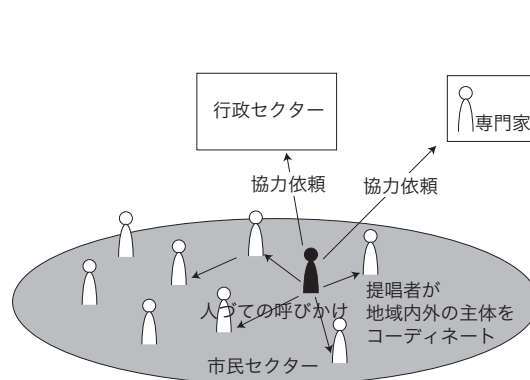
まちづくりの初動は、地域の課題を発見した個人、あるいは個人の所属する集団を中心として自発的に課題の解決に向けた行動を開始する。この初動は市民セクターによるもの、行政セクターをはじめとした市民セクター以外によるものなど多岐にわたる。そのため、初動するセクターの所在や地域の固有条件により、その後のプロセスや参画する主体の役割が変化するものと思われる。

まず、発意者とその周辺の少数のグループで初動した後、地域内の市民の賛同を得て組織化を図る。発意者とその周辺の人材のグループにより初動した場合などは周辺に住む市民との情報交換を重ねることにより、新たな人材を獲得し活動主体として成立する。この際、発意者が地域住民であれば既存の住民ネットワークを利用して人々に賛同を求めていく。また、発意者は地域における住民のまとめ役となり、対外的な窓口機能を果たす必要がある。

一方、直接市民との交流を持っていないセクターにより初動する場合などはまず、それまで何らかの活動を通じて交流のある人物を経由して人々へと参加を呼びかけると同時に広報誌などを通じて呼びかける必要がある。また、活動への参加を呼びかける際に参加した市民をコーディネートできるようなまとめ役や、組織の企画運営を行う専門性を有した人材の存在が重要である。さらにはこれらの人材も地域外部より、地域に愛着を持った専門家を起用することがその後の持続的展開を図る上では重要である。



図終-1 市民セクター以外により初動する際の関係主体の役割

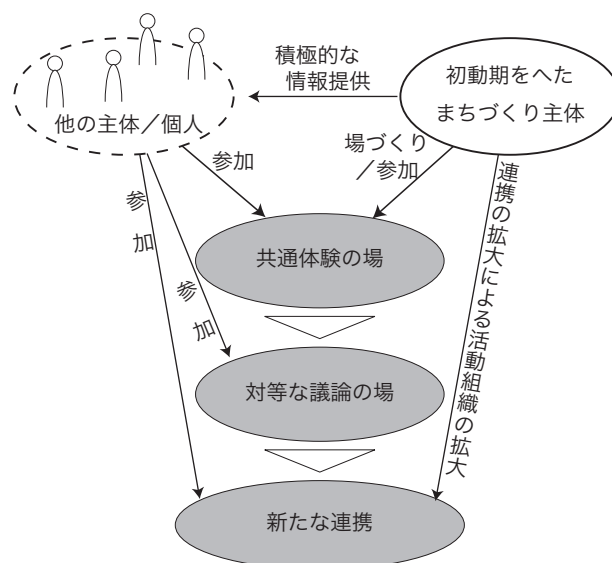


図終-2 市民セクターにより初動する際の関係主体の役割

(2) 活動拡大期／取り組みの多角化と新たな主体との連携

初動期を経た活動は、初動主体内部の連携の強化を図るとともに、他の人材の新たな参画を求めることで、活動主体の拡大を図る。この際には、新たな人材と活動目的や理念の共有を図ることが重要である。特に、解決すべき特定の課題がある場合はその活動目的や参画目的も明快であるため、活動目的の共有は図られやすいといえるが、誰もが共感できる地域課題が顕在化していない地域における、欲求レベル（注終-1）の高いまちづくり活動など、漠然としたテーマを理念や目的として掲げている場合は理念の共有はさらに重要となる。特に、コミュニティの結束がつよく、近所づきあいからくるしがらみによって参加している消極的な参加者の場合には理念や目的の共有を経ずして参画を得ても、その後のモチベーションの低下につながりやすく、長期的には好ましくない。こういった場合には、新たな賛同者を含めてフィールドワークなどの共通体験をすることにより、地域に対する共通認識を持つことが重要であり、その上で旧来からのメンバーと新しい参加者とが対等な立場で議論を進めることが重要である。この理念の共有を図らなければ新たな参加者の活動への負担意識へと繋がり活動の停滞へと至ることが多く見受けられた。

こうして活動の拡大を図ることで、より多くの人材により活動が効率化すると同時に、参加者個人の労力負担が減少し、より持続性の高いものとなる。



図終-3 主体の連携によるまちづくり主体の拡大

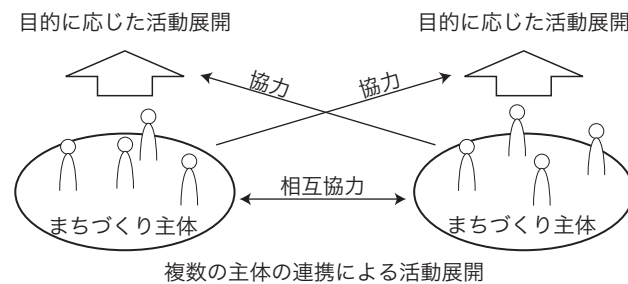
(3) 連携期／連携を通じた活動の広がり

活動拡大期に活動組織を拡大し効率化した主体は、自らの活動の弱点を、他の主体との連携によりカバーし、活動の成熟化を図る。これにより、単一主体による特定の課題解決に向けた活動が、複数の主体による複数の目的を持った複数の活動となり、総体としてのまちづくりがより広範なものへと推移する。このときは、それぞれの活動主体の活動目的や活動方法、理念の相違をそれぞれが理解した上で協力、調整することでより総合的なまちづくりへと展開していく。

圏域が広く、人口規模も比較的大きな地域では圏域内部に複数の主体が存在しているため、圏域内部でも連携の対象となる主体は行政や地元商店街、自治会など多数存在するといえる。こういった主体との積極的な連携を図ることで初動したセクターのみでは必ずしも解決できない資金面などの活動上の課題の克服も可能となる場合もある。

一方、圏域が狭く、人口規模も小さい地域では、圏域内部に別の主体を見いだすことが必ずしも現実的でない場合もある。こういった場合は、行政や中央官庁、各種財団や都市部の支援主体など、地域外の主体との連携により同様の課題を克服していくことも可能であり、この際には農地や自然など、地域住民にとってはごく普通の景観が資源となり、連携のきっかけとも成り得る。

このように、あらゆる課題を単一の主体内部で解決するのではなく、複数の主体の連携により解決していくことでまちづくり機運の高まりや、情報交流が生まれ、総体としてのまちづくりが活発化する。

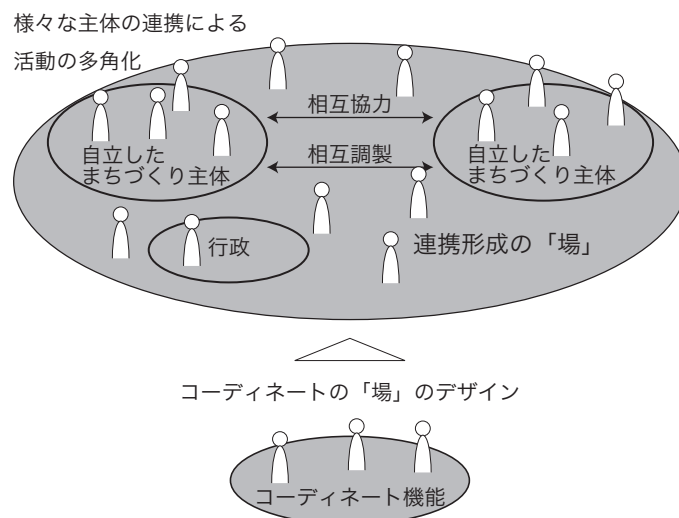


図終-4 複数の主体の連携による活動の展開

(4) 連携拡充期／複数の主体の連携による補完体制の確立

連携期で形成された連携を発展させ、より活発に活動していく際に重要であるのが、連携のコーディネート機能の誕生である。様々な目的を持った主体が連携するうえでもコーディネーターの存在は欠かせない。コーディネート機能が存在し、そのコーディネートにより複数の主体が連携し、それぞれの目的達成を目指した活動を展開することが重要である。また、このような複数の独立した団体による連携の場にはいくつかの種類（注終-2）があるが、個々の連携は地域の固有条件から来る地域の状況に応じて様々なスタイルが選択されるべきである。

本研究で取り上げた事例では、荒木町におけるネットワーク、小田原におけるプラットフォーム、伊座利地区におけるネットワークが挙げられる。この場合、荒木町や伊座利地区など、市民セクターにより自発的活動を契機に発展したプロセスにおいては、連携の対象に対して規定を設けずいつでも誰とでも連携を図っている。一方小田原における事例のように行政における参加型の研究会など、積極的なまちづくり意識を持った活動の発展経緯にはまちづくり理論の議論など専門性を求められることもあり、プラットフォーム型であるといえる。しかし、それぞれのまちづくりの理念に極端にこだわった活動の場合は、一般の人からは「難しい組織」という印象が持たれ、距離を置かれる傾向があるため、より柔軟な姿勢が新たな連携を育む上でも重要である。



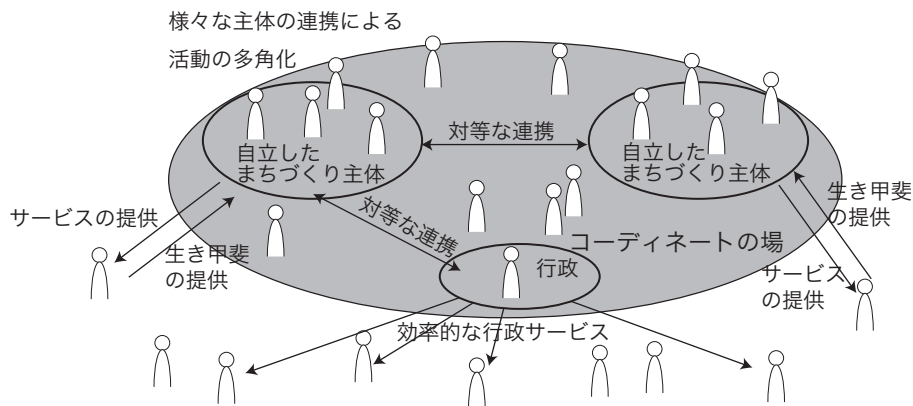
図終-5 様々な主体の連携による総合的まちづくりの活動

(5) 様々な主体による多角的公共サービスの提供

複数の主体の連携による多方面の活動展開によりそれぞれの目的達成が図られ、さらに連携を通じた情報共有により公共的ニーズに対する的確な対応が可能となる。このサービスの提供が提供される側のみならず、する側に対しても生き甲斐として認識され、林の提唱する「新しい公共」の体制が構築される。

こうした社会では、これまで行政により提供されてきた画一的な公共サービスとは異なる、受益者の求めるニーズに的確にきめ細やかに対応し、時には柔軟な転換も可能となる。

この結果、市町村合併をはじめとした効率化した行政はより効率的な行政サービスを提供し、様々なニーズに対応した公共サービスについてはこれまでの行政依存の体制から様々な活動目的や技術をもった市民セクターの主体の連携によるきめ細やかな公共サービスを提供する体制へと推移し、地域総体としてまちづくり体制が自律化するといえる。



図終-6 様々な主体の連携によるまちづくり体制の自律化

終 - 2 プロセスの実現に向けた提案

市民を中心としたまちづくりに於いてはその主役はあくまで市民であり、行政や専門家はその支援者である。一方で本研究で示したプロセスからまちづくりをデザインする上では、支援者による支援が必要となる場合がある。本項では、これまでの結果を受け、専門家や行政など「計画する意志」を持った主体が自律化プロセスの変遷メカニズムに対してどのような支援が可能であり、どのようなスタンスで支援を行うべきかを示すと共に、行政による支援の提案を行う。

(1) 行政の役割

まちづくり体制の自律化はすべての地域において自ずと形成されるものはない。まちづくりの気運の高まりが明確に現れない地域や広域化などにより地域内連携の図りにくい地域においては、行政をはじめとした公的なセクターにより、まちづくりのきっかけづくりがなされる必要がある。また、市民セクターなど行政以外のセクターにより自発的に初動したまちづくりにおいても、公的セクターは様々な支援を通じて積極的に連携を図っていく必要がある。また、これと同時に行政内部に専門家を育成していくことも重要な事項である。

1) 初動のデザイン

圏域の広がりが大きく、人口規模の多いなど、圏域内部の人材が散在している場合などはまちづくりの意志を持った人材がいても人材同士の連携が生まれにくく、初動しにくい場合もある。こうした場合などは、行政による参加型のまちづくり研究会など散在する人材が連携する「場」を行政が積極的につくっていく必要がある。このときに小田原市のような自治体シンクタンクは連携のみならず、その場での議論を通じて人材育成やまちづくりの新たなコンセプトの作成がなされるなどの効果が現れている。

2) 専門家との連携の場のデザイン

また、一般の市民などはまちづくりの専門家との接点が見出しにくいことも事実である。こういった場合などは、行政が積極的に専門家と活動主体のパイプ役となり、連携のきっかけをデザインする必要がある。この連携の場としては、具体的な事業策定に向けた委員会である場合もあれば、総合計画などの長期ビジョン策定の委員会、また本研究で取り上げたような市民参加型の研究組織も考えられる。

3) 活動資金の支援

近年になってまちづくりファンド（注終-4）など、市民活動をサポートする制度が普及し様々なメニューが用意されている。これらの制度は現状ではまだ先進的な自治体の取り組みの域を超えていないが、市民や企業のバックアップを積極的に受け入れることで先進地以外の地域においても積極的に取り入れていく必要がある。また、市民活動を経済的に支援する主体は行政のみとは限らないため、地域の企業や地元商店街など、地域活動への資金的支援が可能である主体と活動主体との連携を行政などが積極的にバックアップし、進めていくことが重要である。

一方で、初期の経済的支援を通じて、活動主体の経済的自立化を促し、将来的には支援を受けることなく、持続的に活動していくモデルづくりを活動主体には促していく必要がある。

(2) 専門家の役割

1) 人材育成

まちづくりの支援を要請された専門家は、必ずしも長期にわたり特定の地域のまちづくり支援を続けていくことが可能であるとは限らない。そこで、専門家がまちづくりを支援するに当たり、特に重要であるのが専門家との連携を経て、自らリーダーとなって他の市民を牽引する人材の育成である。これは人材育成それ自体を目的とした支援ではなく、まちづくりの支援を通じて、専門家が持つべき視点である。初動期においては、積極的に意識啓発を行い、市民の成熟に従ってより高度なレベルでの議論をするなど、人材を育成する視点に立った支援が重要である。

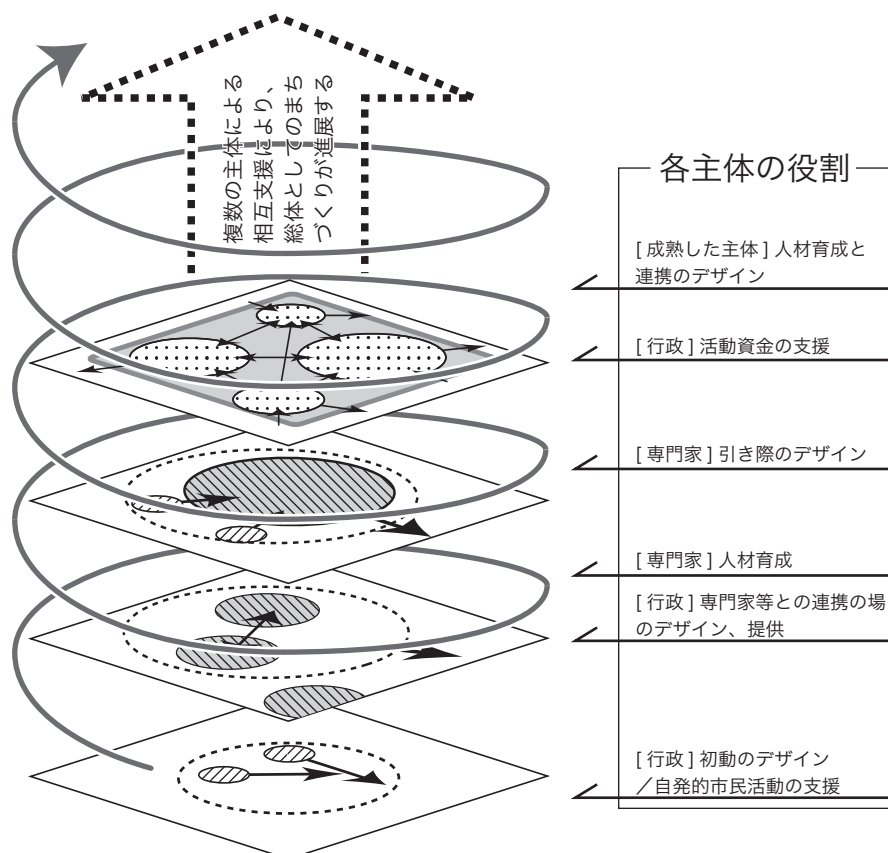
2) 引き際のデザイン

本研究で取り扱った事例についても、複数の専門家がボランティアな位置づけでの支援を戦略的に行ってきたことが、プロセスを進めるにあたって有用であった。これは「地域に愛着を持った専門家」の存在に起因していたが、一方で山島らの報告（注終-3）でも指摘されるように、こういったアドボケートプランナーのような専門家のボランティアな精神に依存することも必ずしも健全な状態であるとは言い難い。専門家は自身の市民活動としての活動と専門家としての活動の区別を明確にし、専門家としての活動の場合はプロセスの段階を経るなかで、主導権を将来的にまちづくりの中核を担う主体へと移管していくことで、徐々に専門家抜きの自律的な体制へと移していく必要がある。

(3) 成熟した主体の役割

1) 人材育成と連携のデザイン

まちづくりの担い手である市民セクターの主体も、本研究で示す通り自律的体制を構築すべく積極的に新しい担い手との連携を進めていく必要がある。また、周辺に連携の対象となる主体が存在しない場合は、自ら率先して人材育成を行っていくことで、より自律的な体制構築へとつながる。また、成熟し、俯瞰的な視野をもった主体は自らの活動目的をより公共的な目的へと推移させ、地域に複数ある主体や人材、行政や専門家などとの連携を市民セクターの側から積極的に促し、まちづくり総体をデザインする主体を誕生させていくことが重要である。



図終-7 自律的なまちづくり体制の形成プロセスにおける各セクターの役割

終 - 3 各章の要約

まちづくりへの市民参加が始まって30年余りが経ち、我が国では「パートナーシップ型」と呼ばれる複数の主体が連携したまちづくりが進められる時代となった。この流れは今日まで行政が主導してきた公共部門において、行政が市民などの主体に部分的な参加を求める体制から、市民等が行政と対等な立場で公共部門に参画し、自己責任、自己決定でまちづくりを担うような体制を構築するレベルに到達した事を示している。こうした背景のもと、市民を中心としたまちづくりが単一の主体ではなく複数主体の連合体としていかに自律化していくかという課題に市民まちづくり支援を目指す研究領域の学術的関心は移っている。本論文はまちづくりを市民活動の集積としてとらえ、市民をはじめとした様々な主体の連携を通じて構築されるまちづくり体制の自律化プロセスを対象とするものである。

本論文は、「まちづくりは市民を中心とした自律的な体制で進められるべきである」という前提のもと、まちづくり体制の自律化プロセスをデザインすることを目指すものである。具体的には、「まちづくり体制の自律化プロセス」を「特定の圏域において、複数の主体間での認知・補完により、市民主導による地域運営体が形成される過程」と定義し、事例調査を通じて、主体の役割と体制に着目して分析を行い、その変遷メカニズムを明らかにすることを目的とする。

本論文は5章、及び各章を要約し提案を行う終章で構成されている。

第1章「研究課題の整理」では、本論文の背景、目的、用語の定義を述べ、研究課題の整理を行い、市民によるまちづくり体制の自律化プロセスの仮説を示した。この中でまちづくり体制の自律化プロセスを「特定の圏域において、複数の主体間での認知・補完により、市民主導の地域運営体が形成される過程」と定義した。また、まちづくり事例のレビューを行い、本論文で取り上げるまちづくり事例のプロセスを、まちづくりの初動の動機、連携による課題解決の可能性、初動したセクターの所在、から「市民セクター単独によるまちづくりのプロセス」「行政セクターによる初動から市民セクター主導となったまちづくりのプロセス」「市民セクターによる初動から他の主体との連携により発展したまちづくりのプロセス」に分類し、位置づけた。続いて既往研究を「まちづくりプロセスに関する研究」及び「まちづくり主体に関する研究」の視点から整理し、本論文の位置づけを示した。

第2章「市民セクター単独によるまちづくりのプロセス」では、都心において町丁目レベルの狭域な地縁社会を形成し、市民セクターが単独で地域の開発コントロールを行っている東京都新宿区荒木町12番地を対象として取り上げ、インタビューなどの詳細な調査・分析により研究を進めた。行政による介入の難しい公法上の基準を満たした開発計画に対して、地域住民が地域の固有条件を論拠として開発業者との折衝を通じて開発コントロールを行っている事例に着目し、1. 住民がどのような論拠をもとに、2. どのような体制で折衝を重ねて来たのかを明らかにすることを目的として分析を進めた。その結果、一連のプロセスは1. 課題認識期、2. 組織形成期、3. 組織連携拡大期の3期に整理できた。課題認識期においては、近隣の高層ビルからのビル風により、地域内の家屋が被害を受けることで、地域内外に高層建築物が建つことが地域にとって脅威であることが地域住民の間で認識され、高層建築物の計画に対して地域内の折衝役を中心として敏感に対応するようになった。この際に、地域の固有条件を共有している狭い圏域を単位として活動したため、地域で課題を共有することが可能となり、住民が団結したことが明らかにされた。組織形成期では、地域内の生活インフラである私道が地域の共有財となることで、この管理主体として地域住民の組織化し、自らその整備水準をコントロールすることによって、地域住民にとって折衝の際の論拠とすることができた。組織連携拡大期では、一連の折衝で折衝役を務めてきた人材の引退により折衝能力が落ちたことに対して、同様の課題を抱える他地域との連携を通じて補完し、行政による条例制定に向けた動きへと繋がった。しかし、複数の地域での連携による対応のため、地域の固有条件を論拠とした折衝は難しくなった、ということが明らかになった。

第3章「市民セクターによる初動から他の主体との連携により発展したまちづくりのプロセス」では、孤立した漁村集落において、過疎少子化の状況からまちづくり活動を通じて人口増加などの成果を出している徳島県海部郡由岐町伊座利地区を対象とした。地区内外との交流活動を中心としたまちづくりの事例に着目し、住民の発意によりまちづくり活動が初動して以降、行政をはじめとした外部の主体と連携した経緯とその動機、連携した主体の役割の変遷を示すことを目的として分析を進めた。その結果、一連のまちづくりプロセスは1. 連携胎動期、2. 連携勃興期、3. 連携成長期の3期に整理できた。連携胎動期では地域の共同性の強さ、地区内の学校と地区の関係の深さ、地区外への開放性の高さなどの固有条件から、地域の課題が共有されやすく、発意者が折衝役となって地域の賛同を得ることにより地区住民全員参加のまちづくり組織を設立した。連携勃興期では、組織が中心となって、転入者や情報を得るために地区外との交流や長期滞在者の受け入れを行った。こうした地区内外の交流機会の増加が、地域の開放性をさらに高めた。また、交流活動を地域住民と学校が連携し

て実施することで、地区内の連携も強化された。連携成長期では、交流活動と転入者の受け入れを継続したことで、行政をはじめとした地区外主体にまちづくり活動の実績が評価され、新たな地区内外の連携の際の情報や予算の獲得に繋がり、これらの主体が新たな支援者をコーディネートすることにより連携が発展し、地区の固有性をさらに高める結果となったことが明らかとなった。

第4章では、「行政セクターによる初動から市民セクター主導となったまちづくりのプロセス」を扱う。神奈川県小田原市において、行政セクターである小田原市政策総合研究所とそこから誕生した市民セクターのまちづくり組織、「特定非営利活動法人小田原まちづくり応援団」「小田原やんべえ倶楽部」に着目し、市民組織が誕生し、まちづくり活動を展開している事例を対象とした。研究所からの市民組織が誕生する経緯において各主体が果たした役割を明らかにすることを目的として分析を進めた。その結果、一連のプロセスは1. 研究会結成期、2. 研究活動期、3. 活動独立期、4. 活動成熟期の4期に整理できた。研究会結成期では行政の公募による市民、行政により招聘された専門家が一体となって研究会を結成することで、広い圏域に散在する人材が組織化された。研究活動期では、研究会を構成する市民や行政、専門家等すべての人材がまち歩きなどの共有体験を基に対等な立場で議論することにより、議論の成果が全員で共有され、信頼関係が構築された。対外的には公開研究会などを通じて共通体験と対等な議論の場をつくることで賛同者を得ることが出来た。活動独立期では、研究活動期の公開研究会などで培われた人脈を基に、研究会の市民研究員、専門家、賛同した他の市民により市民セクターに新たなまちづくり組織が誕生した。その場においては、地域に愛着を持つ専門家の献身的な参画により、行政セクター内部にあった研究会と同様の活動が展開されたことが分かった。活動成熟期では、誕生した市民組織が中心となって他の市民組織の連携をコーディネートし、複数の主体の連携による自律的なまちづくり体制が形成されつつあることが明らかになった。

第5章では、これまでの結果より、まちづくり体制の自律化プロセスと、それを規定する地域の固有条件を整理した。その結果、まず3つの事例の段階変遷同期の共通性から、まちづくり体制の自律化プロセスを、1. 初動段階、2. 活動拡大段階、3. 連携段階、4. 連携拡充段階、の4段階で整理した。さらに、自律化プロセスを規定する地域の固有条件のうち、地形、気候風土、人口規模は地域の一体性や人材の確保の可能性に関連することが明らかになった。私道などの生活インフラや地域の核施設は市民セクターが一体となって活動する際の根拠や拠点となることが明らかになった。また、地域の産業構造や歴史的文脈は、それ自体が

まちづくりを進める際のコンセプトや地域内連携の要因となることが明らかになった。次に、市民によるまちづくり体制の自律化プロセスにおける各段階でのまちづくりの体制と各主体の役割の変遷から、自律化プロセスのメカニズムを明らかにした。その結果、自律化プロセスが変遷する要因はまず、1. 初動段階から活動拡大段階においては、活動を開始したグループの組織化、活動の事業化が挙げられた。2. 活動拡大段階から連携段階へは、対外的な活動の開始と組織間連携の形成が挙げられた。3. 連携段階から連携拡大段階へは、補完体制の拡大と連携をコーディネート機能の出現が挙げられた。

終章では、まちづくり体制の自律化プロセスにおける連携のあり方と各主体の役割を提案した。最後に本論文の要約を記した。

注釈

- 注終-1) マズローは人間欲求を5段階のピラミッドにたとえ、1段階目の生理的欲求から5段階目の自己実現までのステップを1段階ずつあがっていく、としている。
- 注終-2) 饗庭は（文献1）の中で連携の種類を1. パートナーシップ、2. アリーナ、3. プラットフォーム、4. フォーラム、5. ネットワークの5つに分類し整理している。
- 注終-3) 山島らは（文献2）のなかでボランティアな専門家に対する報酬の不足を指摘している。
- 注終-4) （文献3）においてコミュニティファンドについての特集が組まれており、この中で我が国の先駆的なファンドである「世田谷まちづくりファンド」の課題として『まちづくりグループが自然にネットワークを形成しながら、次の展開が行われるという物語が描かれていましたが、なかなかそうは行かない』としている。また、その原因として『町内会とNPOなど新しい市民団体の間、市民団体同士の間でも新旧の断絶があって先輩団体の経験が新参の団体に効果的に伝達されない』としている。

参考文献

- 文献1) 饗庭伸、「ジョイントガバナンスのデザイン」、早稲田大学まちづくりシンポジウム2004資料「選択可能都市への相互デザイン」、p.15、2004年7月
- 文献2) 山島哲夫、横堀肇、清水成俊、「初動期の街づくりにおける街づくり専門家の役割について」、日本都市計画学会学術研究論文集、第34回、pp.553-558、1999年
- 文献3) 「特集1 コミュニティのためのファンド&バンク」、「季刊まちづくり9」、学芸出版社、pp.12-64、2005年6月

参考文献・図表・研究業績一覧

参考文献

第1章

- 文献 1) 山田晴義、「市民協働のまちづくり」、本の森、2002年
- 文献 2) 白井均, 他、「eガバナンス - 『戦略政府+革新企業』による日本再生-」、日本工業新聞社、2003年
- 文献 3) 荒木昭次郎、「日本における協働型まちづくり」、アジア太平洋都市サミット・第5回実務者会議基調講演、2003年11月
- 文献 4) 林泰義、「コミュニティベイストプランニングと公共性」、都市計画 234、p.5、2001年12月
- 文献 5) 佐谷和恵、「103 パートナシップ」、まちづくりキーワード事典、学芸出版社、p.235、1997年
- 文献 6) 肥後雅博、「地方財政の現状と今後の展望」、日本銀行ワーキングペーパーシリーズ、No.05-J-12、2005年7月
- 文献 7) 佐々木信夫、「市町村合併」、ちくま新書、2002年
- 文献 8) 川瀬憲子、「市村合併と自治体の財政」、自治体研究者、2001年8月
- 文献 9) 松行康夫, 松行彬子、「公共経営学」、丸善株式会社、2004年
- 文献 10) 山崎義人、「高流動性社会を背景とした過疎地の集落環境の利用管理に関する研究」、早稲田大学学位論文、2003年3月
- 文献 11) 地域コミュニティづくり研究会編、「自立型地域コミュニティへの道」、ぎょうせい、2004年1月
- 文献 12) 日本建築学会編、「まちづくり教科書1 まちづくりの方法」、2004年3月
- 文献 13) 日本建築学会編、「建築設計資料集成 [地域・都市I - プロジェクト編]」、丸善、2003年9月
- 文献 14) 吉阪隆正、吉阪隆正集「不連続統一体を」、勁草書房、1984年10月
- 文献 15) 饗庭伸、「協働型まちづくりを支えるマスタープランの計画技術の研究」、早稲田大学学位論文、2003年3月
- 文献 16) 新村出編、「広辞苑 第五版」、岩波書店、2004年
- 文献 17) 後藤春彦, 佐久間康富, 田口太郎、「まちづくりオーラル・ヒストリー 『役に立つ過去』を活かし、『懐かしい未来』を描く」、水曜社、2005年3月
- 文献 18) 日本建築学会編、「まちづくりの方法」まちづくり教科書第1巻、丸善出版社、

2004年3月

- 文献 19) 志村秀明、「住民主体のまちづくりデザインゲームによるまちづくり支援手法に関する研究」、早稲田大学学位論文、2003年3月
- 文献 20) 小島康太郎、三浦聖樹、杉崎和久、小泉秀樹、「市民の自律的まちづくり提案活動を支援する情報提供に関する研究」、日本都市計画学会学術研究論文集、pp.841-846、2002年
- 文献 21) 兵庫県まちづくり基本条例、1999年3月
- 文献 22) 荻谷剛彦編著、「創造的コミュニティのデザイン 教育と文化の公共空間」、有斐閣、2004年1月
- 文献 23) 人見剛、辻山幸宣、「協働型の制度づくりと政策形成」、ぎょうせい、2000年12月
- 文献 24) 原科幸彦編著、「市民参加と合意形成」、学芸出版社、2005年9月
- 文献 25) 山田晴義、「市民協働のまちづくり」、本の森、2002年10月
- 文献 26) 杉原五郎、「参加型まちづくり時代のコンサルタント」、はる書房、2002年8月
- 文献 27) 西村幸夫、「西村幸夫都市論ノート」、鹿島出版、2000年7月
- 文献 28) 松行康夫、松行彬子、「公共経営学 市民・行政・企業のパートナーシップ」、丸善株式会社、2004年3月
- 文献 29) 神野直彦、澤井安勇、「ソーシャル・ガバナンス 新しい分権・市民社会の構図」、東洋経済新報社、2004年2月
- 文献 30) 林泰義編著、「市民社会とまちづくり」、新時代の都市計画2、ぎょうせい、2000年5月

第2章

- 文献 1) 五十嵐敬喜、「日照権の理論と裁判」、三省堂、1980年
- 文献 2) 秋本福雄、「公共と民間の協議における都市開発に関する研究 - アメリカにおける Negotiated Developments の類型とプロセス -」、日本都市計画学会学術研究論文集、第28回、p.289、1993年
- 文献 3) 秋本福雄、「公共と民間の協議における都市開発の計画と実践手段とプロセスに関する考察 - カリフォルニア州の事例 -」、日本都市計画学会学術研究論文集、第30回、p.421、1995年
- 文献 4) 秀島栄三他、「都市開発事業における共同体制の形成成立条件に関するゲーム

- 論的考察」、日本都市計画学会学術研究論文集、第30回、p.427、1995年
- 文献5) 室田昌子、「台規模事業を契機とした周辺住環境整備に関わるまちづくり協議会の運営課題に関する一考察 - 東京都区内を対象とし実現性に着目して -」、日本都市計画学会学術研究論文集、第33回、p.547、1998年
- 文献6) 高見沢邦郎、「建築協定と地区計画の使われ方の比較 - 住環境保全型を中心に -」、日本建築学会計画系論文集、第466号、p.113、1994年12月
- 文献7) 高橋昭子他、「住民発意型建築協定の特性と協定締結の阻害要因（大阪府・京都府および兵庫県を中心として）住宅地における住民発意型建築協定に関する研究 その1」、日本建築学会計画系論文集、第494号、p.187、1997年4月
- 文献8) 松原治郎、「コミュニティの社会学」、東京大学出版会、1978年
- 文献9) 荒木町を発見する会、「まち・ものづくりフォーラム 荒木町を発見する会の活動から その1」、まち・ものフォーラム、1997年
- 文献10) 田口太郎、後藤春彦、「建築紛争時における住民と開発業者の折衝の経緯と論拠」、日本建築学会計画系論文集、No.552、2002年2月

第3章

- 文献1) 徳島県由岐町、「由岐町都市漁村交流対策調査検討業務報告書」、2003年3月
- 文献2) 徳島県由岐町、「由岐町住宅マスタープラン推進業務報告書」、2004年3月
- 文献3) 吉本哲朗、「地元学テキスト 風に聞け、土に聞け 風と風土の地元学」、現代農業五月増刊号、52号、農山漁村文化協会、2001年
- 文献4) 由岐町史編纂委員会：由岐町史・上巻〈地域編〉、由岐町教育委員会、1985
- 文献5) 伊座利の未来を考える推進協議会：なにもないけど、なにかある！自然海化I・ZA・RI、徳島県海部郡伊座利、2003
- 文献6) 伊座利の未来を考える推進協議会内プランニングK：伊座利の持続を求めて：伊座利の未来を考える推進協議会、2000
- 文献7) 門田誠：伊座利大好き：徳島新聞、2003.5.12-14,16,17,19-22
- 文献8) 徳島県民活動プラザ交流誌 げんきのなる木、vol.5、徳島県民活動プラザ、2003
- 文献9) 八幡桃子、「孤立小規模漁業集落における集落内外連携の発展経緯と成果」、早稲田大学修士論文、2005年2月
- 文献10) 小田切徳美ほか4名：自律と協働による まちづくり読本、ぎょうせい、2003

- 文献 11) 山岡栄一：漁村社会学の研究，大明堂，1963
- 文献 12) 小沼勇：日本漁村の構造類型，東京大学出版会，1957
- 文献 13) 柿本典昭：漁村の地域的研究，大明堂，1973
- 文献 14) 青野壽郎：青野壽郎著作集Ⅲ 漁村水産地理学研究第 3 集，古今書院，1982
- 文献 15) 大内宏友，高橋康征，桐島徹：地域住民の環境認知にもとづく沿岸漁村地域の景観圏域について，日本建築学会計画系論文集，第 507 号，pp.53-59,1998.5
- 文献 16) 根來宏典，大内宏友：環境認知による沿岸漁村地域における複合圏域形成のプロセス，日本建築学会計画系論文集，第 573 号，pp.60-70,2003.11
- 文献 17) 土井良浩，土肥真人：漁村のオープンスペースにおける空間改変と地区住民の認識に関する研究，第 33 回日本都市計画学会学術研究論文集，1998

第 4 章

- 文献 1) 小田原市政策総合研究所研究紀要「小田原スタディ 1 号」、小田原市政策総合研究所、2001 年 3 月
- 文献 2) 小田原市政策総合研究所研究紀要「小田原スタディ 2 号」、小田原市政策総合研究所、2002 年 5 月
- 文献 3) 小田原市政策総合研究所研究紀要「小田原スタディ 3 号」、小田原市政策総合研究所、2003 年 5 月
- 文献 4) 「小田原やんべえ倶楽部」規約、2002 年 4 月
- 文献 5) 「特定非営利活動法人小田原まちづくり応援団」規約、2004 年 4 月
- 文献 6) 小田原市政策総合研究所事務取扱要領
- 文献 7) 小田原市政策総合研究所運営会議資料、平成 12 年 4 月
- 文献 8) 田口太郎，後藤春彦、「まちづくり活動主体の自立プロセスと自治体シンクタンクの役割に関する研究」、日本建築学会計画系論文集、No.587、2005 年 1 月

第 5 章

- 文献 1) 宇沢弘文、「社会的共通資本」、岩波新書、2000 年
- 文献 2) 小浦久子，生島一明、「地域の使い方と地域認識にもとづく『まち』のまとまりに関する研究」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 33 回、1998 年

終章

- 文献 1) 饗庭伸、「ジョイントガバナンスのデザイン」、早稲田大学まちづくりシンポジウム 2004 資料「選択可能都市への相互デザイン」、p.15、2004 年 7 月
- 文献 2) 山島哲夫, 横堀肇, 清水成俊、「初動期の街づくりにおける街づくり専門家の役割について」、日本都市計画学会学術研究論文集、第 34 回、pp.553-558、1999 年
- 文献 3) 「特集 1 コミュニティのためのファンド&バンク」、「季刊まちづくり 9」、学芸出版社、pp.12-64、2005 年 6 月

図表一覧

第1章

| | |
|-------------------------|----|
| 図 1-1 「自律」したまちづくりの体制と圏域 | 8 |
| 図 1-2 「セクター」と「主体」の関係 | 9 |
| 図 1-3 まちづくりの状況と初動セクター | 12 |
| 図 1-4 まちづくりの動機の5段階 | 15 |
| 図 1-5 自律的まちづくりの概念 | 17 |
| 図 1-6 まちづくり体制の自律化プロセス | 19 |
| 図 1-7 研究のフロー | 22 |
| 図 1-8 まちづくりの圏域規模と動機の段階 | 24 |
| 図 1-9 研究対象の位置づけ | 26 |

第2章

| | |
|--------------------------|----|
| 図 2-1 荒木町 12 番地の概要 | 46 |
| 表 2-2 対象とするマンション紛争と地区の来歴 | 47 |
| 表 2-1 インタビュー調査対象者 | 47 |
| 図 2-2 対象とするマンション紛争の位置 | 48 |
| 図 2-3 荒木町の断面概念図 | 49 |
| 図 2-4 荒木町の固有条件 | 49 |
| 図 2-5 明治期の荒木町 | 49 |
| 図 2-6 事例③、④、⑤、⑦、⑧における経緯 | 50 |
| 図 2-7 事例①における経緯 | 51 |
| 図 2-8 事例⑨における経緯 | 51 |
| 図 2-9 事例⑩における経緯 | 52 |
| 図 2-10 事例⑪における経緯 | 52 |
| 図 2-11 事例②における経緯 | 52 |
| 図 2-12 事例⑥における経緯 | 53 |
| 図 2-13 事例⑫における経緯 | 53 |
| 図 2-14 荒木町 12 番地 東西断面模式図 | 57 |
| 図 2-15 地形条件からくる一体性 | 57 |

| | | |
|--------|------------------------|----|
| 図 2-16 | 私道管理を取り巻く組織の関係 | 58 |
| 図 2-17 | 私道をめぐる住民と開発業者 | 59 |
| 図 2-18 | 折衝役と各組織の関係 | 60 |
| 図 2-19 | 折衝役の行政対応 | 60 |
| 図 2-20 | 各段階における荒木町 12 番地の対応 | 61 |
| 図 2-21 | 荒木町 12 番地における住民意識の形成過程 | 62 |
| 図 2-22 | 荒木町におけるまちづくりのプロセス | 64 |
| 図 2-23 | 荒木町におけるまちづくり体制の変遷プロセス | 65 |

第 3 章

| | | |
|--------|----------------------------|----|
| 表 3-1 | インタビュー調査対象者一覧 | 75 |
| 図 3-2 | 伊座利地区におけるまちづくりの沿革 | 76 |
| 図 3-1 | 伊座利地区の位置 | 76 |
| 図 3-3 | 伊座利地区の固有条件 | 77 |
| 図 3-4 | 伊座利地区における課題認識 | 78 |
| 図 3-5 | 伊座利地区における主体連携 | 79 |
| 図 3-6 | 水産加工場整備における地区住民と行政の連携 | 80 |
| 図 3-7 | 空き家改修における地区住民と行政の連携 | 80 |
| 図 3-8 | 「磯学習（地域学習）」実現の際の連携 | 81 |
| 図 3-9 | 「子どもの秘密基地づくり」における連携 | 81 |
| 図 3-10 | 地区住民と学校、地区外組織の連携 | 82 |
| 図 3-11 | 「交流学习」における連携 | 83 |
| 図 3-12 | 「キャンプ場整備」における連携 | 83 |
| 図 3-13 | 地区住民と行政の連携の際の各主体の役割 | 84 |
| 図 3-14 | 地区住民と学校の連携の際の各主体の役割 | 84 |
| 図 3-15 | 地区住民と学校、地区外の組織の連携の際の各主体の役割 | 85 |
| 図 3-16 | その他の連携の際の各主体の役割 | 85 |
| 表 3-2 | アンケートの概要 | 86 |
| 表 3-3 | 各関係主体が連携を積極的に行った動機 | 87 |
| 図 3-17 | 地区内外の各主体の動きと連携 | 88 |
| 図 3-18 | 環境の整備・維持を担う主体の変化 | 89 |
| 図 3-19 | 産業の整備・維持を担う主体の変化 | 90 |

| | | |
|--------|---------------------|----|
| 表 3-4 | 連携による成果と課題 | 90 |
| 図 3-20 | 文化の振興・維持を担う主体の変化 | 91 |
| 図 3-21 | 地区の活動に対する地区内住民の参加頻度 | 93 |
| 図 3-22 | 連携の発展による成果と課題 | 93 |
| 図 3-23 | 労力負担と各主体の意識 | 94 |
| 図 3-24 | 経済負担と各主体の意識 | 94 |
| 図 3-25 | 伊座利地区における地区内外連携の変遷 | 95 |
| 図 3-26 | 集落内外の連携における各主体の役割 | 97 |

第 4 章

| | | |
|--------|-------------------------------------|-----|
| 表 4-1 | 調査対象者と属性 | 104 |
| 図 4-1 | 小田原市の位置と概要 | 105 |
| 図 4-2 | 小田原市政策総合研究所の組織図 | 106 |
| 表 4-2 | 研究所の役職とセクター | 106 |
| 表 4-3 | 2000 年度提案「7つのプロジェクトと 21 の重点提案」 | 107 |
| 図 4-3 | 研究所からのまちづくり活動グループの誕生 | 107 |
| 表 4-4 | おだわら車座の内容 | 108 |
| 表 4-5 | 2002 年度の活動 | 109 |
| 表 4-6 | 市民研究員経験者の研究所参画理由 | 111 |
| 表 4-7 | 研究所関係者が研究所から独立する意志をもった背景 | 113 |
| 図 4-4 | 研究所から活動が独立するまでの経緯 | 114 |
| 図 4-5 | 研究会の活動の効果 | 114 |
| 図 4-6 | 研究所からの誕生プロセス | 115 |
| 表 4-8 | 研究所非関係者と研究所との関わりと誕生した市民組織への参画経緯 | 117 |
| 図 4-7 | 研究所非関係者の参画経緯 | 118 |
| 表 4-9 | 公開研究会のプログラム例 | 119 |
| 図 4-8 | 公開研究会の意義 | 119 |
| 図 4-9 | 連携時の議論のレベル差の意識とその対応 | 120 |
| 図 4-10 | 研究所関係者、非関係者の連携の経緯 | 121 |
| 図 4-11 | | |
| | 市民組織の研究所からの誕生プロセスと各プロセス段階における研究所の役割 | 122 |
| 図 4-12 | 小田原におけるまちづくり体制の変遷プロセス | 123 |

第5章

| | | |
|-------|----------------------------|-----|
| 図 5-1 | まちづくり体制の自律化プロセスと地域の固有条件の関係 | 135 |
| 図 5-2 | 初動段階における体制モデル | 136 |
| 図 5-3 | 活動拡大段階における体制モデル | 136 |
| 図 5-4 | 連携段階における体制モデル | 137 |
| 図 5-5 | 連携拡充段階における体制モデル | 137 |
| 図 5-6 | 初動段階から活動拡大段階への変遷メカニズム | 138 |
| 図 5-7 | 活動拡大段階から連携段階への変遷メカニズム | 139 |
| 図 5-8 | 連携段階から連携拡充段階への変遷メカニズム | 140 |
| 表 5-1 | プロセスの独自性を規定する地域の固有条件 | 141 |

終章

| | | |
|-------|--------------------------------|-----|
| 図終 -1 | 市民セクター以外により初動する際の関係主体の役割 | 149 |
| 図終 -2 | 市民セクターにより初動する際の関係主体の役割 | 149 |
| 図終 -3 | 主体の連携によるまちづくり主体の拡大 | 150 |
| 図終 -4 | 複数の主体の連係による活動の展開 | 151 |
| 図終 -5 | 様々な主体の連携による総合的まちづくりの活動 | 152 |
| 図終 -6 | 様々な主体の連携によるまちづくり体制の自律化 | 153 |
| 図終 -7 | 自律的なまちづくり体制の形成プロセスにおける各セクターの役割 | 156 |

研究業績一覧

| | | | | |
|-----|---|--------------------------------|----------|------------------------------|
| 論文 | 転出者の故郷における地域活動支援への参加意識に関する研究 - 埼玉県秩父市中宮地町からの転出者を対象として - | 日本都市計画学会 都市計画論文集 No.40-3 | 2005年11月 | 根岸亮太 後藤春彦 田口太郎 井上由梨 |
| 論文 | 地場産業に依存した交流事業の現状と課題 - 長崎県波佐見町における産業振興を目的とした創作家受け入れを事例として - | 日本都市計画学会 都市計画論文集 No.40-3 | 2005年11月 | 澤田 章 後藤春彦 田口太郎 井上由梨 |
| ○論文 | まちづくり活動主体の自立プロセスと自治体シンクタンクの役割に関する研究 - 神奈川県小田原市政策総合研究所を事例に - | 日本建築学会計画 系論文集 No.587 | 2005年1月 | 田口太郎 後藤春彦 |
| 論文 | 口述史調査記録のデータベースシステムの開発に関する研究 - まちづくり・オーラル・ヒストリーを事例として - | 日本建築学会技術 報告集第20号 | 2004年12月 | 中神賢人 後藤春彦 田口太郎 山崎義人 |
| 論文 | 温泉観光地における住民生活と観光の相関に関する研究 - 空間的・時間的側面から見た生活行動 - | 日本都市計画学会 都市計画論文集 No.39-3 | 2004年11月 | 井上由梨 後藤春彦 村上佳代 田口太郎 |
| 論文 | 都心更新プロジェクト推進にむけた民間開発者からの開発手法の検討 | 日本建築学会計画 系論文集 No.572 | 2003年12月 | 大島洋一 田口太郎 後藤春彦 |
| ○論文 | 建築紛争時における、住民と開発業者の折衝の経緯と論拠 - 新宿区荒木町12番地を事例として - | 日本建築学会計画 系論文集 No.552 | 2002年2月 | 田口太郎 後藤春彦 |
| 論文 | こどもの遊び空間と創造力の関係に関する研究 | 日本建築学会関東 支部研究報告集 | 1999年2月 | 田口太郎 後藤春彦 三宅 諭 |
| 講演 | 地場産業を軸とした交流活動の効果と課題に関する研究 - 長崎県波佐見町の作陶家志望学生受け入れを事例として - | 日本建築学会大会 学術講演梗概集(近畿) | 2005年9月 | 根岸亮太 後藤春彦 田口太郎 井上由梨 |

研究業績一覧

| | | | | |
|-----|---|--------------------------|---------|------------------------------|
| 講演 | 地場産業を軸とした交流活動の効果と課題に関する研究 -長崎県波佐見町の作陶家志望学生受け入れを事例として- | 日本建築学会大会 学術講演梗概集(近畿) | 2005年9月 | 澤田 章 後藤春彦 田口太郎 井上由梨 |
| 講演 | 新規開発地域における住民による地域活動に関する研究 -臨海副都心港区居住地域における住民組織を対象として- | 日本建築学会大会 学術講演梗概集(近畿) | 2005年9月 | 松岡史隆 後藤春彦 田口太郎 他2名 |
| 講演 | 山梨県早川町における地域づくりに関する研究 その3 -草塩集落の集落維持の労力負担について- | 日本建築学会大会 学術講演梗概集(北海道) | 2004年9月 | 土田 真 後藤春彦 鞍打大輔 田口太郎 |
| 講演 | 温泉観光地における住民生活と観光地の相関に関する研究 | 日本建築学会大会 学術講演梗概集(北海道) | 2004年9月 | 井上由梨 後藤春彦 村上佳代 田口太郎 |
| 講演 | 徳島県由岐町木岐地区における「漁村オーラルヒストリー調査」の取り組み -まちづくり・オーラル・ヒストリー調査報告- | 日本建築学会大会 学術講演梗概集(北海道) | 2004年9月 | 八幡桃子 後藤春彦 田口太郎 他4名 |
| 講演 | 神奈川県小田原市における「まち語り」「懐古新聞」の取り組み -まちづくり・オーラル・ヒストリー研究その1- | 日本建築学会大会 学術講演梗概集(東海) | 2003年9月 | 田口太郎 後藤春彦 山崎義人 |
| 著書 | まちづくりオーラル・ヒストリー 「役に立つ過去」を活かし、「懐かしい未来」を描く | 水曜社 | 2005年3月 | 後藤春彦 佐久間康富 田口太郎 |
| その他 | 「漁村におけるまちづくりオーラル・ヒストリー調査とその成果の活用」報告書 | (財)漁港漁場漁村技術研究所 | 2005年3月 | 後藤春彦 田口太郎 他多数 |
| その他 | 「徳」の先に見えるもの | 小田原市政策総合研究所 | 2004年3月 | 単名 |
| その他 | 研究所主導から市民主導のまちづくりの展開に向けて | 小田原市政策総合研究所 | 2003年3月 | 単名 |

研究業績一覧

| | | | | |
|-----|--|--------------------|---------|-------------------------------------|
| その他 | 中山間・離島／多自然居住地域における地域づくり支援分科会研究報告書 | 分権型社会の都市・地域ビジョン研究会 | 2003年3月 | 戸沼幸市 後藤春彦 田口太郎 他多数 |
| その他 | 小田原オーラルヒストリー調査 | 小田原市政策総合研究所 | 2003年3月 | 後藤春彦 田口太郎 他多数 |
| その他 | 中山間・離島／多自然居住地域における地域づくり支援分科会研究報告書 | 分権型社会の都市・地域ビジョン研究会 | 2002年3月 | 戸沼幸市 後藤春彦 田口太郎 他多数 |
| その他 | 小田原遺産調査（オーラルヒストリー調査） | 小田原市政策総合研究所 | 2002年3月 | 後藤春彦 山崎義人 田口太郎 他多数 |
| その他 | 熊本県合志町竹迫下町地区魅力化計画 | 熊本県合志町 | 2002年3月 | 後藤春彦 吉田道郎 田口太郎 他多数 |
| その他 | MIT / Waseda Design Workshop 2000 | 早稲田大学後藤研究室 | 2000年8月 | 後藤春彦 田口太郎 他多数 |
| その他 | 美里町北部整備プラン | 埼玉県美里町 | 2000年5月 | 後藤春彦 笠原 卓 田口太郎 安斉慎吾 |
| その他 | URBAN DESIGN WORKSHOP BY WASEDA UNIV. AND CHONBUK NATIONAL UNIV. | 全北大学校 | 2000年3月 | 後藤春彦 三宅 諭 李 彰浩 田口太郎 他多数 |

研究業績一覧

| | | | | |
|-----|--------------------------------------|------------|----------|--------------------------------------|
| その他 | 「歴史と文化の街づくり・里づくり」整備計画策定調査報告書 | 埼玉県都市整備公社 | 2000年3月 | 後藤春彦 三宅 諭 田口太郎 他5名 |
| その他 | 新潟県高柳町地域づくりを振り返る ～地域づくり十年の聞き書き～ | 新潟県高柳町 | 2000年3月 | 後藤春彦 吉田道郎 佐久間康富 田口太郎 他多数 |
| その他 | MIT / Waseda Design Workshop 1999 | 早稲田大学後藤研究室 | 1999年10月 | 後藤春彦 田口太郎 他多数 |

謝辞

本論文は、早稲田大学大学院において後藤春彦教授の御指導のもとで取り組んできた研究を取りまとめたものであります。私が後藤春彦研究室の門をたたいて8年の歳月が経ちました。この間、私自身の問題意識や考え方が変化発展していった結果、「まちづくり体制の自律化」という1つのキーワードにたどり着くことが出来ました。ここに至ることが出来たのも、これまでの様々な方々との出会いや議論の結果であり、その源の多くは後藤春彦教授にありました。また、研究を進めるにあたり、研究の主題設定から取りまとめに至るまで、並々ならぬ御指導を賜りました。さらに研究室での生活のなかでも、貴重な御教示を多数頂きました。ここに、深く感謝の意を表させていただきます。

本論文は、主に新宿区荒木町、徳島県由岐町、神奈川県小田原市でのインタビュー調査を中心に進めてきたものであります。インタビュー調査という調査手法そのものが、地域の方々と密接に関わって頂くことではじめて成立する方法だとも言えます。それぞれの地域の方々の格別の御理解と御協力を頂きました。厚く御礼申し上げます。

大学院における研究過程で御指導を頂いた諸先生方にも感謝の意を表させていただきます。特に論文作成と審査の過程において、井手久登客員教授から、研究に対する姿勢や意義、進め方に至るまで御教示を頂きました。佐藤滋教授には、論の展開からまとめ方に至るまで貴重な御指導を賜りました。卯月盛夫芸術学校教授にはまちづくり実践の現場からの的確な御指導を賜りました。心から感謝致し、御礼申し上げます。

後藤春彦研究室に入室して最初に御指導頂いた三宅諭岩手大学講師、私がこれまで所属してきた「参加ゼミ」「地域経営ゼミ」「地域運営ゼミ」や各プロジェクトチームのメンバーの方々にも感謝致します。ゼミのメンバーとの議論やフィールドワークを通じて問題意識を深めることが出来ました。特に、本論文においては八幡桃子氏の御協力によるところが大きいです。また、執筆の最終段階において、お互い声を掛けあい、励まし合った佐藤研究室の川原晋助手にも感謝致します。川原さんという強力な仲間を持てたおかげで、最後までへこたれずに突き進むことが出来ました。

最後に、私事ではありますが、遠く異国の地から研究の道に進むことを支援して下さった両親に感謝致します。

2006年2月

田口 太郎